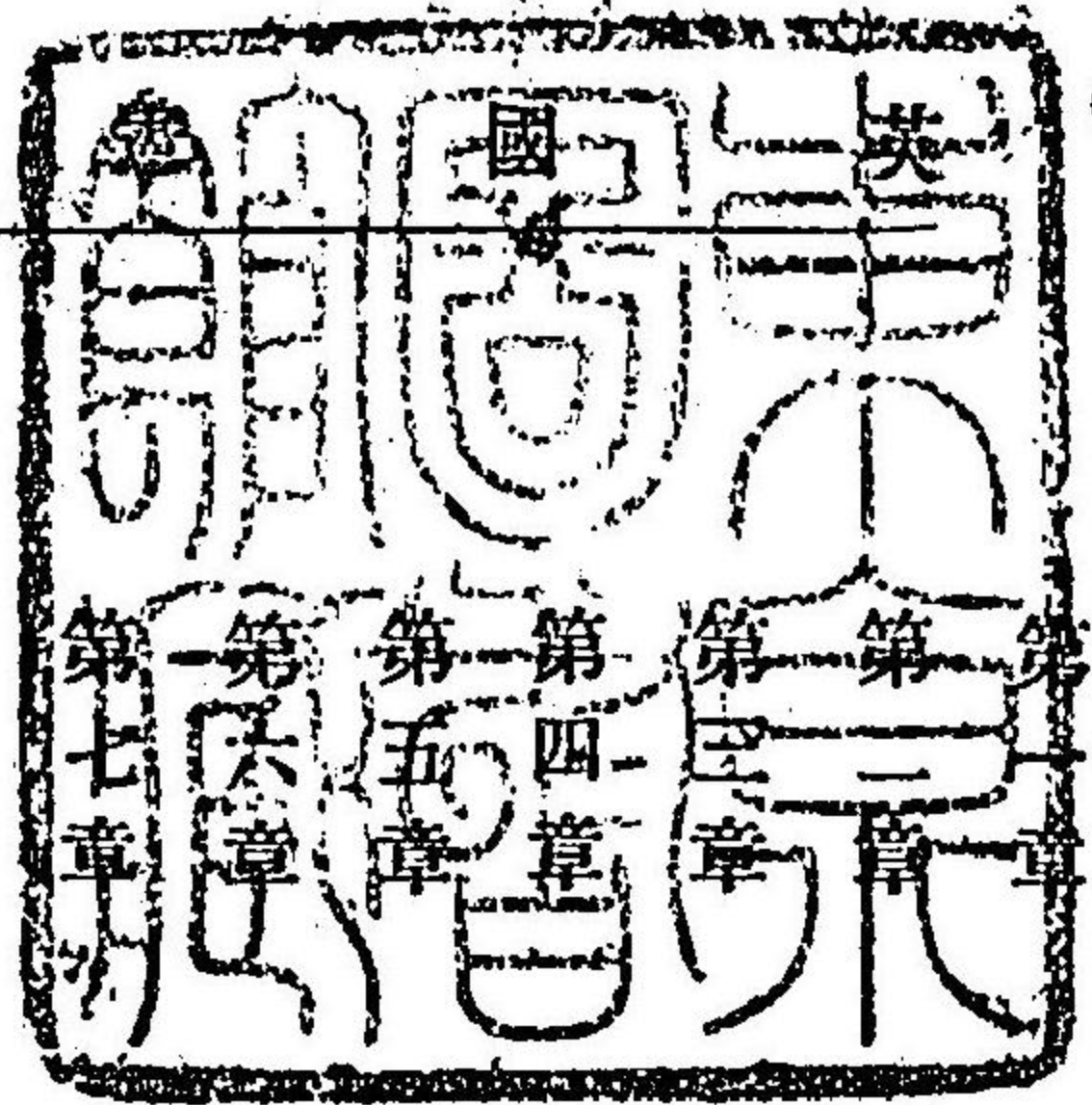


No 23073/
22

英國憲法目次



第一章	總論
第二章	立法行政二權の關係及び王室國會の集會
第三章	庶民院議員たるの資格
第四章	庶民院議員の撰舉人
第五章	庶民院議員撰舉の方法
第六章	庶民院の特權
第七章	貴族院を論ぜ
第八章	立法の手續と叙す
第九章	國會に於ける王室
第十章	國會の司法權
第十一章	國會の司法權

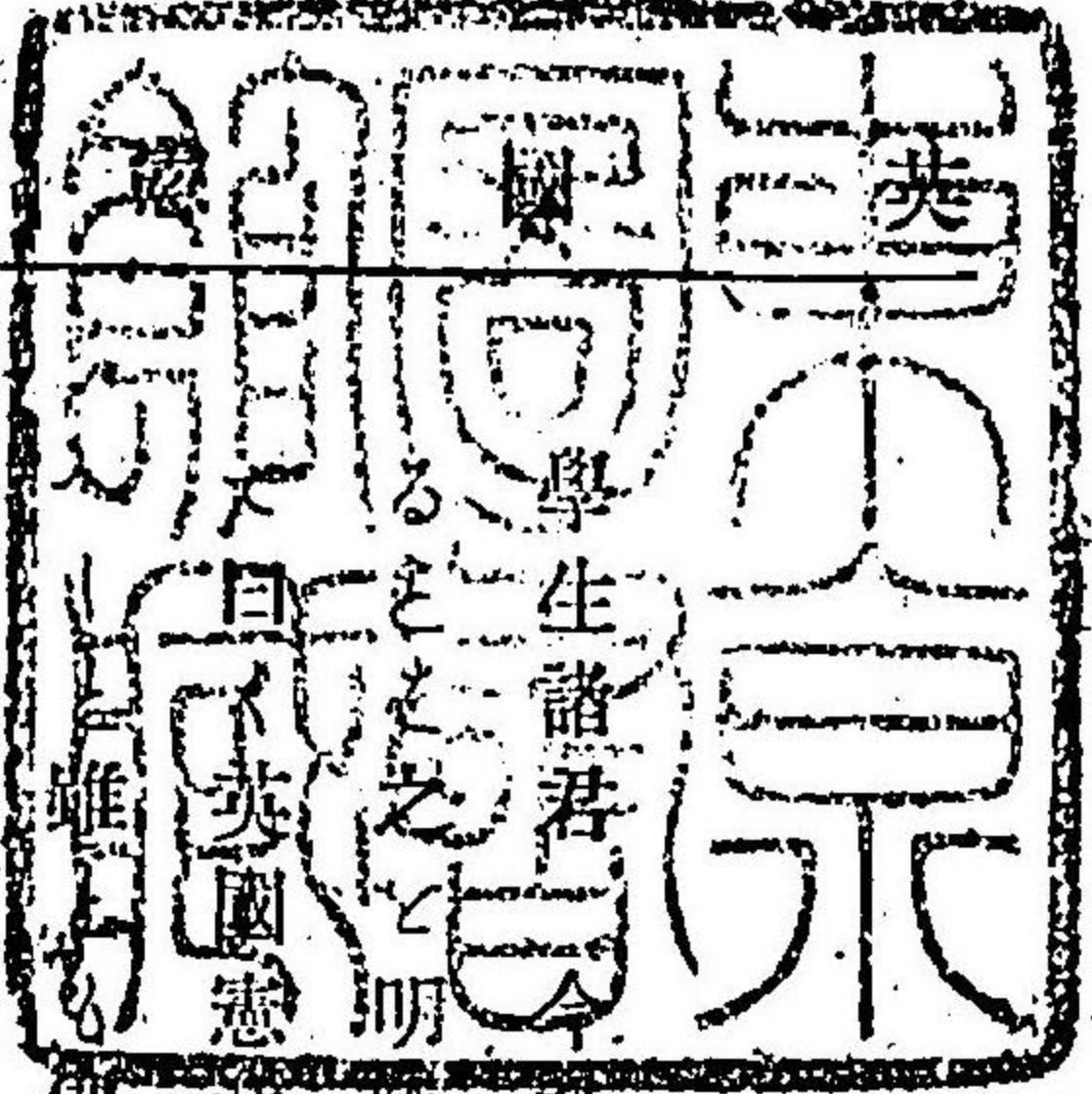
法

(一)

英國憲法

文學士高田早苗講義

政治科 得業生 山澤俊夫編輯



第一章 総論

法

(一)

諸君に對して英國憲法の講義を爲すに當り第一に訴へ置くに要す
 るを之と明瞭に講説するものと困難是れあり學士ダイシ其著書の中に述へ
 るに英國憲法と研究する者の身に取りて其曖昧模糊なることは却て味ひある
 佛蘭西白耳義若くは合衆國の如き成典の憲法を有するの幸福を得
 たる國の學者と羨むべき道理は必そや之れあるべし是等の國の憲法の個條は印
 刷したる公文の中に存し各人民之と知り字と知る者皆之と研究すると得るなり
 彼の不成典憲法の利益あることは措て問はず其個條と説明するの任に當れる講
 師は其不成典なるか爲めに特別の困難を感せざるを得と云々と英國憲法と講説
 するの困難は實に學士の説の如し若し余よして米國の憲法と講するの任に當ら

んか其困苦は英國の憲法を講ざるよりも遙に少なかるべし米國の憲法を講説せんと欲せば文法の規則と米國法律の智識と米國の歴史及び判決例等を以て指南とせば足れり彼のストーリー若くはケントの如き有名なる憲法學者が米國憲法を講説するに當りても亦是等と指南と爲せるは過ぎす之に反して英國の憲法を恰も八幡不知の如し殊に明文と實際との差違の如きは人として五里霧中を彷徨せしむるに足るものあふん人若しブラスストーンと繙きて英國憲法に通じたりと爲し英國憲法實際の働きを見れば忽にして自家の満足と毀ふべし若しスターブンの註釋を讀みて英國憲法の實際と比照せんか疑團忽よして起るべきなり然れども英國憲法は是非を講究せざるべからば他の憲法に先達ちて研究するの必要あり何となれば英國の憲法は他國の憲法の標準なればなり先祖なればなり憲法學者の金科玉條として貴重するものなればなり諸君か他日日本の憲法を研究するの準備として亦今日勤めて之を講究し置かざるべからば此頃英國憲法を關する二三の名著述英國に於て出版されたり而して其中アソンプシンの著せる憲法の法律及び習慣メイシー氏の憲法の法律等の書は最も参考と適せり其他トッド

ハチオットヒアンアモスを始めとし數多の参考書幸よして本校に備へあれば是等の助けに由りて成るべく明晰なる講説をなさんと欲す然とも諸君も亦講説の困難を察し疑はしきことは幾度も之を質して余として良結果を得ざしめ隨て諸君が英國憲法を關する明瞭なる概念を得られんことと希望せすんはあらず扱て英國憲法を論ずるに先達ち先づ定むべきは憲法と云ふものは如何なるものなるかと云ふの問題なり此問題を定むるよと有名なる法理學の著者ホルランドの所説を從ふと穩當なりとすホルランドは法律と大別して三種と爲せり而して其三種の中第一と第二は眞に法律と云ふ名と下たし得るものよして第三は法律と云ふよりも寧ろ道徳と云ふと適當と爲るなり總て法律と云ふものは人の權利を定むるものなるが其權利を定むるに付て人民と人民との間の權利を定むるものと政府と人民との間の權利を定むるものと國と國との間の權利を定むるものと三種を別つを得第一人民と人民との間の權利を定むる法律を總稱して私法(Private Law)と云ひ第二政府と人民との間の權利を定むる法律を公法(Public Law)と云ひ國と國との間の權利を定むる法律を國際法(International Law)と云ふ此三種

の法律の中にて第一即ち私法は主権者、権利者、義務者なるものか別々に成立せり即ち私法の場合に於ては別々主権者なるもの存在して権利者の権利と衛り義務者として義務と盡さしむるあり第二の公法も亦第一の如く主権者、権利者、義務者との三種ありと雖とも此場合に於ては主権者が権利者若くは義務者と兼帶せり何となれば公法は前陳の通り政府と人民との間の権利義務と定むるものなれば權利者義務者の中何れか一方は政府にして政府は即ち主権者でもあればなり第三の國際法に至ては權利者、義務者ありて主権者は之れあらざれば日本が權利者にして英國が義務者なるとき英國として其義務を尽さしめ日本の權利を衛る處のものあらざるなり若し之を爲その主権者ある時は曾て政体論に於て論じたる如く其主権者の屬國なりと云ふべし然れば則ち私法には主権者、権利者、義務者の三種各別に存するも公法には主務者、權利者、義務者の三種各別あらざり國際法にては常に權利者、義務者の二種あるあり而して私法には必ず制裁之に伴へとも公法には伴ふともあり或は伴はざることもあるべし國際法に至ては主権者なきを以て決して制裁は行はれざるは是を以て制裁の有無より區別すれば國際法は制裁全

く之れなきを以て法律と云ふべからざりて徳義と云ふて可あり公法は半は法律半は徳義と云ふべく而して私法は純然たる法律と云ふべし以上論ずる處に於て法律の三大區別は明瞭なりと信するあり

法律と云ふ名の下に三種あり然れど憲法は此三種中何れの處も含蓄さるゝかと云ふに憲法は則ち政府と人民との間の權利義務と定むるものなれば公法の部類なり又刑法の如きも人と殺す者と罰するは國の權利と犯すものなりとて公法に屬す其他行政法、治罪法も亦公法とす然れとも是は英吉利流の區別なり日耳曼流の如きは刑法を以て私法と爲せり

進みて憲法の定義と下さんに憲法の定義には種々の説あり英國の有名なる憲法學者マイシーは曰く「憲法は一國に於ける主権の分配及び其使用に直接又は間接に關係ある諸般の條規なり」とホーランドは曰く「憲法の主要の職務は一國政治の中心力の所存を表明する事是れなり」とホーランドの先輩なるオースチンの説に由れば主権を掌握する所の者の性質と定むる人定道德及び人定法の混合物と憲法と云ふ又共和政体の場合に於ては主権者の体と組織する諸員か如何に其權力

を分有するかと定むと云へり又ハヂオットは曰く國の政權を司る人其相互の關係法律と制定する方法及び之を執行する方法并に國民は虐政に對して如何なる防禦の道と有するかと定むる所の諸般の制度習慣を憲法と云ふと種々の學者皆な其説と異にせり

今や順序に従ひマイシーの説より批評せんに此説に由れば憲法と云ふものは主權が如何様に分れ居るか主權と實行する場合に於て種々の規則あるが其は如何なるものなるかを定むるを憲法なりと云ふに在り主權の所在主權の分配の如き實に憲法中に在るものなりと雖とも此外に尙ほ憲法中に含まるべきものなきにあらす此外に含まるべきものは如何なるものかと云へば則ち政府の虐政に對する防禦の道なり此ものは果して此定義中に含まるゝや否や甚だ疑ひなき能はず併しなからマイシーの考へにては直接又は間接に關係ある云々の言葉の中之と含蓄するの積りなるか知らざれとも兎に角明瞭を欠くものと云はざるべからず但し條規の字を用ひて法律の字を用ひざるは其當と得たりと云ふべし何となれば條規と云ふの字を用ふるときは法律并に道德と含蓄することを得へければ

なりホルランドの一國政治の中心力の所在と表明する事と云へるは簡単に云ひ得たりと雖とも不完全の謗りと免れず當に中心と定めざるのみにては如何なる政体なりと云ふに過ぎず憲法なるものは決して如何なる政体なりと云ふと定むるに止まらず故に此の定義は簡單なるに拘らず不完全なりと云はざるべからずオースチンも亦ホルランドと大同小異なり只其異なる處は憲法には法律の外に道德と云ふものありと云ふの一點なり而して其共和政体云々は要するに蛇足たるを免れず而してハヂオットの説は憲法の正に關係すべき丈の事柄と包含するものにして先づ完全に近しと云ふべし之を要するに憲法なるものは主權の所在と定めて以て其國の政体と明かにし次に主權と組成する各部分の性質作用及び其相互の關係と定め且つ政府と被治者との關係と定むる處のものありホルランドオースチン等の云へるか如く單に主權の所在と定むるのみにては之と盡したりと云ふべからず憲法なるものは決して此の如き狹隘なるものにはあらずなり

以上講ずる處に於て憲法なるものは法律中如何なる地位と保つものなるを論し

次て憲法の定義は如何なるかと究められたは順序として此次に述べへきは憲法に如何なる種類あるかと云ふまとなり憲法に二種あり成文憲法(Written Constitution)不成文憲法(Unwritten Constitution)是れなり然れとも成文不成文の語は其當と得されと之と成典憲法(Codified Constitution)不成典憲法(Uncodified Constitution)とするを可とす如何となれば所謂不成文の憲法と有する國にても尽く不文の者のみにあらずして一部分は成文となれるあり例へは英國の憲法の如きは不成文なりと雖も其一部分即ち王位繼承例の如き或は權利法典の如き或は人身保護律の如きと始めとして種々の成文の法律あり又成文憲法の國にても不成文の習慣は毫末ありと云ふべからず故に書き付けて有る無しと云ふまにては其區別を爲し難し依て之と代へて成典不成典とすれば其區別立たざるにあらず即ち英國の憲法の如き一部分は成文なれとも一の法典の中に纏めあふされは成典憲法とは云ふべからず北米合衆國の憲法は一二の習慣に依るものありと雖ども一の法典中に纏まりあるを以て之と成典憲法と云ふて可あり

右にて憲法の種類も論じ終りたり次に総論中に入るへきは即ち英國憲法は如

何にして出来たるか且つ如何なる特質と有するかと云ふことなり

英國憲法の如何にして出来たるかと研究するに甚だ容易にあらずドントル、スタブ氏の曰く現在の根據は深く過去に蟠る(The roots of the Present lie deep in the Past)と英國の憲法が如何より出来たるかと知らんとするには英國憲法の沿革と取調へざるへからず即ち英國の憲法史と研究せざるべからず然れども憲法史は一大科目なれば次學年に於て特に之と講義するまとなり居れり元來此英國憲法と研究する前に於て憲法史の大要なりとも研究し置くが宜しけれとも重複になり時間を費す等の恐れあるか爲に茲にては之を講せざることと爲したり依て直に英國憲法特質の講究に遷るべし此特質の在る所と明にせされは後に至て大に誤ることあり若くは混雜するまとあるべし抑も英國の憲法は何人か作りたりとて其人と指し示すへからず多くの星霜を経るの間又不知不識發達したるものなり其發達も人工と加へて改造したるにあらず常に修繕と爲すつゝ發達したるなり例へは茲に家あり此家の先祖傳來の家なり然るに漸次家族の人数を増し家内の暮し方更りたるに付き改築は爲されとも其間取造作等と直りたり今日に於ても

其家の大体の變らざれども代々の主人が度々修繕したれば其家の内の大に昔と趣と異にせり曾て佛國のトクビル氏は英國の憲法は成立たす(The English Constitution does not exist)と云へり漸次變更すると以て成立たざるが如くなれども其變更は家の内と修繕したるにて大体は異なるまとなり即ち種々の修繕の爲め大体の家は少しく曲りたれども間取等大に便利となり居れり今は他所に轉宅も爲し兼ねると云ふ如き有様なり

英國の憲法は理論と實際と相異なる点多し是と以て吾人が之を研究するにも實際に注意して明文を欺かれざらんことと要す今一二の例を擧げん先づ立法の事より云へんに明文に由れり英國の立法は國會に於ける王室(The Crown in Parliament)これと爲すと云へり之を解釋すれば女王が貴族と庶民と召集して立法を爲す即ち女王と云ふものか立法の主任者にて貴族庶民に相談し其承諾を得て法律を作る次第なり然れども實際と云へり女王貴族庶民の中にて最も立法に權力あるは庶民なり總て財政の事に關する議案の如きは庶民が發議の權を持ち又監督の權と持つ又他の立法に關しても最も勢力あるものは庶民なり王室は如何と云ふに

ヘンリー六世の時以來自ら主として法律を制定するの權を失ひ貴族庶民が制定しざるものを可否するの權力だけと有せり女王アンの時即ち今を距る百七十年以前よりして可否も尙爲さず庶民院と通過し貴族院と通過したるもの無論之と認可することゝなれり又行政の方を觀ても明文と實際との相違は甚だ著し行政の會議に於ての王室(The Crown in Council)これを爲すと云へり之は女王が行政會議に列する處の大臣を召して之に顧問して政治を爲すと云ふことなり然るに實際と云へは女王が自ら行政の事に干渉すると云ふことゝあらずして所謂君主責任大臣責任と云ふ事行政の上に行はれ政治の總て總理大臣責任を帯ぶるまとなり又行政の局に當る諸大臣の如きも明文にて云へは女王が之を命じて女王の欲する時のみ在职せしむることなれども實際より云へは儀式上は女王の任命すること勿論なれども間接に國會の多數が撰出したるなり又明文の上にて云へは諸大臣は國會議員を兼ねざるも可なりと雖も實際は之を兼ね又兼ねざるへからざるまとなり居れり

此の如く明文と實際とは著しき相違あり何故と斯る著しき相違を生したるか

云ふに憲法が自然に發達したるか爲めなり委しく云へば此の如く明文と實際との差を生きたる原因は二種あり第一は英國の憲法が所謂不成典憲法なるか故なり尤も明文と實際との相違を生ずるに必ずしも不成典憲法を有せる國のみには限らず北米合衆國の如く成典憲法の國でも今日に於ては此相違甚しきものあり其例を擧げれば大統領撰擧の如きは其一なりと云ふへは北米合衆國の大統領撰擧は複撰擧なり即ち各州の人民が大統領撰擧者と撰擧し此撰擧者として更に大統領を撰擧せしむるの法なり彼のアレキサンデル、ハミルトンと始めとして當時米國憲法を制定したる人々の考へには人民をして直接に大統領を撰擧せしめなば或は其當を得ざるの恐れあらんと復撰にして優れたる眼にて撰定せしむるに若かずと思へり即ち大統領撰擧者をして獨立の判斷を爲さしむるの精神なりしに相違なし然るに今日の實際の有様は余のハリツンを撰ふべし或は余のクリブランドを撰くべしと之を明言せざれば人民は其人を大統領撰擧者と爲さず此有様に由て見るときは今日の大統領撰擧者の人民は其人を大統領を指名する爲めの使者たるに外ならず決して獨立の判斷を爲す者にあらざるなり是れ今日の大統領

撰擧者の地位と憲法制定者の意との大に懸隔あるにあらずや右の如く成典憲法の國にては明文と實際との差を生ずるまとの多少之れある道理なれども不成典憲法の國にては明瞭なる成典なるもの前になき爲めに其差を生ずることの一層甚しきを許さざるべからざるまとなるべし其第二の原因は如何と云ふに英國に於ては國會に於ける王室が主權者なり即ち英國にては國會が最上權を握ると云ふ處よりして特に明文と實際との差を生ず易しと考へるなり成典の行ゆる米國の如きは憲法其物が最上のもものと云ふて可なり故にこれに齟齬したる立法の容易に爲すを得き是を以て其明文と實際と異るとなりと雖も之に反して英國の如く國會に無上の權力あり且つ傍に標準とすべき成典なき國にては或は殊更に或は不知不識の間に其差違を生ずることありと云ふべし然れば英國憲法の明文と實際と相異を生ずるは勢の免れざる處なりと謂はざる可らず

以上述ぶる處に於て英國の憲法中に明文と實際との間に相違あるは何故なるかと云ふことと講究し畢りたれば之は次に英國憲法の中に Laws 即ち法律と稱すべきものと Convention 即ち道徳若くは假定と名くべきものとの區別あると云ふ

イシーの説と述べし此説の一種特別にて他の憲法學者が未だ曾て唱道せざる處なれば参考の爲め之を講述し置くまゝと甚だ必要なり氏の説に由れば英國の憲法の事項を總稱して條規チヤウキと云ひ此條規を法律及び道德の二種に別てり授氏の所謂法律と稱するものの中には國會の議決したる處の法律も亦習慣も口碑も判事の判決に由りて定りたる原則も皆其中に含蓄せり而して此諸種の中に於て英國の法廷が見認むる處のものを憲法中の法律と稱し授又氏の所謂道德と稱するものの中に法律の如く種々雜多のものが籠り居り且つ實際に於て大に効力あるものなるが只英國の法廷が之を見認めざるもの凡て道德といふなり乃ちマイシーの區別する處は其物の法律なると習慣なるとを問はせ成文と不文とに論なく英國の法廷が見認むる處の條規と法律と云ひ見認めざる處の條規と道德と云ふは在り然れば今暫くマイシーの區別する所に從ひ英國憲法の條規の中に於て如何なるものが法律と稱すべきものかと云ふは第一に王は惡と爲し能はせヘ *he King can do no wrong*と云ふ憲法上の原則の如きは則ち法律に屬す此事に二様の意味あり一は則ち王は加何なる事を爲して責任を有せず又法律上之をして責

任と負はしむるの方法はなしと云ふことなり假令は女王がグラッドストーンと惡みて其首と切りたりとするも法律上之を如何ともする能はせ又他の一の意味の如何なる人も王の命令に由りて事と爲したりと云ふ爲め自ら罪を免るゝ能はせと云ふことも含蓄せり此事は法廷の見認むる處なればマイシーの所謂法律に入るまゝと明なり第二に王の爲せる各の働きに付て大臣の必き責任を有せざるべからせと云ふ原則も法律の中に入る即ち此原則の大臣責任と云ふ原則にて或國に於ては憲法中に其事と掲けり英國に於ては此事の明文なしと雖も法廷の見認むる處なれば法律に屬す又第三に人身自由の權利、集會の權利等と始として英國人民が有する處の種々の權利の憲法の法律の部類に屬すべきものなり然れば憲法の道德即ちコンヴェンションに屬すべきもの如何と云ふに王の國會二院の議決したる議案を不認可するまゝと無しと云ふが如き、貴族院は財産に關する議案を庶民院に先きごちて議する能はせと云ふが如き、貴族院が控訴の法廷たる職務を尽すに當ては法律、貴族上院に於て特に法律家を一代貴族に任す司法の事に當りしむるありの外判決に參るまゝと能はせと云ふが如き、庶民院の信用を失ひ

たる内閣の辭職せざるべからせと云ふが如き、數回の讀會と經ざるにあらずれば
 議案の庶民院と通過する能はせと云ふが如き皆道德に屬するなり是等のものは
 英國憲法中最も重要なものにて實際に於て非常に効力あるに拘りらせ法廷の
 見認めざる所なると以てマイシの説に従へば之と道德の部類も入れざるを得
 せ

右述べる處に依て法律と道德との區別は畧々分りたりと信ぜるなり但し此區別
 あるが爲に法律あるが故に肝要なり道德なるが故に不必要ありと云ふと得せ只
 英國の法廷が見認むると見認めざるとよ由て區別したるに過ぎざる又此區別
 と以て成文不文の區別と混ぜべからせ或は法律と云へば成文の如く道德と云へ
 ば不成文の如く思はるれども法律中にも成文不文あり道德中にも成文不文あり
 仮令の所謂法律なるものの中に於て權利法典の如き王位繼承例の如き人身保護
 律の如き皆成文なれども之と始んと肝要なるよと同一にして不成文の法律甚だ
 多し又道德は尽く不文なるが如くなれども彼の國會の議事手續の如き成文なる
 に拘りらせ法廷の見認ざるが爲めに道德と稱せざるを得ざるものあり是と以て

此マイシの法律及び道德と云ふ區別の成文の區別との異なるものなりと云ふ
 点と記憶せざるべからせ

第二章 立法行政二權の關係及び王室

オースチン氏其法理學中に論じて曰く世間或は國會は立法上の主權を有し行政上の主權の王にのみ屬せりと唱道するものあれども是れ不合理の説たると免れざる若し國會より主權者なるからは主權の國會若くは其一部に屬せざるべからざる蓋し氏の説に依れば國會は英國の主權者なり主權の立法及び行政の二部に分つべき理由なり王の只國會の主權を代理せるものに過ぎざると云ふに在り思ふに氏が此説を爲す所以のもの今日英國の實際に於ては總て國會が最上の權力を有し王は實際は殆んど勢力なく王の下にある内閣も間接に國會の撰出する處たるに外なざるが故なると然れども只此理由のみに由りて主權の行政と立法とが分擔するを得ざると云ふを得べからざる又王の國會の主權を代表するものありとは云ひ難し若し此の如く解釋するを得べしとせば歴史上の事實と反するの勿論今日實際の有様とも乖離するに至るべし今歴史上より之を觀察せんに今日國會が握る處の權力及び行政部の有する處の權力の皆王より發生せしものなるを見るノルマン王統の時代に當りて王はカウンシル即ち行政會議は顧問として自ら

政を行ひ又自ら法律を立てたり然るに政府の財政困難なるが爲め頻りに庶民に向つて供給を促し庶民は其報酬として種々の權利を得遂に今日の如き大權を掌握するに至りたり又行政の範圍は於ても世の進むに従ひ行政事務繁雜となり従て王親之に當ると得ざり又王の會議を組織せる貴族豪族相互に軋轢を逞ふるより遂に今日の如き行政大臣なるもの現われ其大臣専ら政を行ふに至れるなり斯くして行政及び立法の一時互に頡頏する勢ひなりしが數百年の經驗よりして二者相交るの便利を發見し遂に行政大臣の國會議員を兼ね隨て立法行政の親密を見るに至れり然れども二者決して混合せしにはあらず今日の行政部は事毎に國會の命を受けて事と爲すを若し行政部に於て全く立法部に附屬するものならば行政部の立法部の命せること若くは立法部より獨立したる事業は一切之を爲すと得ざる理なれども事實決して此の如きにあらずるが故に英國憲法に於て立法行政主權を分轄するといふ方穩當なるべし

前述の如く英國の王室は嘗て立法行政の大權を掌握したる主權者あり然るに其後此權力大臣及び國會の二者に移りしが今日に於ても王室は名義上行政の局に

當り又名義上立法を爲す處のものあるが故に今英國憲法と講ト英國の立法及び行政の事項と論ずるに先達ち王室の事と略叙せざるべからず英國の王室の殆んど万世一系と稱すべきものなり今日の女王ウィクトリヤは昔ブリトン人種と征服イウエツセツクスに移住したる迦孫人種の酋長サルヂツクの子孫あり英國の王統は古より屢々更迭し第一の王統は迦孫王統にしてダニツシユ王統之に代り再び迦孫王統に復しノルマン王統之に代り次でプランタジエツト王統となりプランタジエツト王統分れてヨーク。ランカストルの二派となり二派合してチユードル王統となりスチユワルト王統之に代りて起り又之に代りてハノバル王統起りたりと雖ども其間ダニツシユ王統の諸王と迦孫王統の末に君臨したるハノバル王及びノルマン王統初代の四王の外は皆サルヂツクの血統に傳らざるはあきなり扱英國今日の王統即ちハノバル王統は如何にして英國の王位と繼ぐに至りしと考ふるにウヰリヤム三世の十二年に定めたる王位繼承例の爲めなり千六百八十八年の名譽革命後英國之耶蘇舊教の王は懲りたり然るにウヰリヤム三世の皇后メリーは子なくして死しウヰリヤム其後妻と娶らばメリーの妹ア

ンも亦子あきを以て遂に國會の會て耶蘇新教を奉ぜるもの、王位を繼承せんことを希望して議決したる王位繼承例によりハノバル司撰公ジョージを迎立せりこの王位繼承例はセームス一世の孫女にしてハノバルの司撰女公ソフィヤ及び其子孫王位と繼承すべき事と定め(新教と奉ぜる者に限り)且つ將來英王たるべきものは法律を以て定めざる英國々教も加入せざるべからざと定めたるものなり此法律あるが故に女王アン崩したる後ソフィヤの子ジョージ英國も來りハノバル王統の基を開くに至れり

英國の王位繼承法は長子相傳の法なり即ち君主が崩れる時は其長子相續を若し長子先達て死するときは其長子の長子が直に祖父の跡と繼ぐ而して本系の中に男子と女子とある時は男子が女子に先達て相續せる事は勿論なれども若し本系の中に男子あきときは女子が王位と繼承するを得殊更に支流も男子と求むるが如きことを爲さざ英國の憲法學者中に英國の王位の性質に付て一種の説と爲すものあり即ち彼のダズウエルラングミードの如きは其著したる憲法史の中に王位繼承に關する一章と載て英國の王は古より今に至るまで盡く民撰なりと云ふ

ことを主張せり即ち其説に従へば古は王位空虚となれる毎に必ず撰擧の式を行ひしものなるが其後王の代る毎に撰擧の式と行ふとを止めて王統の代る毎に撰擧となりしと今ラングミードの擧ぐる處の例証に就て見るときは其云ふ處一理なきにしもあらざれども古より今に至るまで民撰の主義が始終行はれたりと云ふの同意し難きの説と云ひざるを得ず遠き古にありては即ち迦孫人種が未だ英國に渡來せむ彼の日耳曼の深林に住せし當時に於ては其王あるものが民撰なりしとは明なる事實又英國に渡來したる後即ち迦孫王統の時代に於ても彼のウイテナゲモット(智者の集會)が王を撰擧したるとは又争ふべからざる處然れども當時と雖も何人に限らざりて之と王とするに云ふとは實際に於てあらざりたり古より王と出すの家は一定せり又事故あるにあらざれば先王の長子と撰擧すると云ふとが通例之只當時の尙武の時代なるが故に若し先王崩して其長子幼弱なるか若くは多病なるか若くは瘋癲白痴等の場合には其人と撰で王となさざりて其王族中の年長にして賢明なるものと撰びし場合あり右の如く遠き古より於ては英國の王は殆んど民撰と云ふを得たりと雖もノルマン王統と共に封建制度

英國に入りて以來は此民撰の主義は殆んど消滅して跡なきが如くなれり尤もノルマン王統の後と雖も國大に亂れて王統一變するが如き場合には國會が其撰立に干與したるとなきはあらざれども國會が獨立の判斷を爲して王統を定めたりと云ふが如きは殆んど之れ無しと云ふべし要するに兵力を以て勝と制したる者其名を正ふするが爲めに國會の承認を得たるに過ぎず去今の英國の王統即ちハノバル王統なるものは國會が獨立の判斷を以て定めたる民撰の王統なりと云ふも不可なきが如し即ち前にも述べたるが如く今のハノバル王統なるもの國會が議決したる王位繼承例によりて英國に君臨するものたるに外あらざりて之と言へる國會が王位繼承例なるものと議決してハノバルの司撰女公ソフハヤ及び其子孫の耶蘇新教を奉するが故に迎て英國に君臨せしむべしと定めたるなり以上述る處に由て之を見れば英國の王なるものとラングミードが云へる如く古より今に至るまで始終民撰なりといふ難しと雖も他國の王と異なりて多く民撰の性質を有し居るといふ明なりと云ひざるを得ず英國の王其職務に堪へざるが如き病に罹るときは攝政と置て政を執らしむると

あり彼のジョージ三世癡癪となりて政を執る能はざるに際し太子ジョージ攝政となれるが如きは則ち一例之王未丁年なる場合に當ても攝政と置くことあり未丁年とは十八歳以下なる時と云ふ王未丁年にして攝政と置く時は其親たる人若くは其近親と撰ぶを常とす王未丁年なる時に當り攝政と置くは通例にして疾病を罹りたる時攝政と置くは通例と云ふべからざる蓋し王疾病を罹るも殆んど不治なるべしと云ふ見込ありて誠に止むを得ざるの場合にあらざれば攝政と置くこととあきも未丁年あるときは必ず攝政と置けばなり攝政と置くの必要時として起るが爲めに英國の國會の會て攝政條例(Regency act)なるものと議決せり此法例は攝政專横を極めて君主の不利と計り若くは憲法を危くするが如きことなからんが爲め設けざるものなり

前に述べたるが如く英國に於ては女王の地位に即くまゝとあり若し女王が位に即きたる場合に當て其女王の配偶たるべき人の如何なる地位と有するものなるか憲法の上より之を見るときに如何ある人なるかと云ふことを次に説く要も英國にて女王が即位したるは女王メアリーを以て始とす其次の女王メアリーは其次の

女王アンあり其次の今の英國の君主たるヴィクトリア女王は初第一の女王たりメリーの時に當て配偶のとは如何なりかと考ふるに此女王メリーなる人の西班牙の王ヒリッパ二世と云ふ人に配偶せり然れども之が爲はヒリッパ二世が英王の位を兼ねし次第にはあらざりメリーはヒリッパに配してヒリッパの一時倫敦に來りメリーと同棲しにるに拘らす之が爲はヒリッパの英國の政事に毫も關係と有らざるとなし否關係を有せんとしたるも能はざり即ち英國の女王と西班牙の王と同トく頑愚なる舊教信者にて同氣相求めて夫婦となるに關しは英國は英國、西班牙は西班牙にて二國之が爲は連合するが如きとは固よりなく一政府の下に立つが如きことも亦決して之なかりき扱次の女王即ちエリザベスの場合は如何と考ふるにエリザベスは未通女王(The virgin queen of England)と歴史に稱せられたる如く生涯配偶と持ちしとなし彼のレイスター侯エッセックス侯の如き女王が特に愛願したる人はあれども配偶と稱すべき人は曾て持しとなし故にエリザベスの時に當て配偶のとに付き別に先例とすべきとはなければも次の女王即ち女王アンは配偶ありし此女王の配偶は丁抹の皇子ジョージと云へる人な

りしが此人は稍々痴鈍なる人にて毫も實際の政治に干係したるとなかりしを以て別段女王の配偶に關する問題も憲法上に發生するとなかりし女王の配偶に關する憲法上の問題の起りたるの今上ヴィクトリヤ女王の配偶アルバート公を以て始とす蓋し配偶公即ち(Prince consort)の名が屢々現はるゝに至りたるは實に此人より始まりしと云ふべしヴィクトリヤ女王の夫今の皇太子の父なる處のアルバート公は彼のアンの夫なりしヨージョウ候の如き痴鈍の人あらざりて頗る英邁の資を備へたるに由り若し此人が不道理なる大望を抱きて政治の事に干渉し英王とならんとするが如きと企つるときには一大事件と惹起すに至りしうも知れざれば此人能く分を守り自分の地位と知りて爲すべきよしと爲し爲すべからざるよしと爲さざる將來の配偶公たるべき人の摸範とありし人なり此配偶公なるものが憲法上如何なる地位に立つべきものあるかと云ふと知らんと欲すれば此アルバート公の行爲に徴すれば分明之當に行爲に徴するのみならずアルバート公が著したる書の中に其地位の明瞭なる解釋を與へたるが故に之に由りて見れば彌々分明なるを得べし故に今其一節を茲に引用して參考に供せんと思ふ之其言

よ曰く女君主の配偶顧問及び助手たるべき者の地位の一種特別にして頗る困難なる地位なり抑も女君主なるものは王に比較して不利益なること許多ありと雖とも若し女君主として配偶と得而して其夫たるべきもの己れの義務と理解し己れの義務と尽す時は其位地却て利益なることあり而して畢竟男君主の地位よりも却て鞏固なるか如きことなりとせず然れとも若し之を爲さんとならば夫たるべき人其妻の身分の中より己れの身分と沈むるの覺悟あると要し決して自ら權力と求めざるを要し總て着實と旨とを公けに對して特別の責任を負ふべきと要す即ち男たるべき人は己れの地位と女君主の地位の一部と爲さざるべからば女君主婦人あるか爲めに王たる職務と行ふに當り空隙少なからざるを以て之を充たすの用意なかるべからば國際上の事政治上の事社交上の事一身上の事と問はず女君主の前に提出さるべき種々雑多なる問題に付て何時たりとも女君主と助け之をして公務と處理せしめざるべからば蓋し女君主の配偶たるべきものは其家族の長其家内の監督其私事の理事者政治上の顧問政府の大臣と應對する時の助手あるのみならず女王の夫皇子の師君主の秘書官及び其恒久の大臣たるが

如きものなりと右掲けたる處に由りて之を見るも女王の配偶ある地位の困難なるは推量せられ得べし之を要するに英國に於ては女王の配偶は王にあらざる表面より云へば毫末の關係と政治上に於て有せざるものにして若し關係する場合に於てはアルバート公の場合に於けるが如く女王の秘書官となり其資格を以て公文を讀むの權を得樞密院議官の職を帯びて女王と大臣と應對を爲すの際に女王を助くるが如きに止まるべし一言以て之を掩へば女王の配偶は女王の顧問官たるを得るは過ぎざる然れども女王の一家より之を云へば女王の配偶は女王の夫君にして其家の長なるを論じ待たざるなり思ふに他の國に於ては特に我邦の古代に於ては女王をして配偶を得せしめず夫れが爲に種々の弊害を生じたるを憂なからざると思ふときは英國に於て女王配偶の地位を定め女子位に即くも之をして自由に配偶を得せしむること至當と云ふべし

次に講究すべき問題は英國の君主は全く無勢力あるかと云ふこと又全く無功能あるかと云ふことなり第一は英國の君主は無勢力なるや否やと究めんは一見しざる處より之を考ふれば殆んど毫末の勢力もなきが如し表面より之を云ふときは

の君主の貴族及び庶民と共に立法に従事し諸大臣と共に行政に従事するが故に勢力ありと云ふを得ざれども實に於て然らざるが如くなり表面より云ふときは君主は貴族と庶民とを顧問して立法を爲し諸大臣に顧問して行政を爲し殆んど一身以て行政立法の主任たるが如くなれども實際より見るときには彼の (Royal Impersonality) なる主義行はれて自ら行政を爲すことなく細大を問ひて大臣の手を經ざるべからざるものとされり又立法の事も於ても庶民及貴族が議決したる事 (Veto) の權を以て拒絶するが如き事は女王アンの時より以來曾てなき事なり去りながら君主行政を自らにせざる貴族庶民の議決を拒絶せざるが故に行政立法に於て毫末の權力なしと云ふを得ず君主は英國の政治に毫も關係なきものなりとの斷言する能はざる英國に於てはロヤルインパーソナリティーの主義行はれて行政を總て大臣の手を經ると雖も而も君主の大臣の評議を經て其前に提出したる問題に付き意見を述べ大臣として之を修正せしめ若くは再考せしむるが如きことはあり蓋し事の小さな場合に於ては大臣君主の認可を經てして事と處置する事あれども重要なる事件に付ては必ず君主の認可を經るを要す若し重要なる

事件を君主の認可を経せしめて實行するが如きことあるときは大臣之が爲めに辭職するを要するものとあり、假令は千八百年に大宰相ピットは舊教徒に關する問題に付て王の認可を乞はざりしが爲め職を辭し、又千八百五十一年にロード、パルマール、ストーンは外務大臣の職に在りて君主の認可を経せしめて協議せしむる重要な訓令を外國駐在の公使に下したるが爲に女王の命令を由りて職を免せられたるものとあり、此例に依て見れば一部局に關する問題政界の大体に影響なきが如き問題に付ては特に君主の認可を要せざるも重要な事件に付ては必し其認可を要するとは明かり故に君主の内閣を總理するの實ありと云ふを得べし、君主が内閣に對する干係に付てはハジオットが曾て論じたるものとあり、其大意を茲に云へば大臣は屢々更迭するものなれども君主は更迭するものにあらず、大臣は屢々更迭するものなるが故に新大臣の或は政務に通せざるが如き場合あり、或は先例と辨へざるが如き場合あり、君主の更迭せざるが故に苟も痴鈍ならざる以上は自ら先例を通じ政務に通曉するを得しめて以て君主に干渉を好まざるも己れの熟練より得たる處の知識に由りて大臣として反省せしめ之に對して權力を得る

まとは敢て難きことにあらざると要するに君主は無責任なるが故に無勢力なるが如く思はるゝと雖も決して然るにあらざりて君主の信用を得ると得ざるとは内閣も立つものゝ身を取りて最も重要な問題なり、君主の信用を得れば事と爲し易く君主の信用を得ざれば事と爲し難しと云ふ丈の差別の必し之れ有り、と云はざるを得ず、又内閣組織の場合に於て偶々國會の中は數黨派ありて殆んど勢力相等しきが如き場合に當てり、豫て君主の信用を得たる政治家は政府に入り易く豫て其信用を得ざるの政治家と政府に入り難きが如き場合あり、次に英國の君主は政治上に功能ありや否やと云ふ問題と究めんに君主の殆んど政治に關係を有せざるが如くあるを以て功能なしと主張する論者なきを保せしむ、英國行政の實際の首長の内閣總理大臣なるを以て縱に英國の王室滅亡するも實際の政治に毫末の影響なきが如く思ふ者なきと保せしむ、然れども之は則ち大なる謬見にして君主の甚大の功能あるものなり、此事に付てはトッド若くはハジオットの如き最も論じて詳かなれども殊もハジオットの云ふ處は極めて適切あり、ハジオットは一國の政治に(Dignified Part)(威嚴部)(Efficient Part)(動作部)の必要あるこ

とを説き君主は威嚴部として最も肝要なることと論せり蓋し世界に國を爲し社會と爲すの人民許多ありと雖も賢人君子のみを以て組織したる社會は一もあるとなし何れの社會何れの邦國に於ても多數の小人のみ愚人のみ教育なきもののみ故に圓滑なる政治を爲さんと欲せば此愚人此教育なき人民を籠絡する方便なかるべからざる言と換て云ふときは道理的の人間の社會の小數にして想像的の人類は社會の多數なり政を爲すの要の想像的多數の人類を籠絡するに在り之を籠絡せんと欲せば則ち衆人の解し易き見認め易きものなかるべからざる即ち一の偶像ありて衆人として之を歸依せしめざるべからざる蓋し英國の如き國に於ても尙や君主の必要な所以に茲に在て存す英國の人民が國會の支配を受くる事茲は數百年なれども國會の支配を受くると云ふ事は多數英國人の解し難き事にして君主の支配を受くると云ふとは則ち其解し易き所あり之に依て見れば威嚴部として英國王室の必要な理は明白なるべし又王室が宗教の首長として功能あること社交の首長として功能あることと道德の標準として功能あることと王室あるが爲めに國の統治者と圓滑は變更すると得せしむるものと等も亦ハヂオットが

主張する處にして最も至當の説と云ふべし其理由の詳細はハヂオットが著せる英國憲法論に就て知るべしと雖も今其大要を茲に述ぶるは英國の王は國教の管長にして信仰の保護者なるが故に宗教上人心を収攬するの力極めて大なり又君主なきときの大望あるもの社交の首長たる地位と争ひ従つて名利者流として政治に狂奔せしむるの虞ありと雖も君主上に在ますとき此弊少なり君主の必しも道德堅固なりと云ふを得ざるも偶々道德堅固なる君主出るときは社會の道德の標準となる利益頗る大なり且つ夫れ君主政を自らするか或は又君主なくして大統領の如きもの時々更迭して政を行ふときは國の統治者を更ふるものと頗る困難なるか或は之と更ふるに當り人心をして非常な激昂せしむるが如きことあるべしと雖も若し英國の如き無爲の君主あるときには人々之を望むの間に知れざる國の統治者たる内閣員をして更迭せしむると得人心をして非常に激昂の間にせしむるが如きことなきを得ん即ち米國に於ける大統領改撰の場合と英國に於ける内閣更迭の場合とと比較せば其然る所以を知るを得べきなり以上は英國の王室を王室として論じたるものあり近頃の憲法學者の如く殆んど王室を

無視し立法若くは行政の事と論ざるは當り序では之と王室との關係を説き特に王室の事と論せざるは不當なりと考ふるが故に先づ王室の事に關し特に茲に述べらる處ありたるなり故に王室と立法との關係若くと王室と行政との關係の如きは茲に述べ立法の事を説き行政の事と説明するに當りて更に説明する處あるべし

無視し立法若くは行政の事と論ざるは當り序では之と王室との關係を説き特に王室の事と論せざるは不當なりと考ふるが故に先づ王室の事に關し特に茲に述べらる處ありたるなり故に王室と立法との關係若くと王室と行政との關係の如きは茲に述べ立法の事を説き行政の事と説明するに當りて更に説明する處あるべし

第三章 國會の集會

王室の事と論したる次に立法部の事と論ざるを以て順序なりとす立法部の事と論ざるは當り左の順序に従ふべし

- 第一 國會を召集せらるゝ者は如何ある人々あるか議員を召集する手續は如何議員の如何よして其職務に着手するか國會の延會休會及び解散は如何
- 第二 國會二院の組織二院の議員職に就くの手續議員各自の特權及び全体の特權は如何
- 第三 二院聯合して立法と爲すの順序の如何
- 第四 王室と二院との關係及び立法に關する王室の地位の如何
- 第五 王室が國會に干渉したる顛末の如何
- 第六 立法外に國會の爲す處の作用の如何

右の順序に従つて講説を爲すに當り先づ第一に知るを要するは立法に干係するもの果して誰々ありやと云ふ問題はなり英國の立法は王貴族及び庶民之と爲す

と雖とも前にも述ふるが如く名義上よき云ふときは王として立法の事に當るもの王室にして貴族及び庶民は之に對し意見と述べ法律に制定されたる後之に承諾を與ふるに過ぎぬ故に如何なる法律と雖も其冒頭に左の文と掲げざるべし

此國會に集またる僧侶貴族及び庶民の意見に従ひ其承諾と經且其保証に依りて女皇陛下の以下の如く制定されたり

法律制定の實際の手續及び王室と立法との關係の如きの後段に於て説明すべし立法部の權力大なるよとの其組織と立法の手續とを説明する後に於て見るを以て順序なりとす故に此處にては法律は國會の制定する處のものなり國會を組織する二院及び王室の同意に由りて制定せらるるものなりと云ふことと述ぶるを以て足れりとす

余輩は第一に國會に召集せらるるものは誰なりや如何なる目的の爲に召集せらるるか如何なる方法に由りて召集せらるるか其職務の手續の如何其解散の方法は如何等と講究せざるべからせ而して之れと講究したる後余輩は國會の職務の

何たるを發見すべし即ち國會なるもの單一に立法の爲にのみ召集せらるるにあらせ総て公益に關する事と審議し大臣の行爲を批評し政略の大体に付て王室に建白し政治上の大罪人と審判する等種々の職務あることと悟るべし然れども余輩の特に此に研究せんことと欲するの國會の法律上の組織其議員及び各院の法律上の權利王室と共に立法と爲すに付ての其權力等是れなり公益の事に關し審議する權利大臣の行爲と批評する權利等も亦憲法中の事項なりと以て國會の特權を論ずると共に説明するに必要とす然れども先第一着に國會に召集せらるる者の誰なるやと説明せざるべからせ

國會に召集せらるるものは誰なるやと説明するに付ては少く歴史に溯るの必要あり何とあれば各時代に於ける變遷の一般と知らざんば今日の實際と解し難きの虞ゆれば之然れども之と爲るに當て遠く迦孫智者の集會の時代若くはノルマン大會議の時代に遡ると要せず中央より來りて事と議するが爲に各種各地方の人と集めたる手續の千二百十五年に發布されたる大憲章の中に記載しあるもの最も古きか如くあれの先づ之を述べて其後の沿革と畧陳すへし大憲章の第十二

條に曰くスキューター及びエイドの王が虜はれたる時王の身体と償ふか皇太子加冠するか皇太女始て嫁婚せるときの外一切國民の熟議を経たる後に非されぬ課するを得すと又其十四條に曰くスキューター及びエイドを課せんか爲め國民の會議を開くも當り王の各別の召集狀を以て大僧正僧正アール及び大バロンを召し一般の召集狀をシヨッフに別ちバロン以下の直隸受領者と集むべし集會の時日は四十日以前に報告すべく召集狀には必ず召集の理由と記載すべし但し當日出席したる者の決議の欠席したる者として遵奉せしむるの效力あるものとす云々と之に由て見るときは當時已に課税の爲に人と召集するの事あり且つ貴族及び庶民の差別既に萌芽を現はしたるが如しと雖とも之と後の國會とを比較するときは大に異りたる處あり即ち此召集法は代議制度ならず且つ單に課税の爲に召集するものにして政治の大体に關し王に意見と述べらるが爲に召集せられたるものにあらず蓋し大憲章發布の年貴族が之に抗するが爲めに會議を開きたるに當り各州として四人の代議士を出たし之に參せしめたるのみならず州の會議に於ては是より以前既に代議制度行はれたりと雖ども大憲章の定め

たる召集法の直隸受領者と集むるが爲に召集狀を發するものなるが故も召集狀と稱するを得ざるなり千二百五十四年王ヘンリ三世がスコチーに趣き不在なりし時に際し攝政各州に令して四人の代議士を出さしめ各ダイチシーヌ(宗教上の區畫より僧侶の代議士と出さしめたることあり其後有名あるサイモンドモントフォルトの始めて各都府として代議士を出さしめたりと雖ども國會召集の法完全なるに至りたるは千二百九十五年エドワード一世が彼の後世摸範國會と稱する國會を召集したる時に在り此國會を開くに當て僧貴族俗貴族僧侶及び州と都府との代議士始て召集せられたり此時より以後今に至る迄英國の國會は僧侶貴族及び庶民を召集して政を議するの處なりと雖ども實際に於て其以後又多少の變遷なきにあらず即ち彼の僧侶は俗人と共々召集せられて課税の事を議するに好まざり初めに於ては特に自ら會議を開き課税の事と議したりと雖ども後に至りては遂に之れをも爲さずして今日に至りては僧侶別に代議士を出すことなく庶民と貴族とが議決したる租税と甘んじて拂ふこととなれり然れとも今日に於ても彼の僧貴族の貴族院議員として國會に列あるものたるを知らざるべからず

以上述ふる處によりて之と見れば英國の國會には貴族僧侶及び庶民の三種族召集せらるゝものたるを知るを得へし然れども是れ名義上の事として實際に於ては僧侶國會も出ると好まず遂に貴族及び庶民の二種召集せられて國會に列席することとなるなれ

次に議員召集の目的を述べし往時王の議員を召集するや其目的二つありしあり其一の租税と得んが爲めに於て其二是王の施さんとする政略に關し國民同意あるや否やを慥めんが爲めなり故に當時王の各州のシェリフは充分なる權力を有する代議士を出さしむべしと令せり蓋し代議士租税を納るゝこと承諾するも庶民其議決を重んぜざる之を拒絶するときは無効に屬するを以てなり又庶民の代議士として政界の大体に關し評議せしめ宣戰媾和の如き問題に付ても喙を容れしめし之をして快く租税を納めしめんが爲に外ならざる然れども當時代議士は敢て進て政界に關する意見と述べ夫れが爲に其政界を實行する費用を政府に納るゝの責任を負はんと恐れ謹慎の旨として専ら批評するの精神を以て喙を容るゝに止めたり之に反して現時に於ては庶民の權力大に増加し殆んど國家の財

政を全く監督するが如し今や國會の干渉をくして王室の収入し得る處のものも一日も政府を維持し得るの額に達せざ今日と雖とも國會が毎年議決するを要せざる収入ありと雖ども之を適用するに當ては國會の承諾を経ざるを得ざる故に財政の一點より論するも政府は毎年國會を召集せざるべからざるに尙ほ此他國會を召集せざるべからざる理由あり今や政府の機關は往時の如く簡單のものにあらず絶へざる立法を爲して以て足らざるを補ひ誤れるを正すものあり國家の議決したる或る法令の如きは一時經驗の目的を以て制定したるものあり又立法部より行政部に付與する迄の權力の中には一年限りのもの少なからざる之を加ふるに貿易を整頓する爲め權力を他に付與するが爲め若し己に與へたる權力を使用するに付き期限を加ふるか爲め等種々雑多の必要よりして毎年立法を要するとならざる故に今日に於ては毎年國會を召集するの必要あり而して今の國會は古の國會の如く立法を爲すに當り躊躇逡巡するが如きとあふざるなり以上述べらるが如く英國の女王が國會を召集するの目的は専ら財政及び立法の爲めなりと雖ども召集の勅詔中には殊更に之を明言するところなく只人民と會して國會に於

て其意見を述べしめんが爲云々と云ふに過ぎざ
 議員召集の目的の右に述べるが如くなるが之と召集するに當て女王は勅詔^{ロイヤルプロクレイション}と發す
 ると常とす近代は在ての國會の集會は間斷なきと期するが故に女王の同一の勅
 詔を以て一の國會と解散し直ふ次の國會と召集するなり則ち此勅詔は現在の國
 會の出席の義務と解き更に人民の意見と聽くか爲めに新國會と召集せんと欲す
 云々と云ふの意を記載するものなり且つ此勅詔中に大貌列頓及び愛蘭の大法
 官に召集狀^{リット}と發すべき權力を付與したる旨と載す勅詔出づるの後大法官は召集
 狀と發して議員と召集す大法官の發する處の召集狀は凡そ五種の人に當てたる
 ものなり即ち英國の俗貴族英國の僧貴族二十八人の愛蘭の俗貴族高等法廷の裁
 判官アトリー、ゼテラル及びシリントル、ゼテラル女王のエンセント、サーセント
 及び國會に議員と出すに權利ある各州各都府の復命官等^{リタインズ、カウニティ}は召集狀を受くる處の
 ものなり此召集狀の大憲章の中に於て定めたる處に従ひ其發行の四十日以内は復
 命せざるべしざるものなりしが蘇格蘭と英國と合併したる後此期限と延ばし
 て五十日と爲せり其後通信往復の便利大に開けたるが爲め今の女王の御宇に至

りて三十五日に短縮せり

次は國會開設の順序と述ぶべし各州各市より撰出したる處の議員の勅詔中に載
 せたる日限と誤らむウエスト、ミンストル府に來り同時に貴族院議官も亦來る是
 に於て君主は國會と開設する理由を述ぶるの順序なりと雖ども其前種々の手續
 あり庶民院の内に書記局あり是れ國會の書記官が詰り居る處にて庶民院の建物
 の一部分なり國會開設の當日となれば各地の議員皆此處に集りて先づ書記官に
 對面す此書記は國會開設の前に於て大法官の局(此局は我邦の司法省の如きもの
 にして君主よりの召集狀と此局より發す)より今回は何州何市より如何ある人が
 議員に當撰して來ると云ふ議員名簿とも名くべきものと受取り書記局に扣へ
 居れり議員は此處に來りて書記官の調べを受くるなり即ち書記官は名簿に依り
 て何州より何某と云ふ議員と今日來たれりやと問ふ議員は答て到着し居れり余
 が其人なりと云ひ帳簿と人物との引合せを爲すなり是れ國會開設の第一の手續
 とす

此帳簿と人物の引合せ終りて議員は悉く國會議場に入る此時貴族院へ奉勅員來

る此勅使は五人にして其首長の大法官なり此勅使が貴族院へ来る時人と庶民院に遣はして曰く勅使が貴族院へ來られたり各議員は何れも貴族院へ出頭せよと庶民院議員は一同案内を受けて貴族院に行き貴族院議員と列座して勅使の言葉と聞く其言葉は即ち國會の組織充分整頓したる上は女皇陛下の臨御あまて召集の理由に關する勅諭あるべし就ては其前に議長を撰び置かれたしと云ふことなり何故に勅使が斯く議長撰舉を促すかと云ふ議長なき時は庶民院は外に對して言論を爲す能はず議長と庶民院の代表者なり耳目鼻口なり議長なき時は庶民院の如何ある働きをも爲すべしと能はざればなり故に議長を撰ぶの庶民院に於て最も肝要の事とす議員は勅旨と奉じて一同庶民院に歸り議長撰舉の式と執行す之と國會開設第二の儀式とす此議長撰舉は甚だ容易なるものゝ如しと雖ども決して然らず議員が遠慮なく發言して何某を議長に爲すべしと云ふにあらざして重大の儀式なり議長撰舉の會議と開くには先づ仮議長と定むるの必要ありとも英國に於ては別に仮議長を撰舉するまもなく國會の書記官と仮議長と爲すと例とす此書記官は随分重要な職にて其権力も強く國會の書記局に在職する一

切の官吏は之と沙汰任免するの權と有せり近世にて有名なる憲法家なるカー、ア、ト、キ、ン、メ、イの如きも長く書記官を勤めたり扱書記官が仮議長となりて議長撰舉と行ふに當り改進黨保守兩黨派の中にて錚々たる一人の議員起立して何某は正明正大の人なれり議長に爲すべしと發言す而して此發言と贊成する人出づる時の議場の問題となり此時一同の議員が黙止して居る時の別に可否と問はせして直に議長に定まるべし然るも若し反對黨の方にて發言に反對し別の人と議長に舉げんとし之に贊成する人ある時と双方の討論とある斯る時の兩方の候補者が出て、演説を爲し而して投票にて決定することゝなるなり乃ち先づ第一の候補者と投票して多數なれば無論議長となれども若し少數なるときは別に投票せしめて後の候補者を議長と爲す抑も英國庶民院の議長は政界に富み辨舌に優れる庶民院中第一等の人物の如く考へらるれども決して然らざる英國庶民院の議長は恰も角力の行司の如き者にして政黨競争の外に在り議長を撰ぶの要旨は公平無私ある人と撰ぶに在るが故に一方の黨派に屬する人の推撰は他の黨派の者も亦概ね満足する處にて議長撰舉に付て烈しき議論の起ることは甚だ希なり衆目の

視る處最も老練よりて最も公平なる議員擧げられて議長と成ると通例とするなり
 扱議員の一人指名されて議長となるや先づ議長席に就き一同の議員に謝辭と述べざるべからせ昔の議長となりたる時の儀式として一旦其職を辭退するよしとなりしが今日は斯る古風なる事は之を爲さざりて只不肖なる某を撰擧されたるよしと甚だ満足なると云ふが如き謝辭と述ぶるの儀式に止まれり議長の着席するや其卓上に現はるゝものあり即ちメイスと稱する笏なり此笏の昔我邦の公卿が持ちし笏の如き形にて少く大なり平生は宮内省の寶器局に納め置き國會開設の時議場に持出さすなり此笏の庶民院固有の權力を代表するものにて即ち議長は其笏を持って始めて庶民院の代表者たる資格を得るものとす國會開設の間は議長常に此笏を預り若し之を失ふ時の國會を開くこと能はざる現に英國大叛逆の時チャールズ一世が笏を他へ持ち行しか爲め民權黨は庶民院を開くよしと能はざる數日討論の上非常の場合なれば止むを得ず笏無しに開設すべしと決りたることありたりき此笏は此の如く大切なるものにて議長の片時も其笏と離るゝこと能は

す毎日國會へ出勤するにも國會より退出するにも之と持たざるべからせ
 議長撰擧の手續終ると共に庶民院と翌日迄延會し翌朝議長は貴族院へ往かざるべからせ議長の撰擧終りたるとして庶民院より貴族院へ通知する時は貴族院に再び五人の勅使來り議長と召す議長は二人の議員と從へて貴族院に赴き庶民院已れと撰擧したる旨を勅使即ち奉勅委員に告げ且勅裁を得んとし請へり大法官は之を聞きて君主に代り議長撰擧を認可せざるべからせ昔は此認可を受くる時にも議長は一應辭退するの儀式あり且其認可を爲すにも君主親ら臨御しよりが或時議長が儀式上辭したると王の聞届けたるとありたるに懲りて儀式上の辭職の止めとなれり議長奉勅委員の認可を経て眞の議長となると同時に權利の請求なる者を爲す即ち國會の辨論は自由なるべし國會議員及び其從者の捕縛の自由を有すべし必要の場合の女皇陛下の謁見を許さるべし議員の所置を寛大に酌量せられたり等即ち庶民院の古代より享有する其疑ふべからざる權利なる者を要求するなり大法官は又君主に代りて之を許し議長は其許可を得て庶民院に歸り貴族院に於て起りし事柄を一々議員に報告す

議長擧の事終る後、に於ての議員の如何にして着席の権利を得るか、と云ふ
 まとを述ぶるの順序あり併しなが、其前、於て議員が議員たることと証明する
 の手續と説明し置くべし尤も庶民院議員の証明は第一段に述べたるが如くなれ
 ども貴族院議員の証明は少しく之に異れり貴族院に於ては差官即ちガーター、キ
 ング、アト、アームズと稱する官あり其官が英國世襲貴族の名簿と貴族院の卓上に
 呈し又王室書記官が蘇格蘭の書記官より遣はしたる處の蘇格蘭代理貴族の名簿
 と卓上に呈し扱英國の世襲貴族は己れの受取りたる處の召集狀を卓上に呈して
 其議員たるまことと証明す又新たに貴族に任せられたるものは大法官に向つて其
 貴族に任せられたることを証明して貴族院の書記官の之を全院に披露す庶民院
 に於ては前も述べたる如く大法官局の王室書記官より庶民院の書記官に宛て
 遣はしたる處の復命書の寫に由て各州各都府より撰はれたる處の議員が果して
 其人あるまことと証明す此復命書なるものハクラウン、オフヒスと稱する局に供へ
 ありて若し此事に付て問題起るときハ何時たりとも照合すると得ることになり
 居れり

扱て貴族院庶民院の議員の如何にして着席の権利と得るか、と云ふ、服従の誓約
 を爲して之を得るあり誓約の文面の古より種々の變遷ありしが今日は左の如し
 余は法律に従つて女王ビクトリヤ陛下及び其子孫相續者に忠義と盡し眞實の
 服従と爲すべき旨を誓約す故に神余と助けよ
 貴族院議員も庶民院議員も皆此の誓約即ちオーストを爲して着席の権利と得るこ
 となれどもユニーカー、モレビアン、セメレナストの宗派と宗旨の主義よりして
 誓約を爲すまど能はざ故に此等の宗派の誓約の代りに承認即ちアフアーメーシ
 ョンと爲すことを許せり此誓約と爲すハ何時かなれば貴族院にてハ國會を開く
 と直に此式を舉行す又庶民院にてハ議長が認可されたる後直に之と行ふ
 ものとす又國會開期の途中にて補欠員として撰擧されたる議員は其復命書の寫
 即ち証明が庶民院書記官の手に達すると同時に誓約と爲すあり若し議員が此誓
 約と爲さるときは如何なる事か起るか、と云ふ若し之と爲さざれば議場の欄
 内に座すると得る又討論に關係すると得る決議に關係するを得ざるものとす併
 しなが、縦ひ誓約の爲さざればも議員には相違あり故に此三件を除くの外は総

て議員たるの権利と享有せるものとす而して此誓約の文面が時代に由り變更したる大要と述へんに千六百八十八年以後の誓約の文章中は耶蘇新教と云ふの語ありて當時と新教徒なるとの國會議員となり官吏となることと許さざ舊教の國家に害ありとて永く排斥されたり然るもその後ウヰリヤム四世の時舊教解禁令の發布されてより舊教徒にても新教徒と同じく議員と得るにいたり遂に耶蘇新教云々の文字と削除して單に耶蘇教と爲せり然るに開明の進歩に隨ひ耶蘇教徒のみ議員となり官吏となるを得て他の人種が此權利なき道理のあらざるべしと云ふことより猶太教徒にても差間なしと云ふに至れり此猶太人の耶蘇を磔殺したる宗徒なれば古來一般の人々嫌悪されて等しく人民と并立することを得ざるの有様なりしか此時其習慣とも一變して自由の人民と爲せしあり是れ畢竟此猶太人中に於てヒーコンスフヒルドの如き大政治家若くはロス、チャイルドの如き英國第一等の財産家と始めと一英雄豪傑類々として現出したるか爲めなり終に今日にては耶蘇教の三字とも削りて單に上帝の二字に修正したり然る處近頃及びてブラッドローと稱する無神家現はれ神と信せざれば誓約を爲す能はざ

と主張し庶民院にては神に仕へざる故に議場に列席すると許さざと云ひ誓約の度毎に葛藤と生せしと云へり之に由て考ふれば英國の國會の結局議決の上にて又誓約の言葉を變し上帝の二字とも削らざるを得ざるに至らんかも亦知るべからざるなり

次に女王が召集の理由と演説するの手續と述ぶべし庶民院議長の撰舉終りて議員誓約の式を終るや否や女王の貴族院に行幸ありて宮内大臣ロドリック・チャムパーソンをして庶民院議員を貴族院に召集せしむる此時の使者と名けて黒笏監鎖ブラック・ロッドと云ふ若し女王事故ありて親ら貴族院に行幸あさるときは奉勅委員代て庶民院議員を貴族院に召集す女王親自行幸ありて開會の趣旨と演説あるときは庶民院の議員に向て出頭と命ずると云ひ若し奉勅委員が代りて召集の理由を述る時は出頭を希望すると云ふ而して庶民院議員は此命令若くは希望に應じて貴族院に出頭し召集の理由と聞くを要す女王親ら召集の理由を述べらるゝ時は大法官の奉呈する處の勅書を朗讀せらるゝなり若し奉勅委員代て此式と行ふときは大法官代て勅書を朗讀す此勅書なるものは當時の内閣が製したる處のものにして内閣の政畧の大体と示したるも

のなり勅書朗讀のこと終れば議員は一時延會して更に集合し勅書の奉答を議するに要す併しながら古より庶民院に於ては勅書の奉答を議するに先づち他の議案の讀會を開くと例と爲せり何が爲す此の如きまを爲すかと云ふに庶民院は王室より命せられたる處の問題を議するのみならず自ら問題を出だして評議するの權利あるものと證明するに過ぎず而して此事の只儀式に止れば庶民院議員の直に勅書の奉答を協議して勅書に關して院議のある處と定め委員を命じて之を女王陛下に奉答せしむるなり以上と國會開設最終の手續とす右の手續は新に國會を開くの手續あるが若し新に開く場合にあらざりて去年の國會を今年又引續きて開く場合に之議長撰擧等に關する手續の勿論之と省き女王の召集の趣旨と演説するを第一着歩とし直に平生の事務を着手するを例とす

國會を開く手續の已に終りたれり次の國會を如何にして終るものかを述べんとす國會の終りに三種あり第一解散(デグリユーション)第二休會(プロ、ゲーション)第三延會(アジョンメント)是れなり解散と云ふの國會として終らしむるものなり休會の國會の開期と終らしむるものあり延會の國會中の一院若くは他の院の事務を數時數日若くは數週間中止せしむる處のものなり

先づ延會の事より説明せん貴族院若くは庶民院の他の院に關係なく其欲する時に延會を爲すを得議院延會して再び議事を開く時の延會を議決したる際の議事と引續きて議すると得又王室の議院延會の期限未だ終らざるに更に延會を命し若くは開會を命すること能はず又延會に關しての議院必し王室の命を奉ずるとを要せし扱休會の王室の特權に依りて行はるゝ處のものなり休會の二院同時に行はざるべからざるものにして之と共に總て討議中の事務は終るものなり例へば茲の一の原案ありて已に二院を通過し將に勅裁を得んと欲するに際して休會を命せらるゝ時の其議案は次會に於て再び始めより議さるべからざる國會議に休會を命せるときに女王が自ら國會に來て貴族院及び庶民院議員を召集して大法官に休會の命令を朗讀せしむるか又女王自ら來て奉勅委員として其旨と通せしむるか又の大璽を鈴する勅書に依りて休會を命するか又の勅令に依りて休會を命するかの方法の一に由るものなり右の諸法中にて最も多く用ゐらるゝの勅令に依りて休會を命せらるゝの手續なり國會の解散の王室の特權は

依るか若くは期限の満るに依るかの場合に於て行はるゝものとす王室其特權を用ゐて國會を解散する時は休會の場合の如く自ら國會に臨みて解散するか又は奉勅委員をして解散せしむるなき若し國會の休會中に於て之を解散せんとするときは勅令と以てするを例とす此諸種の方法中よて最も普通に行はるゝは先づ國會に休會を命し然る後に勅令に依りて之を解散する方法なりとす期限満るが爲めに國會の解散するはジョージ一世の時に定めたる七ヶ年條例なるものに依り國會の期限を七ヶ年と定め期限満る時の解散するか爲めなり抑も英國の國會は無期限ありしがチャールズ二世の如きの十七年の永き間議員を改撰せしめず爲めに議員盡く腐敗して代表の實無くありしが爲にウヰリヤム三世の時に至りて三ヶ年條例なるものと議決して國會の期限を三ヶ年と定めたり然るに女王アン崩してジョージ一世ハノバよりして英國に來りて王となり之れが爲めに英國ハノバル黨及びジャコバイト黨の二派に別れ内亂將に起らんとし外國より侵入する者あるが如き有様となりて若し三ヶ年條例に隨つて國會を解散する時は舊王黨を奉するジャコバイト黨が多く議員となるの恐れあるに際して止むを

得る三ヶ年の期限を七ヶ年と爲すの議決を爲し遂に今日の制となりしなり次に王の崩御の場合には國會は解散すべきや否やを見んに元と國會は王の名を以て召集したるものなれば王崩御の場合には一度解散して新王の召集を待つが至當の事なり然れども實際より之を云ふ時は王の崩御の爲に政務殊に多端なる場合に當て國會を解散すると云ふは最も不便と云ふべきを以て古は王の崩御と共に國會を解散する仕組なりしが今日よては解散するを要せざるといふれり而して古より今まで變更する迄には種々の變遷ありてウヰリヤム三世の時王の崩御の後六ヶ月間は従前の國會が解散を見合すると定まり又ジョージ三世の時國會解散の後に王崩御とありたる場合には向ふ六ヶ月の間には從來の議員再び集りて事を議すべしと決し遂に今上ヴヰクトリヤの御宇になり人民代表條例なるものと發し王の崩御と國會の期限とは全く關係なきものとなれり

第四章 庶民院議員たるの資格

國會開會の手續の已に前章に於て尽されば更に一步を進めて庶民院の議員たるべきもの如何なる資格あると要するか庶民院議員を撰擧するもの如何なる人なるべきか庶民院議員と撰擧する方法は如何庶民院議員の全体として若くは一個人として如何ある特權を有するか等の問題と討究せざるべからざりて第一着歩に庶民院議員に撰擧せらるるものは如何なるものなるかと述べんと欲す

庶民院議員に撰擧せらるるもの如何なるものなるかを知らんと欲せば如何なるものは庶民院議員たる能わざるか第一に知るを以て最も簡單なる方法と爲す庶民院議員たる能わざる個條の中より未丁年者若くは瘋癲と云ふが如き固有のものあり又職業若くは官職に由るものあり又之重罪、破産、賄賂等に原因するものあり

サー、エドワード、コークスの説に依るる未丁年者は議員たる能はず然れどもウヰリヤム三世の時成法スエドランドを以て之を定むるに至る迄と未丁年者の國會議員となれる例

なきにあらざり其後と雖も未丁年者當撰し批難と蒙ふることなく着席したる例なきにあらざり例之の有名なるチャールズ、ゼームス、フォックスの未丁年の時撰擧せられ着席して而して演説と爲せり有名なるロード、ジョン、ラッセルの如きも丁年に達する一ヶ月前に撰擧せられたり然れども千八百三十二年撰擧法改正案議決されたる以來に此の如き例又之れ少し

瘋癲及び白痴の普通法コンセンソに於て庶民院議員たるよとを許さざり庶民院にして議員の瘋癲到底治療すべき見込なしと考ふる時の其座席と空虚なりと宣言し議長を以て更に新召集狀を發せしむ議員瘋癲にして職務に耐へずと云ふ問題の撰擧區よりの請願より起ることあり又ハ議員中よりの動議に依りて起ることあり千八百十一年に議員アンソックス氏の撰擧者氏が瘋癲となれる爲め職務を尽す能わざると以て改撰したき旨を國會に請願せり國會は委員と設けて調査を爲さしめたるに委員ハ氏の瘋癲ハ治療の見込なきにあらずと報告したると以て國會は此請願を拒絕したりき其後議員スチュワルト氏の事に關し此問題再び起りし議員ローバツク氏のスチュワルト氏が瘋癲となるとして治療中なるに關りて議

場に出席し決議に預りたるを以て之を不問に置く時の國會の特權に關係すべしと主張し之を調査せんが爲め委員を設くべしと動議したるも庶民院の其動議を採用せざりき此二例の中一は撰擧者の制限に由り一の議員の動議に由り瘋癲を關する問題起れり而して此例に由りて見るも庶民院が容易に議員の瘋癲なることと見認めを輕々しく其坐席を奪ふことなきや明瞭あるべし

外國人は普通法に依るる成法に依るる議員たるの權力を有せし千七百年より以前に外國人歸化する時は撰擧せらるゝを得たり然るにウヰリヤム三世の時に至り縱ひ歸化するも其双親英人ならざれば議員たる能はずと定められたり今上ビクトリヤの御宇となりて外國人が英人と同しく有するを得べき權利と定めざるも參政の權は例外と爲せり然るよ之と同時に外國人にして歸化する時には英人と同しく政治上の權利義務を有するを得べく國會議員となると得べしと定められたり

貴族は庶民院議員となることと得て英國の貴族の庶民院議員たるを得て蘇格蘭の貴族と雖ども蘇格蘭代理貴族の一人なると否とに關はるを庶民院議員たるを

得て愛蘭の貴族は之に反して貴族院より出頭すべき愛蘭貴族の代理たる廿八人中にあらざれば大貌列頓の州若くは市の代議士たるを得べし

英國々教の僧侶及び蘇格蘭國教の僧侶は庶民院議員に撰擧せらるゝを得て羅馬舊教の僧侶も亦撰擧せらるゝ能はざる僧侶の國會議員に撰擧せらるゝ能はざることゝなれるハヨージ三世及びヨージ四世の法律に依るものなり其後此事に關して多少の變遷ありたるも遂にビクトリヤ女皇の御宇となりて英國國教の僧侶に限り若し其僧位を辭する時に庶民院議員となると得ることゝあり

種々の官職を帶ふる者亦庶民院議員とある能はざる而して其中普通法より由りて禁ざるものあり又ハ成法に由りて禁ざるものあり先づ普通法に由りて禁ざるものより擧げんに彼の州宰キップの如き庶民院議員となる能はざる然れども若し州宰にして其州外より撰出さるゝ時は庶民院議員とある能はざるよわはる假令ハハンブッシュヤ州の州宰ハシャンプトン府より撰出さるゝも妨げなし近年に至りて常に州宰に限らざる總て復命官となるものは皆其地方より撰出さるゝ能はざるよとあり是を以て市の復命官の如きも其市の代議士となる能はざる彼三種の普通法

廷の裁判官の如きも普通法に由りて庶民院議員たるものと禁せられり蓋し普通法裁判所の裁判官は貴族院の裁判官たることあるを以てあり然れども此事は近年に至りて特又成法を以て禁することゝなれり

成法を以て庶民院議員たるものと禁したる場合の實に錯雜にして容易に説明する能はざる蓋し千六百八十八年の革命以後庶民院の勢力漸く増加したるか爲に王室の議員に官職と與へ以て庶民院の勢力と掣肘せんと企て庶民院の又之と妨げて其獨立を維持せんと企て屢々法律を以て官吏の庶民院議員たることを禁したればなり千七百年に制定したる王位繼承條例に由れば王より官職若くは利益ある地位を受けたる者の庶民院議員たる能はざるとあり然るに此個條は女王アンの第四年に削除せられ同女王の第六年に至りて現行法律の根據たる立法を見るに至りたり其第二十四條に定むる處に依れば千七百五年十月二十五日以來置れたる新官職と王室より受くるところの者は撰舉せらるゝ能はざると又其以前に置れたる者と雖ども或る官職に限り之と受くる者の撰舉せらるゝ能はざると又王室より無期限の年金と受くる者も撰舉せらるゝ能はざると其第二十五條に由るに千七百五年

十月二十五日以前に置かれたる官職と受るものと雖ども之れと受ると同時に庶民院議員の職を辭せざると得ざればとも再撰せらるゝと得べし又其二十七條に定むる處に由れば海陸軍の武官は此條例の範圍外に在り此條例出でたる後と雖ども國會の屢々特に新舊の官職を第二十四條若くは第二十五條の部類に編入したるが故に今日に於て如何なる官職と受くる者の庶民院議員たるを得るか如何なる官職を受くる者の庶民院議員たるを得るか明瞭に指示すること頗る困難なり若し之と爲さんとすれば英國政府の官職を表に製して示すの外手段なし然れども此の如きまこと爲すの必要多からざるべきを以て余は今之に關する大體の類別と爲し示す處あらんとす

甲 英國政府に於ける或る官職と受くる者の同時に庶民院議員たるを得ざれば部類に屬する者は女王アンの條例中の所謂新官職是れなり此部類の中には千七百五年以後に置れたる官職にして成法を以て特に除きざるものゝ外尽く含蓄するものとす立法部の女王アンの法令出でたる以來屢々議決を以て或る官職と新官職の部類に屬すべきものと定めたり仮令印度會

乙

議の議員たる者の國會議員たる能はせと云ふが如き其一例あり印度會議の議員たる職の勿論千七百五年以後に置れたるものあるを以て女王アン條例の所謂新官職中に含まるべきものなれば國會の尙ほ特に其中に含まるべきものなることと議決したり又女王アンの條例に由れば舊官職に屬すべきものなるを其後に至りて庶民院議員たる能はせと議決したるものなきよあらず例へばマスター、オフ、ゼ、ロールスの如き其一なり

或る官職の之を受くると同時に議員の職を辭せざるべからざるも再撰せらるゝを得べし女王アン條例中の所謂舊官職なるもの此部類に屬すべきものなり然れども其後に至り國會の議決を以て特に新官職と同一になせるもの此部類にあらざり又其以後に置れざる官職と雖ども特に成法を以て舊官職と同トく再撰せらるゝを得へりと定めたるもの此部類に屬せしむるべし仮令の地方政務局の局長及び同局の書記官の一人の如き新官職ありと雖ども庶民院議員として再撰せらるゝを妨げざるものなり

丙

行政に關する官職中には之に任するも國會議員たるに妨げなく又再撰舉

の必要なきものあり例へば各省の次官の如き是なり又國民軍の士官の如きも此部類に屬す

抑も官吏が國會議員と兼るよとに付て此の如き制限を設けたる所以を考ふるに王室が國會議場に於て暗に勢力を占むるを妨ぐる爲めなりしと雖ども今日の時勢より云ふときは之れが爲に此の如き制限を置くの必要ありと云ふべし然れども今日は又別に此制限を存するの必要なに於て即ち政治上に關係なき適當なる事務官を備ふること及び政府に於ける各省の長官と其下に在りて事務を取扱ふ者と等しく國會に入り討論の際反對の地位に立つが如き不都合なからしむるよと等しく此制限を必要とする理由なりと云ふべし然れども此理由の女王アン第二十五條に定むる處に當て符するよと能はせ女王アンの法令第二十五條に於て國會議員政務官となるときは一度議員の職を辭し再撰せらるゝと要すと定めたるは今日に在て實に不必要のことなり只に不必要なるのみあらず頗る不便利のよと云ふべし此個條あるが爲に内閣更迭の際入閣する議員は其撰舉區に至りて再撰を乞ひざるべからざる必要あり隨て政務を澁滞せしむること少なから

王室より無期限の年金を受くるものは女王アンの時國會議員たる能はざると定められたりジョージ一世の時に至り或る年限の間年金を受くる者も亦國會議員たる能はざることゝなれり然れども久しく外交官となり又の政府の事務官となり居たるが爲に退職の後年金を受くる者の此部類に屬せしむ
 間接若くは直接に政府の仕事と請負ひ政府と契約を爲すの地位に立つ者は國會議員たる能はざ然れども公債の所有者の如きは此部類に屬せしむ
 叛逆若くは重罪を犯したる嫌疑あるものにして有罪と定まる時の王室より特赦せらるゝか若くは刑を受けて満期とあるに至る迄國會議員たる能はざ
 身代限の處分を受けざる者又國會議員たる能はざ若し撰舉せられたる後身代限となる時の着席及び投票と爲す能はざ然れども其義務と果し且品行よりして是に至りざるよあらざることと証明するに於ては再び其權利を復するを得べし
 已に撰舉されたる人身代限の處分を受け六ヶ月内に其義務を果さざる時は其座席空虛あるものとす

國會議員たるに當り賄賂の如き鄙劣手段を用ゐたる者の生涯其撰舉區より撰舉せらるゝ能はず七ヶ年後にあらずんば他の撰舉區よりも亦撰舉せらるゝ能はざ然れども若し已れ其事に與ふを撰舉の際に用ゐたる代理人の意と以て此の如き手段を盡しざること明瞭なるときは其撰舉區より七ヶ年間撰舉さるゝ能はざることのみにして他に制裁あるまとなし
 宗教と信せざる者國會議員たる能はざ此事に付ては前に述べざるが如く多少の變遷あり往時の耶蘇新教を奉ずるものにあらざんば國會議員たる能はざりしが其後羅馬教を奉ずる者猶太教と奉ずる者も亦國會議員たるを得るまとなれり然れども彼の有名あるブラッドローの訴訟に於て明瞭あるが如く神と信せざる者の誓約と爲す能はざ誓約と爲す能はざれば座席に就く能はざ議決に與る能はざ故に無宗教の徒は實際國會議員たる能はざと云ふべし
 以上述べたる制限の外に往時は有効なりしも今の廢止されざる制限なきにあらざ假令は住居制限の如き其一なり千七百七十四年に至るまで國會議員たるべき者の其撰舉區内に住居するの必要ありより又財産の制限も千八百五十八年に至

る迄有効なりしなり即ち州の代議士たるもの、毎年六百磅市の代議士たるもの、毎年三百磅の収入ある土地と有するの必要ありしなり然れども是等の皆過去のことにして現在にありては右述ぶるもの、外國會議員たるに必要ある制限なし而して一度國會に撰出されたるものは國會解散せらるゝか若くは死するにあらざれば其職を退くことなし國會議員の職を辭する能はざりし一の撰舉區を辭して再び他の撰舉區の撰舉を争ふが如きこともまた爲すことを得る國會議員の右に述べらるる制限に觸るゝか若くは議員がその座席を空虛せざると宣言するにあらざれば退職することなし而して議員が容易に座席空虛の宣言を爲さざることの前に瘋癲の場合に於て述べたるが如し此の如く一度國會議員となるに於ては容易に辭職するよと能はざるが故に茲に一種の便法ありて實際に辭職を爲すの道備はれり即ち一度議員たりしものその職を辭せんと欲せば大藏省の管轄内なる有名無實の官職を受け而して強いて前の制限に觸れてその職を辭し然る後その官職を辭するを得べし此等の官職ハナルテンハンドレッツのスマワルド(主宰)若くはイーストヘンデレッツド、ノースステット、ヘンブホルム、ムンステル等の主宰官等なり

但しムンステルの場合に於てはスマユワルドと云ひてエスチートルと云ふ

第五章 庶民院議員の撰舉人

庶民院議員と投票する権利と稱してフランチヤイズと云ふフランチヤイズなる語の撰舉の権利及び撰舉の資格の二つの意味と有すると雖も嚴重に論ずる時の撰舉權と譯すべき文字なり庶民院議員の撰舉法の古代より今日に至るまで種々の變遷ありて且極めて錯雜したる者なり一が千八百八十四年の條例出づるに及びて稍々一定の制となれり然れども此條例は種々の古き條例と含蓄するものにして且其定むる處既往の制と關係を有すること少なかりざると以て之れと解せんと欲せば少しく既往に遡りて研究する處あるべからざる即ち先づ過去の法とと論じて而して後に現在の制に及ぶすの必要あり案ざるに英國現行撰舉權の基礎たるべきもの財產占有及び住居の三つの者なり言を換へて云へば土地と所有する者撰舉權と有し土地を用ふる者撰舉權と有し土地に住居する者又撰舉權と有す然れども代議制度の英國に行はれたる初に當りては撰舉權の必き住居に由らざるべからざることなり一が如し假令バ州に於て州會に出席する者にあらざれば撰舉權を有する能わざる而して州會に出席するものは其州の住人ならざ

るべからざ又市の撰舉權の如きも其沿革今日に於て稍々明瞭なかりざる處ありと雖ども土地と所有するか若くは租税と納むる者に限りたるが如く而して何れも其市内に住居するを要したるが如く一五世の條例に依れば撰舉者并に議員共住居の制限ありしこと明なり今此變遷及び撰舉權のことを論ずるに當り便利の爲に左の如き類別を爲すべし

- 第一 千八百八十四年以前の英國各州の撰舉權
- 第二 千八百八十四年以前の英國各市の撰舉權
- 第三 千八百八十四年以前の蘇格蘭撰舉權
- 第四 千八百八十四年以前の愛蘭の撰舉權
- 第五 千八百八十四年の法令
- 第六 不合格及び不能力

第一千八百八十四年以前の英國各州の撰舉權
英國各州に於ては其州の代議士と撰ぶの權利あるもの州會に出席する權利ある者に限りたり然るに其後州會の性質大に亂れ之に出席する者人民と代表する

の實なく隨て不公平を生ざるに至りたるが故に千四百三十年即ちヘンリー四世の御宇とありて州の代議士と撰ふ者は毎年四十シリングの収入ある自由所有地と有する所の住居人に限るものとあり此制限の凡そ四百年の間行はれりと雖ども弊害少なからざるを以て千八百三十二年及び千八百六十七年の撰舉法改正條例を以て州の撰舉資格と改むることとなれど此改正に依れば財産及び占有の二條件を以て撰舉権の基礎と定めたるものなり先づ財産の制限より説明せんに千八百三十二年の撰舉法改正條例の縦ひ財産より四十シリングの収入あるも撰舉者之と占有し居らざるべからざり又世襲の所領ならざるべからざり又世襲にあらずして且占有せざる場合に於て婚姻の契約に由りて得たるものか或は寺院の住職と成り又官職に任せられたるが爲に得たるものならざるべからざりと定めたり此撰舉法改正條例の右の制限の外別々四種の不住居人に適用すべき制限と定めたり即ち世襲の財産あるも占有せざるものと雖ども毎年十磅の純収入ある者自由所有地と同一の價格ある者にして登記所有地若くは其他の借地法に由れる土地と所有する者六十年より少なからざる期限を以て借入れたる同

價格の借用所有地を有する者二十年より少なからざる期限を以て借入れ毎年五十磅の純収入ある借用所有地と有する者は是れなり千八百六十七年の改正條例の上に述べたる三種中の第一制限と定めて五磅の純収入ある者と爲せり次に占有の資格に付て之を説明せんに撰舉法改正條例は上に述べたる財産制限の外に占有者の撰舉資格と定め毎年五十磅の純粋ある地料を納めて土地と借用する者は撰舉権と有し得べしと爲せり千八百六十七年の改正條例に由りて別に納税の額より由る處の一制限と設け十二磅の租税を拂ふべき土地と借用する者は五十磅の地料と拂ふ者と同く撰舉権と有し得べしと定めたり以上は撰舉権に関する最近の條例即ち千八百八十四年の條例以前に於ける州撰舉権の沿革の概要なり此新條例出でたる後の撰舉権の資格大に複雑を減し隨て頗る解し易しと雖ども其は後段に總括して説明するものとすべし

第二千八百八十四年以前の英國各市の撰舉法

千八百八十四年に英國各市の撰舉権に關し改正ありたる以前千八百三十二年に一大改革を行へることあり此改革以前の各市撰舉権の有様頗る混雜と極め居

たるか故に之を採求するは容易の事にあらざ蓋し各市の其代議士を撰擧する方に關し總て立法上の干涉以外に在りて各市好む所の方法に由り自由に撰擧すると得たればあり各市の代議士は其市の撰擧者に正當な撰擧せられたるものと要し且代議士の承諾したる事は撰擧者必ず遵奉せざるべからざと云ふの二條件のみ各市の撰擧に付て立法は規定したり然れども各市の間に行われたる種々雜多なる撰擧法に付て左の四種の撰擧制限を發見すると得べし

甲 各市を行われたる撰擧期限の中最も古きもの土地守領の制限なり土地を所有する者の市の代議士と撰み市の事務に關係する權利と有したるが如し

乙 住居制限を亦各市の間に行われたるが如し且地方税若くは國税を納めて市内に住居するもの土地所有者と同じく市の代議士と撰ぶの權利を有せり

丙 政府より憲章を受けたる都府の自由民は又代議士と撰ぶの權を有せり都府の自由民中に加入する者は縦ひ土地を有せざるも租税を納めざるも

丁 其自由民なる資格によりて撰擧權を有せるが如し
 都府の吏員たる者の代議士と撰擧するの權利と有せるが如し蓋し此制限の最も後に行はれたるものにして都府人民の權利を制限するの趣意に由り會て府民に許すに代議士撰擧の權を以てしたると更に制限して其吏員に限るまとい爲せるなり

千八百三十二年の撰擧法改正條例出づるに至る迄の市の撰擧法は種々の變遷あり隨て頗る錯雜と極めたるが此改正の爲に稍々一定の基礎を爲すと得たり此條例の舊來の撰擧權と廢止したりと雖ども次の二点に至りては舊法と保存して改め即ち市の中州と同一の特權ある者に限り州に用ひられたる四十シリングの制限を存しよると及び憲章と附與せられたる都府の自由民の撰擧權を保存せたることは是れなり但し都府の自由民の場合に於ては其都府の七哩以内に住居する者に限ると云ふ制限と設けたり右の二点は舊來の撰擧權と存しよるものなるが其他の惣て占有を以て撰擧の制限と爲すことに改めたり即ち條例第二十七條に於て毎年十磅の價格ある家に住居する者は其家の所有主あると若くは借主な

るとを問はせ占有者たる資格に依りて撰舉權を有し得べしと定めたり但し占有者は納税者ならざるべからせ撰舉權を有する前に六ヶ月間其市の七哩内を居住せざるべからせ以上は千八百三十二年より定めたる各市撰舉の制限なり其後千八百六十七年に至りて再び改正あり蓋し此改正の當年發布されたる人民代表條例に由るものありとす

此條例は住宅制限及び寓居制限と設けたり即ち此條例に由る時の第一に撰舉權を有する者の撰舉者の中に記入せらるべき年の七月三十一日以前に其市内に於て十二ヶ月間一軒の住宅に所有主若くは借家人として居住するを要す且此人は救貧税を拂ひざるべからせ其年一月までの救貧税と同年七月二十日までを拂ひ終りたる者なるを要す第二に撰舉權を有する者の撰舉人として記入せらるべき年の七月三十一日以前其市内なる寓居に十二ヶ月間住するを要す但し其寓居は無造作として一年十磅の價格あるものたるを要す

第三千八百八十四年以前の蘇格蘭撰舉權

千八百三十二年以前の蘇格蘭に行はれたる撰舉制限は英國の制限よりも一層混

雜を究めたるものと云ふべし先づ州の撰舉權より論せんに蘇格蘭の各州に住居する者にして撰舉權を有する者の英國の州に於ける撰舉人と同しく四十シリンの収入ある土地を有するか又は四百磅の地價ある土地を有する者も限り即ち蘇格蘭の撰舉制限は専ら自由所有に由るものにして其制限の如きも英國に比すれば一層嚴刻なりしか如し又市に於ては制限一層嚴重にして代議士を出すべき權利ある六十六の諸州中一市にして一人と出せ權利のある者の其首府なるエジンバラ一府に限れり其他の撰舉の便利の爲に十五部に別れ一部より一人を出すの割合なりしなり代議士の撰舉を行ふに當てや州宰の各市の市會に命じて一人の代理人を撰はしめ此代理人の撰舉の爲に設けたる各部に集會し更に代議士と出さすの仕組なりしあり千八百三十二年の改正以後舊法の大概廢止せられ各州に財産制限及び占有制限を設け各市には常に占有制限のみと設くることとなり蓋し専ら英國の法に則れるなり千八百六十八年の改正に由り蘇格蘭にも亦住宅及び寓居の制限を用ひしむるよとなれり

第四千八百八十四年以前の愛蘭撰舉權

愛蘭に於て古來行われたる撰擧の制限は英國に行はれたるものと大なる差別ありし然るに彼の羅馬舊教解禁の條例出づるに及びて愛蘭の各州に於ては一年十磅の價格ある土地を有する者にあらざれば撰擧されること能はずと云ふ制限を置けり千八百三十二年の改正に由り舊法多く廢せられ占有制限又輸入せられて州の撰擧權の如きも一層其制限の範圍を廣め借用所有者登記所有者と雖も又撰擧權を得るとなれり千八百五十年に撰擧權の範圍一層擴張し州に於ては十二磅の價格ある土地を占有する者若くは五磅の價格ある土地を所有する自由所有者市に於ては八磅の價格ある土地を占有する者と云ふ制になれり千八百六十八年に至りて住居制限及び寓居制限愛蘭にも亦行はるることなれり

第五千八百八十四年の法令(即ち現今の制)

千八百八十四年に發布せられたる人民代表條例は從來英愛蘇三ヶ國に行われたる撰擧制限の錯雜を匡し之を一定ならしめんとするの精神を以て發布せられたるものなり然れども此法文從來の法に由りて制定せられたるものなるを以て此法と詳にせんと欲せば從來の沿革に通ずるの必要あると論を待たざ千八百八

十四年の人民代表條例は英愛蘇三ヶ國を通ずる處の法律にして一定の精神を以て發布されざるものありと雖も多少の例外なきにあらざ今之と見るに當り財産制限と大別し財産占有及び住居の三大區別と爲し各其制限に付て講究するを以て最も便法なりとす

甲 財産 財産制限は英愛蘇三國の州に限る而して英國に於ける州と同一なる都府にも亦此制限あり今之と細別せんに英國の財産制限は左の如し

- 一 毎年四十シリング(即ち二磅)の純價格ある自由所有地(但し相傳の財産若くは占有する財産若くは婚姻條約遺言或は寺院の住職たるが爲め又は官職を帶ふるが爲めを得る處の財産に限る)
- 二 毎年五磅の純價格ある自由所有地(但し一代の財産若くは占有せざる財産若くは上と述べたるが如き事情に由りて得たるものゝあらざる財産に限る)
- 三 登記所有地を始めとし自由所有あらざる方法を以て所有する土地にして毎年五磅の純價格あるもの

蘇國の財産制限の左の如し

- 四 借用所有地の六十年以上の期限あるもの、毎年五磅の純價格あると要し若し二十年以下の期限あるものは五十磅の純價格あると要す此價格の借用所有地の内を借用する者と雖ども若し之と占有する時の投票と爲すの權あり
 - 一 毎年五磅の純價格ある所有地及び相續地(但し地價表に由る)
 - 二 借用所有地にして一代若くは五十七年の期限あるもの、毎年十磅の純價格あるを要し十九年以上の期限なるもの、五十磅の純價格あると要す
- 愛蘭の財産制限の左の如し
- 一 毎年五磅の純價格ある自由所有地
 - 二 毎年二十磅の純價格ある一代借用所有地
 - 三 六十年以上の期限なる借用所有地の毎年十磅の純價格あると要し十四年の期限なる時の二十磅の純價格あると要す

乙

占有 占有の制限の英、愛、蘇三國の間に殆んど差別なく其大要を云へば英及び蘇の市及び州に於て十磅の價格ある土地の所有者若くは借用者として撰擧者の内より記入せらるる前十二ヶ月間占有者たる時の撰擧の資格を得るものとす而して其計算の方法に至ては多少異なる所なきにあらざり即ち英國に於ては純價格に依り蘇格蘭に於ては地價表に現はれざる毎年の價格に依り愛蘭に於ては最後に収めたる救貧税に由る又撰擧者の住居制限に付て少く異なる處あり英國及び蘇格蘭の州愛蘭の州及び市に於ては住居の制限と設けを雖ども英國の市に於ては市の七哩内に其年の六ヶ月間住居せざるべからざると云ふ制限あり蘇格蘭の市に於ては市の七哩内に一ヶ年間住居せざるべからざると制限す又納税の事に關して制限あり英國に於ては州及び市の占有者は救貧税を拂はざるべからざり且その年一月五日迄の分を同年七月二十日迄に拂はざるべからざり市の占有者の間に救貧税のみならず惣ての租税と其時迄に納むるを要す蘇格蘭に於ては州の占有者の其年五月十五日迄の救貧税と同年七月二十日迄に拂はざるべ

からせ市の占有者の七月六日迄の惣ての租税を七月二十日迄に拂ふと要す愛蘭に於ては州及市の占有者は一月一日迄の救貧税及び其他の租税と七月一日迄に拂ふと要するなり

丙

住居 住居制限に住宅制限及び寓居制限の二種あり住宅制限ハ合衆王國中何れに於ても同一にして租税と拂ふべき一軒の住宅若くハ一個の住宅として占有し得べき一軒の住宅の一部分と所有者借用者として若くハ或る官職或は職務の爲めに住居する者の撰擧權を有す但し其家の租税は或る時限迄に拂ひざるべからせ其時限又付ては英、愛、蘇三國多少の差違あり寓居制限も亦合衆王國何れの州よても同一にして一ヶ年十磅の無造作の寓居と寓居人として占有するものは撰擧權を有すと得べし但し此十二ヶ月と計算する方法は英、愛、蘇三國に於て多少の差違あり又英國及び英蘭に於ては一軒の寓居に他人と共に占有すると雖ども若し全價格にして十磅に上る時は撰擧權を有するものとす

右三種の制限は現行法律の採用する處のものなり蓋し現に行はるゝ所の撰擧制

限にして古來行はれたるもの二種あり其一ハ州と同等なる都府の四十シリングの自由所有者に撰擧權と與ふるものにして其二は千八百三十二年以前より撰擧權と有する都府の府民に撰擧權と與ふると是あり倫敦府の如き今尙ほ此制限行はる然れども倫敦府に於ては只又都府の自由民たるのみと以て撰擧權を有する能はせ都府の組合員(リパリーメン)たるものたるを要す以上述べたるものゝ外尙ほ一言するを要するハ大學校撰擧區の撰擧制限ありオックスフォード。カンブリッヂ。ダブリン。倫敦等の大學校評議院(コンヴェンション)の議員及びエリクソン。グラスゴー。セント、アソツル。アパーギー。諸大學の総長教授及び評議員は若し丁年に達し法律上の不能力者あらざる時ハ其各大學の代議士と撰擧するの權と有す

第六、不能力及び不合格

左に掲ぐる者の不能力者若くハ不合格者にして撰擧權と有する能はざるものなり

甲 女子

乙 未丁年者

丙 貴族

丁 復命官(復命官の通常の場合に於て投票と爲す能はざると雖ども若し二人の候補者の得たる投票数同一き時は已れの欲する所の候補者に投票し勝敗を決するを得べし)

戊 或る種類の吏員(之と大別する時の政府の吏員及び撰擧の爲に使用せらるる吏員の二種類となる然れとも政府の吏員中収税吏等は近年に至りて制限と脱しざるを以て目下此制限中に在る者の警察官のみなりと云ふも可なり撰擧に關係する吏員の今日と雖ども尽く投票と爲すと得ざ)

巳 外國人

庚 瘋癲白痴(白痴の固より撰擧權と有する能はずと雖ども瘋癲の甚しきものにあらざれば撰擧權と失ふことなし)

辛 叛逆罪若しくは重罪と犯したる者(刑の期限満ちたる者若しくは特赦されたる者の此限をあらざり又撰擧の際賄賂等を用ひたるか若しくは之と受けたるの嫌疑ある者は七ヶ年間撰擧に關係する能はず)

壬 救濟を受けたる者(其年七月三十一日より十二月以前の中に之と受けたる者に限る然れども醫藥料等の名義を以て之と受けたる者の其限りにあらず)

第六章 庶民院議員撰舉の方法

庶民院議員撰舉の方法と説くに當りては之を座席分配名簿記入撰舉の方法少數代表の四項に分ちて論ずると以て適當と爲す庶民院議員撰舉の方法を論ずるに當りて先づ議員と撰ぶ處の撰舉區の事と付て述ぶる處あるを要す現に英國に行はるゝ處の座席分配法の近頃發布の條例即ち千八百八十五年の條例に由るものなりと雖ども之と述ぶるに先達ちて古來各撰舉區が如何なる割合に依りて代議士と出したるやと簡畧に説明すると要す彼のエドワルド一世が千二百九十五年に召集したる標準國會には各州より二人の士人各都府より二人の府民各市より二人の士民を出したり而して其事を司れる州宰は召集狀の明文に合格する者と思考したる都市にのみ代議士撰出の事を命じざるが如し而して州の代表と千八百三十二年撰舉法改正の時に至るまで著しき變動あり唯千五百五十六年千五百四十三年千五百七十三三年等に於て從來代議士を出さざりし一二の州新たに代議士と出だすことゝなれるのみ然り而して英國蘇國と合併したるが爲に州の代議士三十人と増し其後愛蘭の議院英國の國會と合併せるが爲め又州の代議士六

十四人を増せり然れども市の代議士の數の如きは千八百三十二年撰舉法改正の時と至るまで非常の變動ありさりエドワード一世の時に於て市の代議士は三百三十二人の割合なりと雖ども實際出席したる者は百九十八人に過ぎず其中倫敦府の四人の代議士と出せり蓋し當時都府及び市の代議士と出さずは當りて其入費を拂ひざるべからざるが故に之を出たを欲せざるが如き有様なり其後種々の變遷ありてヘンリー八世の時チャールズ二世の時の如き代議士と出たすべき都府及び市の數大に増加したり是れ王室より新に特權と附與し若くは一時中絶せる特權と回復して代議士と出たさしむることゝ爲せる故なりせしむる一世の時又之れが爲に代議士の數大に増加するに至りたり蓋し王室が此の如く新に權利と都府及び市に附與し之をして代議士を出たさしむる所以と考ふに其都府若くは市を重要視し之に特權を附與するにあらざり其土地小にして其人民少なく王室の欲する所の代議士を自由に其地方より出たさしむる便利あるを以てあり其後會て繁昌と極めたる土地にして漸次衰頽し少數の地主若くは財産家の左右する處となりて其指揮に従ひ代議士を出たすの地方又大に増加するに至

り、今若し千八百三十二年以前に於ける撰擧區の小なるよと及び其代表に名ありて實無き事を知らんと欲せば前世紀の終に於ては三百六人の議員百六十人の勢力によりて撰擧せられたる實例あること及び千八百三十二年の撰擧法改正の各々僅かに十五人に過ぎざる撰擧人を有したる九箇の市の代議士撰擧の權を奪ひたりといふ事實によりて悟るを得べし

千八百三十二年及び六十七年の改正の詳細あることは姑く之を措き其結果に付て云へり千八百三十二年以前に於て英蘭及びウェールズの五百十三人の議員と國會に出たし蘇格蘭は四十五人愛蘭は百人を出たりたるに千八百三十二年の改正以後に於て英蘭及びウェールズの四百九十九人蘇格蘭は五十四人愛蘭は百五人と出だすことゝなれり然り而して千八百六十七年の改正に於て英蘭及びウェールズの所有なる六席を移りて蘇格蘭の有となれり以上の如く改正を経て遂に千八百八十五年坐席分配改正條例發布せられ又多少の變動を生ずるに至れり此條例の爲に英國に於ける三十六の市、愛蘭に於ける二の市は各々其議員の一人を失ひラットランド州又議員の一人を失へり坐席分配改正條例は撰擧權の上に此

の如き變動を生じたりと雖ども之れが爲に一人の撰擧者たりとを其投票の權利を失ふことなかりき何とあれば此條例出づるに當て既に前も述べたるが如く占有住居及び寓居の制限各州及び各市と通して行はるゝに至れるを以て從來一人の議員を出たりたるか如き市は更に州の中に編入せられ其撰擧者の州の一部を於て更に撰擧者と爲るを得たればなり此の如く撰擧區の上には多少の變動を生じたりと雖ども撰擧者の之が爲に其投票權を失ふに至らざりき

千八百八十五年の坐席分配改正條例が從來の撰擧法と異なる處の要点は其地方代表の主義を一變して人口を依り議員を出さざらんと企てたるよし是れなり此條例の發布せらるゝ以前に在ては人口と議員との比例の州に於ては七万八千人に付き一人の議員市に於ては四万二千二百人に付き一人の議員と云ふ割合なりしが實際必しもこの比例によらば英國に於ての七十九の市は人口一万五千人以下なるも議員一人を出し三十六の市の人口五万人以下あるも二人を出すが如きよしとなかりき然るに此坐席分配改正條例と地方代表の事と掛念せざ人口五万四千一人に付き一人の議員を出さずと以て計算の根據と爲さんよとを企圖したり是

と以て若し都府の人口一万五千人以下なる時は従前一人の議員を出したるに係
 らる州の中に組み入るゝもと、なし若し人口一万五千以上五万人以下なる時
 は之をして一人の議員と出さしめ若し五万人以上十六万五千人以下なるとき
 は之をして二人の議員を出さしめ是れより以上は人口五万人に付き一人の議員
 を増加する割合と爲せり州に於ける代議の方法も亦之と等しく數に準すること
 爲せり然れども當時大學校は此條例の大主義より見れば例外なりと云はざる
 べからむオックスフォード大學校の如きの投票數六千人カンブリッジの七千人
 ダブリン四千人あるも各々二人の代議士と出たすこと、なれり而してグラスゴ
 ー及びアハルゼーの連合して六千五百人の投票者と有しエジンバラ及びセン
 ト、アンドルースの連合投票者も亦畧々之と數と同しくしたるか各々一人の代議
 士を出たること、なれり倫敦大學の如きの投票者の數僅々二千人なるも同じく
 一人の代議士と出したり

坐席分配改正條例は此他に尙ほ一の新工風を爲し英國固有の代議制度より云ふ
 ときにと極めて斬新と云ふべき方法と設けたり即ちオックスフォード、カンブリ

ツチ、ダブリンの三大學及び倫敦府を除き是等と從來四人の代議士を出したるも
 此條例の爲に減せられて二人の代議士を出さしめなれるる也及び五万人以上
 十六万五千人以下の人口と有し随つて二人の代議士を出さすものと除き総て撰
 舉區の各一人の代議士と出すこと、爲せる是れなり例へばウォルパーハンプト
 ンの如きの從來二人の代議士と出だし更に一人と増加するまとなれるも其地
 方は三撰舉區に分割されたりリパープールは從來三人の代議士と出したるが之
 れが爲め九個の撰舉區に分割され九人の代議士を出さしめなりたりランカシ
 ヤーは從來四部に分け八人の代議士を出したるが此時増して十三人となり爲
 に二十三部に分たれたり即ち此條例出でさるが爲め前に述べさる例の外英國
 は惣て所謂一議員撰舉區なるものになれりグラッドストーンの此新法を評して
 曰く此新法の舊法に比すれば頗る經濟なり頗る單純あり且彼の少數代表なるも
 のと簡易に實行する所の方法なりと云ひざるべからむと
 次に述べべきの名簿記入のまとなり投票權を有する者其權を實行するに先ちて
 先づ撰舉者名簿即ち戸籍帳へ其姓名を記入すると要す名簿記入のまとなり千八百

三十二年撰擧法改正以後始めて行はるゝまゝなれるものにして之に關する規則の數種の法令に由りて定められざりと雖も此講義の目的の撰擧法を講ずるにあらざるを以て今千八百八十五年名簿記入條例に依て定められたる英國に於ける名簿記入の概畧の手續を茲に述ぶべし名簿記入を行ふに先だち州に於ける治安裁判官の書記市に於ける市會書記は毎年四月十五日若くは之れより一週日の間に各パリツシユ若くはタウンシップの管理官に宛て命令書を送ると要す此命令書の投票者として記入さるべき人の資格及び管理官が名簿記入に付て爲すと要する處の事務の順序及び日限を記したるものなり管理官と此命令書に依り左の如き手續を爲すと要す

管理官の毎年四月若くは五月中に其地方に於て租税を拂ふ處の住宅の占有者として記入されべきもの誰々なりやと調査し而して其姓名を租税帳に記せざるべからせ而して六月二十日前より若くは州の撰擧區なる管理官の其地方の所有主の姓名を廣告し且未だ租税を拂はざる處の十磅占有者も納税の注意を爲すと要す七月二十二日前より管理官と七月二十日迄に租税を納めざる占有者にして撰擧

權を失へる者の姓名簿を調製するを要す而して七月三十一日前に管理官のパリツシユの救濟事務員に就て救濟を受けたるが爲め撰擧權を失へる者の姓名を調査すると要す又管理官の七月三十一日前に十磅の租税を納め隨て撰擧權を有する處の占有者の姓名を調製し州に於ては彼の五十磅占有者の姓名簿も亦調製せざるべからせ管理官の又寓居人として撰擧權を有する旨を申出でたるもの、姓名簿を調製し且州に於ては所有者にして撰擧權を有する旨を申出でたる者の姓名簿も亦調製せざるべからせ斯くして八月二十日に至り總ての姓名簿を調製したる上之を對する故障の申し出でとも添へてパリツシユ中の各寺院の戶外に掲示するを要す八月二十五日に至れば管理官の占有者及び寓居人の姓名と其申出で及び故障とも添へ市の市會書記に之を送るを要す又之に加ふるに所有者の姓名簿及び所有權に關する申出故障の書類を添へ州の治安裁判官書記に送るを要するなり又九月に至りて調査官ある者各撰擧區を巡回し名簿中の申し出及び故障を付て審判する處あり而して始めて正確なる名簿を製するものとす名簿は州は三種あり市に二種あり州に於ける三種の名簿といふ所有者占有者及び寓居者

の名簿にして市に於ける二種の名簿との占有者寓居者の名簿是なり而して若し調査官の審判に服せざるものあるときは高等法院中インスペンチ裁判所に控訴するものとす以上述ぶる處の手續に由りて各撰舉者中占有者の特に便利を有することと覺るを得べし即ち所有者の其姓名と記入せらるゝが爲め申出と爲さざると得せ但し一度申出と爲す時に再び之を爲すと要せ寓居者の之に反して毎年申出を爲さざると得せと雖ども幸福なる占有者は別段申出を爲すの勞を把らば管理官に於て自ら租税帳に依り之と名簿に記入するの習慣なり次に論ぜべきの撰舉の方法なり復命官が召集狀と受取までの手續の既前章に於て述べざるが故に此召集狀に基きて舉行する所の代議士撰舉の事と茲に述べべし現今英國に行ゆる處の代議士撰舉の千八百七十二年に發布されたる國會及地方議會撰舉條例又匿名投票條例とも云ふに基くものあれば今此條例に由りて撰舉手續の概略と述べし復命官召集狀を受くるに於ては撰舉を行ふべき當日及び場所と告知せざるべからば而して若し撰舉として競争せらるゝことありて投票を爲すの必要あるときは其當日及び場所も亦告知せざるべからば但し復

命官の州に於ては召集狀を受取りたる日より二日以内に市に於ては一日以内に此告知と爲すと要す撰舉會は州に於ては召集狀を受取りたる後九日以内に市に於ての四日以内に開くを要す候補者は復命官の定めたる撰舉の當日に於て指命するものにして之と指名するもの口頭と以て爲す能は必ず書面を以て爲すと要す而して候補者たるべきものは其撰舉區の撰舉人名簿に記入しある撰舉者の一人より發起せられ他の一人之と賛成するを要す且八人の撰舉者の其指名に同意するものとして指名紙に其姓名と記せざるべからば若し撰舉の爲に定めたる期限内に充たすべき空虛坐席に超過する候補者指名されざる時は之を競争されざる撰舉と稱し復命官の其候補者と撰舉したるものとあり直に其姓名を中央政府に於ける大法官の應に通知するものとす今又之に反し候補者の數充たすべき座席に超過する時は復命官の更に投票會を開くべき日を定めて之を告知するなり但し投票會を開くの日州に於ては二日以上六日以内に市に於ては三日以内に爲さざるべからば投票會を開くの場所と地位の便利人口の多寡等に隨ひ適當の場所に定むるものとす投票會は午前八時に始まり午後八時に終るものなり此時間

内に投票者は匿名投票法に由り其地方の投票場に於て投票と爲すを要す投票を爲すに先ちて投票會の主宰官は候補者の姓名と記せる紙を投票者に渡すべきと以て投票者の已れの欲する所の候補者の姓名の上に×の如き印しと爲し之と投票箱に投せざるべからば投票會終りたる後投票箱の復命官の許に集まるを以て復命官は之と計算し其結果を告知し而して後に大法官廳に復命せざる可からば次に小數代表の事に付て述ぶる處あるべし蓋英國現行の撰擧法の黨派の器械となるまど多く夫れが爲に黨派外に在て獨立の意見を有するもの其意見を代表せしむる能はざるの實ありとて近年に至り往々小數代表の方法を案出し之と實行せんと試みるもの殆り小數代表の法案は一にして足らざと雖も其重なるものは次に述ぶる處の四種の外に出でざるべし

第一の方法はフワンシー、フランチャイズと稱するものにして千八百五十四年千八百五十九年千八百六十六年及び其翌年に議院に提出せられ中途にして廢棄せられたる撰擧法改正案は皆此方法に基けるものなり此方法の目的とする處は通常の人に超越したる學識を有するもの若くは財産と有するものに多くの投票權

を與へんとするに在り千八百五十四年に於てラッセル侯の提出したる議案の如きは實に此精神に基けるものにして此議案に由る時の一年百磅の給料と受くる者公債証書を有し其れよりして一年十磅の所得ある者四十シリングの所得税と納むる者貯蓄銀行に五十磅の貯蓄ある者及び大學の得業生に特別なる投票權と與へんとするものあり

第二の方法は彼のヘヤーの撰擧法と稱する處のものにして各地方に於て多數者の説あらざる説と懐くものと集めて以て代表せしめんと云ふの目的に出でたるものなり此方法に依るときは先づ議員坐席の數を以て全國投票者の數と除し而して得たる處の數に等しき投票數を候補者の當撰すべき數と爲し且投票者投票を爲すに當ては已れの最も好む所の候補者の名を第一に記し其次に好む所と其次に記し以下之を準して投票するなり此の如くする時は豫め定めたる數と得たる候補者は當撰し其後尙ほ之と投票するものあるも其投票の投票者が第二に好む所若くは第三に好む處の人に移すと得べし故に此方法の投票者の投票と無益に爲すことあらざりて且此方法に由る時は候補者撰擧區の内外を問はざりし已れの

好む所の人と投票するを得るを以て隨て時流に詔ひざる代議士と國會に出たすを得べし

第三の方法は所謂スリーコーナー、コンスタチエーション(三角撰舉區)と稱する處の方にして其目的とする處の多數の權力を減ト少數の勢力を増さしむるに在り此方法は三人若くは四人の議員を出だすべき或大撰舉區の撰舉者又其撰舉區の充ふべき坐席よりも一票少なき處の撰舉權を與ふるに在り即ち其撰舉區より出すべきの數四人ある時は撰舉者より三人を投票せしめ三人なる時は二人を投票せしむ而して此投票法の結果は其撰舉區より少數ト代表すべき議員一人と出づすを得せしむるは是なり

少數代表法の第四はプロポーションナル、レプレゼンテーション(比例代表法)と稱するもの是なり此方法は近年提出せられたる新案より彼のコートチー氏の如きの庶民院に於て頻りに此説と稱ふるが故に今氏の言葉と借りて之と説明すべし氏曰く今最も明瞭なる例として九人の議員と出す處のリバープール府と取らん撰舉區の投票者の己れの最も好む所の候補者の姓名に第一号と記すべし次に己

れの好む處の候補者の姓名に第二号と記すべし此の如くより惣ての投票紙と集め扱之を開くに當り投票の數四万ありと仮定し撰めれば議員九人ありと仮定する時は先づ九に一を加へたる數即ち十を以て此四万を除すべし然る時に四千なる數と得ん若し此の如き數現はるゝ時の四千一票を得たる處の候補者は當撰したるものなり而して先づ投票の中一と記したる名に隨て投票紙を集め之を一纏めと爲し扱て其數を計算したる上に一と記したるもの四千一票に達する故は其候補者は當撰したるものと爲す而して若し其投票數四千一に越ゆる時の残りたるものは更に二と記したる名に隨て之と集め其投票の總數又四千一票に達する時は又之を以て當撰しざるものと爲す云々と之と要するにコートチー氏の主張する此方法はヘヤーの撰舉法を折衷して用ひたるものに過ぎず

以上掲げたる諸種の少數代表法の今日に於て一も行はるゝ者なし然れども多數壓制の風漸く盛になりて獨立の意見を有する撰舉者の適當の代表者を得るに苦むの實あること素より明なれば右の中に於て最も適當なる方法他日行はるゝか又は更に新しき名案出て、現行撰舉法の弊害を矯正するに至ること疑ひあるべ

からせ

第七章 庶民院の特権

庶民院の特権と論ざるに當て、先づ其特権と實行するものに付て説明するを要す。庶民院の特権を實行する任を帶ぶるものと庶民院の議長是れなり。庶民院議長のこととは既に前章に於て少しく述べたるまゝありと雖ども未だ之と詳論しざるまゝとなく且此處に於て其職務を詳述するを以て至當の順序となすが故に多少重複すると厭はせ更に陳述する處あるべし。庶民院の古より議長を有したるまゝと疑はれしを而して古は之をスペーカーと稱せしをスポークスマンと稱せり。議長の職は最も重要な職にして禮儀上習慣上及び立法上庶民院議員の上に坐すべきものなり。即ち千六百八十九年の法令に曰く貴族あらゆる大璽管理委員と貴族院議員及び庶民院議長の次に坐すべきものなり云々と庶民院議長の職務を大別して二種と爲す。其第一は庶民院の代表者たる職務にして議長が庶民院の特権を要求し其決議と通知し其謝禮と述へ其譴責と申渡すが如きは皆代表者たるの資格を以て之と爲すなり。議長は又代表者たるの資格に由り庶民院の特権を犯しざる罪人と逮捕する爲の令狀を發し且補缺選舉の爲め証據人の出席を促す爲め庶民院

の欄に罪人を召喚するが爲め禮狀を發するものあり又前にも述べたるが如く議長の職務を表章するメースと稱するものあり此メースは議長其席に在る時の庶民院の卓上に在り議長議長たるの資格を以て他に赴く時の差官之を擔ふて従はざるべからせ

議長第二の職務は議事と整理するは是なり議長の議員の討議を整頓し討議中起る處の院令に關する問題と裁決し議員に向て議題と述べ且其決議を宣告す議長は議院委員會と開くも當て議長席を退くものとす委員會の議長の方法委員會の會長之と勤む方法委員會の會長の毎國會の始りに撰はるゝものにして議員が全院委員會と開くに當り必き其議長を務むるものあり又庶民院に於ては別に副議長と置かざ故に議長病氣若くは事故の爲も出席する能はざる時は方法委員會の議長代て議事を整理するものとす

議長は各國會の始に於て新に撰擧するものなり而して若し國會中に議長の欠と生じる時の更に之と撰擧せざるべからせ議長は公平と要するものあると以て黨派の争に依り之を撰擧するが如きに勉めて爲さる處あり又議長は國會毎も撰

擧するものなるも前國會の議長を引續き次の國會に於て撰擧するを以て通例となす議長は國會毎に撰擧せらるゝ役目なりと雖ども之に従ふ處の諸役は大概終身官なり議長に従ふ處の終身官の重なるものと國會書記官及び其助役國會の差官及び其代理役と爲す

庶民院の書記官は議事を記録するの任に當るものなり庶民院記書官は又庶民院の命令に調印し貴族院に送るべき原案に裏書きし且院中に於て朗讀すべき惣ての書類を讀む書記官は又庶民院の日誌を調製するの義務あり書記官は二人の助役と要す書記官は王室より命せらるゝ處の生涯官にして助役は議長の指名に由り王室の命せる處のものなり

差官は王室の命せる處のものにして國會開會中の議長に扈從せざるべからせ院内に於ける差官の職務は議長の出入に扈從し院内の秩序と保ち院に出席するものとを命せられたる人を院の欄に連れ來り院に出頭して議長に面會せんと欲するものを案内する等是なり院外に於ける差官の職務は院の欄に或人と護送すべしと云ふ院の命令と執行するが爲も議長の發したる命令狀の執行と爲すこと及び

其人と院の命に由りて監視すること又は院の命にたる場所に之を禁錮すること等是非なり

院の特権に二種あり一は議長の請求する處の特権にして一は議長の請求せざる處の特権なり議長の請求する處の特権との國會開會の際古代ある疑ふべからざる權利として庶民院議員に代り議長より大法官より向ひ請求する處の權利是なり此權利は議員の身体及び議員の從者は捕縛及び其他の妨害より自由なるべし議員は討議の際言論の自由と有すべし議員と必要の場合に陛下に謁見するを得べし議員の處置の總て陛下より寛裕ある解釋を受くべし等是なり是等の權利の所謂古代にして疑ふべからざる權利なるを以て敢て請求と要せざるが如しと雖どもヘンリ八世の時より以來國會の開會毎に請求を名として其特権を有する所以を王室に示すこと慣例とされるなり此諸種の權利の中謁見云々寛裕ある解釋云々と殆んど儀式上の特権に過ぎざれば此二種と總括して第一に説明し次に捕縛の自由次は言論の自由と説明すべし

甲 儀式上の特権 庶民院は言論の自由と有するものあるを以て殊更に其處置

寛裕ある解釋を受けんと要求するの必要ありと雖ども王室に對する禮儀上國會の始に於て之を請求することゝあるあり謁見の權利の王室の勅諭に對する奏問と爲すに當りて庶民院議員盡く議長に從つて參内し謁見と請ふの場合に必要なるものなり貴族院の議員は其貴族たるが爲に王室の世襲顧問官たる資格と有するを以て何時たりとも謁見と請ふの權利と有すと雖ども庶民院議員は一個人として此の如き權利を有するにあらざ故に庶民院の場合に依り其議員中樞密院議官の職と兼ねたるものとして謁見を乞はしむることあり樞密院議官の職と兼ねるものは之が爲めに何時ても君主より謁見を請ふの權利を有するなり乙 捕縛の自由 捕縛の自由及び言論の自由の前の特権の如く儀式上のものにあらず實際に於て極めて肝要あるものなり此二種の權利は常に王室に對する權利のみならず又公衆に對する權利なりと云ふべし捕縛の自由との庶民院議員及其從者は國會の開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得べしと云ふことは是れなりこの特権の議員國會に出席し其職務を尽くすの妨害なからしめんが爲に設けたるものあると論を待たせしめて其期限は古へ遯孫の時代より然れど

も此特權は叛逆重罪及び治安妨害と爲たしる議員を保護するものにあらざり又千七百六十三年ウィルックス事件の場合に於て讒謗の書と著し若くは之を出版したるものも亦此特權の保護する限りにあらざりと定められり而して此時より以後此特權は惣て刑事の犯罪に適用すべからざるものゝ如くなれり又此特權は法廷を輕侮しふるが爲め禁獄せられたる議長を保護する能はせ曾てロング、ウエレズリーなる人チキンセリー裁判所と輕侮したることあるが爲に大法官ブラハム侯に禁獄せられたり當時庶民院は委員として此事件を調査せしめたるが其特權は此議員を保護すべきものゝあらざりと云ふ報告を爲せり然りと雖ども此特權は民事の場合に於て永く債主を苦しめたり何となれば負債ある議員の夫れが爲に捕縛せらるゝことある其財産を債主の爲めに差押へらるゝことなきのみならず債主の此特權の期限内に議員若くは其從者に對して訴訟を起すこと能はざりしと以てあり此の如き有様なりしを以て千六百三年に當りサートーマス、シャールと稱する議員負債の爲にフリートの獄に入れられたると庶民院の其吏員と派出して解放を請求し典獄之を拒みたるを以て一時之を禁獄し其後督責を加へて

禁獄を免したるが如き場合ありたり債主は議員の特權の爲に久しく損害を蒙りしが千七百年に至りて少しく此特權の範圍を縮め國會の解散休會及び十四日以上の延會の間は重なる法廷及び衡平法裁判所に於て議員に對し訴訟を起すを得且其間を裁判と爲して之を執行するも妨げなしと定まりたり然れども此特權の範圍縮小して道理上不都合なきものとなれるハジョージ三世の時に在りジョージ三世の法令の議員及び其從者に對して何時たりとも訴訟を爲すを得ること定めり然れども議員の身体を捕縛若くは禁獄すべからざるの前後と異なるものとなし此の如く議員の從者に終に全く特權を失ひ議員のみ單に國會開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得ることゝなれり庶民院の議員に當撰したる者若し其當時禁獄中ある時の其禁錮は之を解かざるべからざり議員の又前の特權の期限證據人として出席するの義務なく陪審官たるの義務も亦免かるゝ者とす

丙 言論の自由 言論自由の特權は國會の古へより有する處のものなりと云ふと雖ども其後屢司法上及び立法上の手續を以て之を確定したることあり千三百九十七年を當りハッシュイと稱する國會議員は王室の費用を節減すべき議案を下

院に提出し遂に可決せられたり當時の英王リチャード二世は庶民院議員が此の如き事項を討議したるを怒り原案提出者の姓名を申し出つべしと要求し是に於て庶民院の大に恐怖しハクシイの名を申し出でたるを以てハクシイは其後叛逆人として宣告せられ大僧正アルンデルの仲裁に依りて僅に死を免かれたりリチャード二世廢せられヘンリー四世即位するに及びてハクシイは其曾て受ける處の裁判を取消されんと王に請求し王は貴族院議員の意見に聞て終つて之を取消したり蓋し此事は王室及び貴族院が庶民院の有する處の言論自由の特権を司法上より認めたるものと見做すを得べし當時王の又庶民の請求に依りハクシイに關する裁判を無効にして効力なきものと令せり言論自由に關する有名なる事件の第二はストロードの事件と稱するものなりヘンリー八世の時ストロードと稱する議員コトンオール地方の錫鑛の事に關して或る議案を提出したるが爲めスタナレー、コートと稱する裁判所に於て審判を受け禁獄に處せられ科料を課せられたるを以て當時の國會に之を不當とし當にストロードのみならず未來の國會に於て議員が如何なる議案を提出し如何なる言論を爲すも司法

の手にて之を罰すると得ず縦ひ之を罰するも無効力なる旨を議決したり右の如き先例あるに關はらばチユードル王統の諸王及びハステュワルト王統の最初の二王は屢國會に於ける言論の自由を制限せんと試みたり蓋しチユードル及びハステュワルトの諸王の言論の自由に就て極めて狹隘なる意見を抱きたること曾て庶民院議長が特権の請願を爲せるに當り汝庶民院議員の特権の可否の特権は外ならずと大法官をして答へしめたるに由りても明なりと云ふへし故に當時の議員の言語王室の意に適はさざしか爲め樞密院に招喚せられ牢獄に繋かれ若くは議場に出席することを停止せられたる例甚だ多し然り而して司法部が言論自由のもとに關して干渉したる最後の場合は彼のエリオット、ホーリス及びハレントン等が國會に於て不穩なる言論を爲し且議長を讒謗し是るか爲めキングスベーン法廷に招喚せられたること是れなり然れども其後此審判の貴族院の取消す所とあり且國會の議決に依りて國會内に於ける言論の國會外に於て審問すべきものにあらざと云ふ原則確定するに至りたりウイリヤム及びメリーの時と當りて權利法典なるもの發布せられ國會議員言論の自由の遂に確乎不拔のもの

となれり蓋權利法典の彼の國會内に於ける言論の自由の如何なる法廷に於ても
其他國會外の如何ある場所に於ても彈劾し若くは審問する能はせと言ふの主義
と特に確定しざるに過ぎず

右に述ぶるが如く權利法典一たび出て、國會議員言論の自由の遂に確定したり
と雖もワルポールの如き宰相權力と有しジョージ三世の如き王にして位に在る
の時より手段を回らして言論の自由に妨害を加ふること敢て難からせワルポ
ル及びジョージ三世の如き手段のあらん限りを盡くして議場に多數を占めん
ことと計りたるが故に屢已れの意を奉ざるものに官職と與へ已れの意に逆ふ
もの、官職と奪ひたり蓋し政黨内閣の制行するの國に於て下官若し上官の
政畧も反對し固く動かざるが如きとあるに於て其職と奪はるること勿論な
りと雖どもワルポール及びジョージ三世が已れの用に供したる處の官職は此の
如き政治的の官職にあらざ國會に於て述べざる言葉國會に於て爲せる投票若し
意に適はざる時は陸軍士官の職の如きも亦之を奪へるなり例へば千四百六十四
年コンウエイ將軍はグレンダイルの内閣に抵抗したるが爲め其主殿官たる官職

と陸軍に於ける地位とを併せて失ふに至りたり然れども此弊習のその後遂に止
むに至れり彼のエドマンド・ハルツの說に由ればパロツキングハム公の内閣の國會
に於ける投票の爲に陸軍士官と免する弊習を止むるに付て最も與りて力あり
と以上述ぶるが如くなれば今日に於て國會議員の言論は頗る自由にして毫も制
限せらるゝ處なし但し此言論自由のことよりして國會の傍聴及び國會の議事筆
記出版のことに關し起りたる問題あるが故に之と次に述ぶることゝ爲すべし
英國の庶民院の古來より外人と退場せしめ及び院の戸を閉ちて討議するの權利
と求め之と享有し居れり庶民院が此の如く其議事と秘密に在るの權利あるは二
個の理由に基くものあり其第一は往時議員席と傍聴席との區別今日の如く劃然
たらざりしが爲め傍聴者往々議員と混同し或る場合に於ては分決を爲すに際し
誤て外人即ち傍聴者と計入しざることあるが爲めなり其第二の理由は今日の如
く言論の自由確立せざる時に當り自由に傍聴を許す時と議場の言論及び議員の
舉動と政府に報告する者あるが爲め王室より譴責若くは恐嚇等と蒙ふることあ
るを以てなり是と以て若し議員の一人外人の議場中に在るものと議長に向て注

意する時に議長の必き之として退場せしめざるべからざることとなり居たり然るに千八百七十五年に於て此習慣に不都合を生じたることあり此年開きたる國會に出席せる或る新聞社に關係ある議員の新聞社の探訪者か屢退出を命せらるゝことと不便と手段と設けて此習慣を破らんと試みたり即ち此議員の幾度とるく傍聴者の議場に在ることと議長に向て注意し議長として煩しきに堪へざらしめ隨て此規則と不都合あるものと爲さんことを試みたり之に由て庶民院の討議の末將來議院會議中若くの委員會の會議中或る議員傍聴者の議場に在ることとを注意する時の議長若くの會長は別に議員をして其事に關し討議せしむることとるく直に其傍聴者を退場せしむべし但し議長若くの會長が之を退場せしむること適當と考ふる時に限ると議決したり

議院の許可なくして其討議等を出版することと禁しむるは彼の長久國會の時の庶民院と以て始めと爲す此事に就ては爾後種々の事件起りたりと雖とも要するに報告の方法未だ發達せざる當時に在ての往々誤謬と傳ふるの恐れありたるを以て庶民院の議論の常に出版と禁止する方に傾きたり千七百三十八年と於て庶

民院の其議事を出版するは庶民院に對して甚しき不敬なるのみならず其特權と破らんとするものありと議決したり然れとも之に關はる議事を出版する者往々にして之れあり千七百七十一年の頃までは雜誌と發兌して議院の議事を世に公けよする者甚だ多く而して千七百三十八年に於ける議決と抵觸せざらんか爲め議員の名を避けて故さらに異名を用ひたり其後新聞紙も亦議事と公けにするはとなりて議員の名の如きは異名と用ふるはと前と同く時に或の讒謗に類する異名と之に附たり是を以て庶民院は甚だ不平に堪へず遂に新聞社と一大戦争と開きたり庶民院の議事出版者の一人を捕縛せんが爲め倫敦府に向て使者を送れり然るは出版者は議院の使者已れの家を於て已れを襲撃したりと爲し警察官に議院の使者と引渡せり是を以て議院の使者及び出版者の市長の官廷に喚出され審判の後市長は議院の逮捕状は自由憲章と有する倫敦府内に於ては無効力にして市の役人より紹介せよ出版者を捕へんとしたるの不當なりと判決し遂に出版者と許し議院の使者を禁獄せんとせり庶民院の此事と聞きて非常に怒り遂に倫敦市長及び長老二人と議院に召し遂に之をマウの牢獄に繋けり蓋し庶民

院の法廷の處置にも干渉する權力あるものあれば此の如き嚴重の處置と爲すも固より咎むべきものにあらざると雖も當時の處置は大に輿論を激昂せしめ倫敦府の人民の如きの殊に憤激したると以て庶民院も亦少しく恐怖したるが如く其以後此特權に關して此の如き處置を施したることなし故に議事出版の事の遂に大に行はれ其れと共に報告の方法又完全するに至りたるを以て庶民院も正確なる議事筆記と世に公けにするの利益を悟り却て報告者に便利を與へんまこと勉むるに至れり故に今日に在ては庶民院の議事及び其他の出來事は細大となく世に公けよせらるゝまことあり

庶民院の議事細大となく世に公けにせらるゝまことなれるに付て殊に注意し置くべきの今日と雖も議事の報告の庶民院の黙諾に由るものなるまことされなり即ち今日と雖も庶民院の何時に關する外人を拒絶し報告者を退場せしむるを得るあり又今日に於て議事を出版するの等しく庶民院の黙諾に由るものにして庶民院の何時よりとも議事の出版の其特權を破りたるものなりと稱し處置と爲すと得るものなり然り而して次よ注意し置くべきまことの議員の言論議場内に

於ての自由なりと雖も若し其言論にして出版さるゝ時の出版上の制裁あること是れなり若し出版者讒謗に類する言論を出版する時の縦ひ議員が議場に於て爲せる言論の一部なるも出版者は其責任を免るゝ能はざり又其言論と出版されたる議員は讒謗律に照さるゝの恐れあると以て庶民院に乞ひ其特權に由りて出版者を處置するを得べきなり

國會開設の始に當りて庶民院議長が要求する處の特權の右に説明したると以て次に議長の要求せざる庶民院の特權に就て述ぶる處あるべし庶民院の特權中議長が特に要求することなきも古來其有する處にして屢之を實行する實例の存する處の數種の特權あり此數種の特權中第一に説明すべきの庶民院が其組織を完備する處の特權是なり

甲 庶民院の組織と完備する權利 庶民院が其組織と完備するの權利は分ちて三種と爲すべし其第一は國會の開期中議席空虛となるま當り召集狀を發するの權利にして其第二は國會の坐席と充たすべき資格と具へざる者と退場せしむるの權利第三は撰擧の葛藤を審判するの權利是なり撰擧の葛藤を審判するの權利

の今や高等法院に屬すと雖も元來庶民院の有する所の權利なれば併せて茲に述べらるるを要す

第一 國會の開期中坐席空虛とあるに當り召集狀を發するの權利

若し國會の開期中に於て法律上辭職せざるべからざる理由の爲に坐席空虛となるか又は或議員二撰擧區に於て等しく當撰し其一の議員とあるものと承諾したる爲め他の撰擧區の議員を欠く時は庶民院議長院の命令を奉じて坐席の空虛を充たす爲に議員撰擧の召集狀を發すべしと大法官廳の書記官に宛て命令を發せざるべからざる若し其坐席愛蘭議員の充たさざるべきものなるときは愛蘭事務局の書記官に宛て命令を發すると要す蓋空虛の坐席を充たすか爲めに議長が發する所の命令の院の命令を基くものなるを以て國會の開期中にあらざれば之を發する能はざる筈ありと雖も別に法律の規定するある在りて此不便を補ふが如し即ち議長は或る儀式を経或る制限を受けたる上の縦ひ國會の休會中なりと雖も若し議員貴族となるか破産せるか官吏となるか兎角其坐席を辭せざるべからざる事件生るに當て其空虛を充たすが爲に令狀を發するを得るなり

第二 國會の座席を充たすべき資格を具へざる者と退場せしむるの權利

庶民院の撰擧の葛藤を審判する權利を法廷に引渡したるを以て若し候補者に於て適當の手續に由り撰擧せられざるか又は投票すべき權利なき者之を投票しざるか或は賄賂等の爲に左右せられて之を撰擧したりと云ふ嫌疑ありて隨て故障の起るが如き場合に當りて庶民院自ら審判を爲すが如きことはい是れあしと雖も然れども庶民院は若し法律上不合格なる者撰擧せられたることと發見する時の其事に關係あるもの、訴へを待たせしめて其坐席を空虛なりと宣言し不合格の議員として退場せしむるを得るなり此權利を証明する爲めの實例は古來少ならずと雖もジョン・マイケルの事件の如き此事に關する庶民院の權利を最も能く説明するに足るべきものなりジョン・マイケルは其不合格の事情あるに關はらず再度までも當撰したり其第一の場合に於ては敢て反對者の請願を爲す者なかりしと雖も議員と其坐席を空虛ありと宣言せり其第二の撰擧の場合に於ては只に請願を爲せる者あるのみならず他の候補者其坐席を充たすの權利ありと主張せり是を以て庶民院は自ら審判を爲さず其問題を法廷に移して審判せしむるよし

なせり夫れ此の如く庶民院の自ら審判を爲すことあく法廷をして之に與らしむると雖も庶席空虚の宣言を爲すに當りては敢て法廷の審判を待つを要せざるなり

第三 撰擧の葛藤と審判する權利

撰擧の葛藤の問題と審判する權利は千六百四年以來千八百六十八年に至るまで庶民院の有したる處のものなりしが其歲コンモンブリス法廷として之を審判せしむることとなり裁判所構成の改正ありて以後高等法院のクインズベンチ局に於て審判するまといふれ抑も撰擧の葛藤を審判する權利は二百五十年間庶民院の掌握したるものなりと雖も庶民院が元來此權利と有せしや否や疑ふべし古制と尋るに彼の各州のシェリフに當てたる召集狀の如きは元來國會に對して復命したるものなりと雖もヘンリ四世の時より以降大法官廳に復命することあり而して撰擧の葛藤の如きは貴族の補助は由て王の審判したる所たり然るもエリサベス女王の時に至りて庶民院は此審判の權利を要求し千六百四年に至りて之を得んことと強く主張したり此歲ハックス州の撰擧のまといに關し庶民院の

始めて此權利を強く主張したれば今其顛末の概略を述へざるへからずせしむる一世即位して第一の國會を召集するに當り破産者若くは追放者の當撰せざることを注意せざるへからずと告示し且總て復命は大法官廳に對して爲さるへからず若し其復命にして告示の命する所に違ふ時は不法なるもの且不充分なるものとして棄却すべき旨を令しより然るに此歲に於てグロドゥンと稱する追放者ハックス州より撰擧せられたるを以て大法官廳は之を不法として其復命を棄却したるが故にホーテスキューなるもの代て當撰せり庶民院の此事を聞くや直に其事情を調査してグロトウインの至當に撰擧せられざるものなりと主張せるを以て貴族院の之を不問に附せず庶民院に向て説明を求めたり然れとも庶民院の己れの特權を行ふに付て貴族院の干渉を受くべき理由なしと説明を爲さるりしか故に王の遂に二院の間に立入り撰擧の事に關して二院間に協議を開くべしと望みたり是に於て庶民院は王に謁見を請ひ其權利を主張したりと雖も王聽かき由て更に討議の末先例と擧て撰擧の葛藤を審判すべき權利ある旨と主張したりと雖も王は尙ほ協議會を開かんと望みて止まらざり庶民院の止むを得ざり

て遂に其意に従ひ協議を開きたる末ホーテスキュー及びグロドゥウキンの撰擧と皆無効ならしむることに熟議し遂に問題を落着せしめたり然れども此時より以來庶民院の撰擧の葛藤を審判すべき権利の確認せらるゝに至り大法官廳の其權利と主張せざることをなれり

庶民院は此時より以後特權及び撰擧の委員會なるものと設け撰擧の葛藤は關する問題を審判せしめしが千六百七十二年以下此委員會の全院委員會となれり然れど全院の委員會の適當なる法廷と云ふを得る何とあれバ其委員會を組織する各議員の一個人として責任を負ふとなく且公平なる眼と以て審判を爲すの念なきなり故に撰擧の葛藤の黨派の勝敗を争ふ處の問題となりて理由の正不正の措て問はる多數黨派に屬する者の常に勝利を得るものとなれり此の如き有様なるを以て撰擧葛藤の問題よりして内閣の更迭を惹起したるが如き場合なきにあらざ彼のワルポールの内閣の如きは撰擧葛藤の問題に失敗しざるが爲め遂に職を辭するに至れり是を以て千七百七十年にグレンヅギル氏は一の議案を提出し此弊を救はんとして遂に可決せられたり此グレンヅギル、アットと稱する法令に

よれば撰擧葛藤の裁判は惣て委員會を托することとなし其委員は匿名投票を以て四十九人と撰ぶとなし其中より原告被告各其己れの欲せざる姓名を除き其數十三人となれる時原告被告より各一人の議員を委員として指名したる上之を以て法廷と組織し審判を爲さしむることとなれり此方法は前法に比すれば遙に完全にして稍公平を得るに近しと雖も尙ほ黨派の利害のために動かされて不公平ある審判を爲すの恐れありしを以てサロバルト、ピールは之に改正を加へ其委員の數を減つて其指名の方法を改めたり

千八百六十八年に至りて庶民院の遂に撰擧の葛藤を審判するふとを斷念し之を法廷に委託することとなせり法廷として撰擧の葛藤を審判せしむるに關する規則はグイックトリヤ女皇三十一年に公布されたる國會撰擧條例及び四十二年に發布されたる同條例の修正を詳なり今や撰擧の葛藤に關する請願は庶民院に出さるゝ及の直に高等法院に提出せしめ其審判のウエストミンスターに於ける庶民院の委員會に於てせり高等法院の判事二人其問題の起りたる市若くは州に赴て審判することとなれり而して判事は其審判の結果を庶民院議長に報告し庶

民院の議長より判事の審判に關する報告を受け而して之を日記に記入せしめ且復命を認可し若くは之を變更せしめ若くは新召集狀を發する等判事の審判に隨つて相當の處置を爲すものとされり

乙 議院内に起りたる事件を處置する權利

ブラッドストンの會て原則を定めて曰く國會の兩院に關して起りたる事件は何事に由らば其關係ある院に於て調査し討議し審判すべきものにして他の者これに關係すべきにあらざると然れども此原則は少しく修正を要するものあり國會の兩院に關して起りたる事件と雖も若し國會外の權利に關係するものならしめば必きも他も於て審判すべきものにあらざると云ふを得ず去りながら國會の兩院の其院内の事件を處置すべき專權を有すること勿論たり而して院内に於て行なはれたる刑事上の罪惡若くは其命令を以て行ひたる刑事上の罪惡の外如何なる法廷と雖も院内に於て起りたる事件に干涉する能はざる今之を説明せんとするには例と彼のブラッドロー對ゴビットの事件に取るよ若くはなし此事件に於て原告ブラッドローはノーザンプトンのボローに於て選舉せられ議員として復命さ

れたるに係りし國會誓約條例において要せらるる所の誓約を爲すを許されず議院の決議に依り差官はブラッドローが院の議事と妨害せざる旨を約束する迄議席より退去せしむべしと命せられたる旨を陳述し其不當なることを訴へたり蓋此問題の議院の決議に由りてブラッドローの誓約を妨けたるものなれば原告は差官に對する院の命令を無効とあり差官の其命令を執行するを止められしと法廷に請求せるあり然れども法廷は庶民院が其院内の事件を處置するか爲に法令を解釋するの權を有するものと爲し且庶民院の其議員を退去せしむるの權を有するものなるを以て其權を執行するに必要なる力を用ふるの權あるものと爲せり之を要するに裁判官は刑事に關する事の外院内の事件に干涉すべからざる理由に依りてブラッドローの請求を拒みたり然れども法廷の會て院内に於て行はれたる罪惡若くは院の命に由りて行ひたる罪惡を亦其關する所にあらざると云ふの意を示したる場合なきに依らざりしなり

丙 特權を破りたる者と罰する權利

前に述べざるが如く庶民院は院内に起りたる事件を處置するの權利あるが故に

此權利を執行すべきが爲め其特權を侵したるものを罰するの權を有せざるべからざることを勿論あり庶民院が其特權を侵したるものを罰するが爲に用ふる處の通常の方法の差官として之を禁獄せしむることは是れなり而して此禁獄の罰に處せらるゝの罪は議員ならざるものが議員に不敬を加へたる場合議員若くは其他の人が議院全体に不敬を加へる場合庶民院の命令を背き若くは其議事に干渉したる場合等は是れなり庶民院は往時に在りて其特權を破りたるものに科料を課せることありと雖ども今日に在ては之を課することなく唯禁獄せられたるものを許すの前に當りて禁獄の費用を徵集するものとあるのみ

庶民院は其議員を懲戒する處の種々の方法を設く庶民院は其決議に依りて議員を議席より放逐し且放逐されたる議員の議席を充たすが爲に更に新召集狀を發すべき命令を爲すと得るあり然れども庶民院は其放逐したる處の議員將來坐席を占むる能はざると宣言して以て其再撰舉を妨ぐる能はざりてウイルンヌと放逐したる場合に之を企てたれども後ち遂に此の如きことを爲すの權利なき旨を自ら認めたり庶民院の以上述べたるが如く議員を放逐するの權を有すと雖ども此放

逐なるものゝ其放逐されたる議員庶民院議員たるに適せざる人なりと云ふ院内の輿論を示すに過ぎざると以て別は議員を禁錮するの權を有せざるに於ての議場を整理し其特權を保つが爲め頗る不都合と感せざるを得る故にサー、アースキン、メイの如き庶民院が有する禁獄の權利を以て國會特權の基礎と稱すべきものなりと云へり庶民院の如何なる方法に依り將た又如何なる權利に依り其禁獄の特權を實行するか是れ次に究むるを要する問題なり

庶民院が禁獄を命ずるに當りて之を奉行する處の吏員を差官と云ふ差官のことの既に前も述べたるを以て茲に反復せざり而して若し茲に人ありて庶民院の法廷を召喚せらるゝ時の或は謝辭を述べて其罪を免るゝとあり或は議長の譴責を受けて其罪を免せらるゝことあり又は禁獄を命ぜらるゝとあり而して若し其人甚しく庶民院を輕侮したるが如き証跡ある時の法廷に呼出さるゝことなり謝辭を述ふるの機會を興へずして直は禁獄に處せらるゝなり然れども庶民院が其議員を禁獄する權利は其開期を依りて制限さるゝものにして若し休會となるよ及びての費用を拂ひたると否とに拘らざり禁獄せられたる人の放免せらるゝる

り故に庶民院の或る確定したる期限内禁獄を爲す能はず縦ひ確定したる期限内禁獄を爲すと雖も若し其期限内に休會を告ぐるに及びての禁獄したるものを放免せざるべからざるなり

庶民院が此禁獄の權利を有するに就ては古來種々の説ありサー、エドワード、コーラの如き庶民院は高等なる法廷なるが故に此權利を有するものなりと主張すと雖もエレンボロー侯の説の如き之と異なり常に庶民院の威嚴を維持するに必要あるよりして此權利を有するに至りたるものとせり即ち侯の説を依れば縦ひ此事を關して判然たる先例なしとするも又法廷が此權利を認めたるよしとするも而も庶民院は此權力を有せざるべからず若し之なきときは忽ち他の輕侮を受けて其議決の効力を減するに至るべし庶民院が他より輕侮を加へられざるに當り通常法廷の緩慢なる裁判を待ちて而して能く其威嚴を保つと思ふか云々と之を要するにコーラの説の如く庶民院が高等なる法廷なりといふ理由よりして古來此權利を有したりや否や判然せざると雖も其威嚴を維持するに必要なりと云ふ廣き理由に依りて此權利を維持するに以て適當と爲さるべからざるべし

庶民院吏員の事議長の要求する權利及び其要求せざる權利の各種に付て既に大畧を説明したれば次に庶民院の特權と法廷との關係を述べざるべからず庶民院の特權は法廷の制限する處のものなるか否やを論ずるを要するなり抑も國會の特權は王室の特權と同く法律に依て與へられざる權利に外ならざるを以て惣て他の權利と同く法廷の其範圍を探り之を定むるを得るなり國會の特權なるもの習慣に依て得ざる處のものと法律を以て附與されたるものより成立つものとして或る院の全体に屬するものあり或は其議員に屬するものあり然り而して庶民院の特權は庶民院の自由安全及び威嚴を保持するが爲めのものに外らざる庶民院が其權利に關して種々の要求を爲し法廷に於て其當否を判断したる場合古來少なからず今其二三の實例を擧げて庶民院の特權と法廷との關係を示すべし

第一に庶民院の其特權の範圍を自ら判断すべき權利あるものなりと主張したるよしあり蓋若し此主張したるが如くなるに於ては庶民院は法律上正當なるべき或る舉動と特權を破りたるものなりと宣言すると得べく法律上正當なる或る舉

動と其特權に依りて正當ならしむると得べし此事に關して法廷は答を爲して曰く若し法廷にして其保護すべき義務ある權利と庶民院の特權と抵觸することと發見するに於ては法廷は庶民院の所謂特權なるもの眞實の特權ありや否やと判定するの權利あるものなり云々と蓋此事に關しては古來種々の事件起りたるが今説明の爲も其一二と掲ぐべし

アシユビー對ホワイトの訴訟はアイルスベリーのボロに於ける撰舉者が其復命官に對して起したる訴訟なり復命官は其撰舉者の撰舉權を無効視し之として投票を爲さしめざりしを以て遂に復命官に對して訴訟を起すに至りたるなり此訴訟の要点は投票の權利あるや否やと定むるにあらすして撰舉者が其撰舉權を實行するに際し拒絶されたるに付て訴訟を爲すの權利ありや否やと云ふ問題は是れなり庶民院は此時に際して撰舉者の合格不合格に關する問題撰舉せられたる人の權利に關する問題は庶民院の外他に於て審判すべきものにあらす主張し且アシユビーの普通法を廷に訴訟を起したるを以て庶民院の特權を破りたるものなりと決議せり此問題に付ては種々の葛藤を生し終に貴族院が其間に立入

りたるか爲め兩院の間に大に紛議を生し後國會の休會せるか爲め其儘も落着するに至れり以上述べたるアシユビー對ホワイトの事件の外ストツンデイル對ハンサードの事件ブラッドロー對ゴセットの事件等は皆國會の特權と法廷との關係を説明するものなりと雖も今悉く之と説かず之と要するに種々の事件に依りて定まりたる所と云へば法廷の國會特權の問題が其中に含蓄せらるる事件なりと雖も私權を維持するが爲に躊躇するを要せず庶民院の内部に關係する事件の外法廷の庶民院の所謂特權なるものを調査して其範圍を定むるの權利あるものと確定するが如し

法廷と庶民院との双方に關係する問題は右に述べたるものに止まらず彼の國會の爲も禁錮せられたる者へビヤスコーパーの令に由りて保釋を得んとするに當り國會は國會を侮辱したりと云ふ大體の理由に依りて禁錮の令狀を發したるものなればへビヤスコーパーは無効なると爲すを得べきかと云ふが如きも亦法廷と國會との双方に關係ある問題と云ふべし此事に就ては種々の事件起り従つて種々の判決を爲せる例ありと雖も未だ何れの論旨を以て是とすべきやと確言す

る能は必然れども彼のハルデット對アポットの問題に付てエレンボロー侯の爲せる判決の如きは先づ當と得ざるものと云ふを得べしエレンボロー侯の判決して曰く若し禁獄にして庶民院の侮辱と云ふ一般の理由ならしめば余は黙して止まんのみ然れども庶民院の侮辱と云ふ一般の理由ならせ或る格段の理由あるものなからしめば法廷は其正なるか不正なるかと審判すると得べしと信せ如何なる場所に於て禁獄しざるものと雖も法廷は其理由を調査するの權あるものと信せざるあり

第八章 貴族院を論ず

庶民院に關する事柄は既に説明し終りたれば是れより進みて貴族院の事に付き説明を爲すを要す或は國會の貴族と貴族院と同名辭なるか如く思ふものあり貴族の政治上の職務及び特權は世襲貴族院の議員として其爲す所の職務と特權との中に包含するが如く思ふものありと雖も蓋然らざるあり思ふにピヤレーシ即ち貴族とハウス、オブ、ロイズ即ち貴族院と同一のものにあらざることと説明するは敢て難事にあらず譬へは貴族なるものは必ず世襲の權利を有せざるへからざるものなるは彼のビショップス即ち僧正ロイズ、オブ、アッピール即ち法務貴族のごときものは世襲の權を有せず然れとも僧正と法務貴族とは貴族院議員たるに相違なきなり又英國及び蘇國合併の後蘇國の貴族は英國の貴族と同一く大貌列顛の貴族となれりと雖も而うも蘇國の貴族は盡く貴族院議員となれるには非ず蘇國の貴族中代表者として出席する十六人のみ貴族院の議員なり而して愛蘭と合併の調へる後英、愛、蘇、三國の貴族の大貌列顛及び愛蘭合併王國の貴族とあれりと雖も愛蘭の貴族の之れか爲に盡く上院議員となれるにあらす愛蘭貴族中二

十八人の代理貴族のみ上院議員となれるなり
 右に述ふる處に由れば國會の貴族よりて貴族ならざるものあり貴族にして國會の貴族ならざるものあるの理由明かあるへし然り而して國會の貴族及び國會の貴族ならざる貴族に相通する處の職務特權あり即ち(第二)に各自或る尊稱と有する事(第三)に一個人として王室の世襲顧問官なる事(第三)に國會の開けざる時に於て全躰として王室の永久評議會なる事(第四)に國會に集りたる時全躰として審判の法廷なる事(第五)に國會を集りたる時王國の立法部の一部ある事是れなり今貴族院の事を論ざるに當て其立法部の一部たる職に限り是に論ざるに至當とす其他の職務特權は夫々適當の場所に於て論ざることゝ爲すべし例へば其尊稱のことは名譽の源泉たる王室の特權を論ざるに當りて述ぶるはとあるべく其司法權は法廷の組織と述ぶるに當りて論ずるはと爲すべし
 貴族院の事を論ざるに先達で説明し置くに要するは貴族院は如何ある人を以て組織せらるゝかと云ふことは是れあり國會の貴族は凡て何種に區別するを得るか
 と云ふはと是れなり國會の貴族は大別して僧貴族俗貴族の二種に別ると雖ども

細かに其種類を別つ時は五類に別つと得へし

第一 合併王國の世襲貴族

第二 世襲の國會貴族ならざる世襲貴族

甲 每國會に撰出せらるゝ十六人の蘇格蘭代理貴族

乙 生涯撰出されたる二十八人の愛蘭代理貴族

第三 或る職務を爲すが爲に國會の貴族に任せられたる一代貴族

甲 僧貴族二十六人

乙 法務貴族二人

貴族院の組織は右に述ふるか如くなり而して次に其特權と説かん貴族院の特權を説かんとするには庶民院の特權と比較して其相共に有するもの及び有せざるものを區別するに若くはなし第一に貴族は彼の庶民の如く其特權を要求する儀式を履まざるなり貴族院の議長は古へより大法官即ち大聖官之を務む大法官欠席したる場合に代理議長之に代る代理議長は豫め數人を定め置くに雖も若し大法官及び代理議長共に欠席する時の假りに議長を撰ふはとあり貴族院の議長

は庶民院の議長の有するが如き特別なる權力を有せし他の議員と平等の地位に在るものとす

貴族院に附屬する吏員ハ書記官、黒笏監鎮及び差官等なり書記官の職務は院の議事及び裁判と記録するものよりして黒笏監鎮の職務ハ庶民院に於ける差官の務めと同ト而して貴族院の差官あるものは殆んど議長の從者たるに過ぎず大法官が其職務を以て貴族院議長と兼ねる場合は勿論貴族院が議長を撰ぶ場合も於ても別に王室の認可と受くるを要せし又上にも云ふが如く貴族院と代表して特權を要求すると云ふが如きことあり

貴族院の特權を述ふるに當て第一に注意すべきハ捕縛の自由是れなり此自由ハ前章に於て述べしが如く庶民院議員の有する所なるが貴族院議員も亦固より之を有す貴族院の此自由ハ叛逆重罪及び治安妨害の場合と除き國會の開期間及び國會の特權の通常有効ある期限内有する所のものなり此特權は即ち開期間及び前後二十日間宛貴族の從者までにも及ぶす所のものなり次に証據人として出廷する權利陪審官たるを免るゝの權利言論自由の權利等に至りてハ貴族院の有す

る所別段庶民院の有する所と異なることなし而して君主に謁見する權利に至りては庶民院議員の如く全体として有するにあらざり貴族院の各議員一個人として之を有するなり思ふに此權利は貴族が貴族院の議員として有すると云ふよりも寧ろ其貴族なる身分として王室の世襲顧問官たる資格に由り有する所の權利なるか如し

貴族院の組織と整頓することに付て貴族院の有する所の權利は庶民院が不合格者の其事務より干係することと禁し其座席と空虛など宣言する權利と異なることなり此特權と行ふに當り貴族院ハ新たに貴族に任せられたる者着席し且投票するの權利あるかと判決するを得べきものなり去れば千七百十一年に於て貴族院は縦ひ英國の貴族に任せられたるも蘇格蘭の貴族は英國々會に於て座席を保つ能はずと判決したることあり尤も此判決ハ千七百八十二年に於て無効となれり又貴族院ハ千八百五十六年にウェンズレイデル侯が一代貴族として座席に就く能はざる旨を判決せり然れとも貴族院ハ王室より特に顧問せらるゝにあらすんは舊貴族の座席と有すべき權利あるや否やを判決すること能はず又千六百

二十六年に貴族がブリストル侯に召集状を送らんよと王に請求せるは此権利に基きたるなり又同年にチャールズ一世王がアランダル侯の禁獄と許し之として坐席を就かすめたるも貴族の此特權に由りて請求せるは依れるなり貴族院の又聯合條例に由りて愛蘭貴族の坐席に關する葛藤を判決し蘇格蘭代理貴族の擧に關する葛藤をも亦判決するを得べし

貴族院は庶民院と同トク院と侮辱したるものを禁獄するの權利あり貴族院の此事に關する權利は庶民院の權利よりも一層大あるが如し貴族院の或る定まりたる時の間禁獄を爲すを得必しも休會と同時に之を許すと要せ然れども若し時を定めしめて禁獄したる時の休會と共に解放するものとす

貴族院は又代理投票の權利を有しよりしが近年遂に之を用ひざるに至れり此代理投票なるもの貴族院に出席せざる時其同僚をして代て投票するを得せしむる權利なるが之れが爲に欠席者甚多く却て不便と醸したるを以て千八百六十八年に於て之を廢止したり貴族院の特權として次に掲ぐべきは議決に不同意なる貴族議事録に其反駁の理由と記載する權利是れあり庶民院に於ける少數の討

議の際其説を述べ決議の際分決を爲さしめて而かも勝算なき時は止むを得ずして其運命に満足すると雖とも貴族院に於ける少數の尙ほ此上に其意見を開陳するの機會を求むるなり即ち議事録に其反駁の理由を載せて以て後に殘すと常とす

貴族院の司法上の職務は凡そ四種と爲す上告の法廷として高等法廷及び控訴院の判決を審査すると得始審裁判所として庶民の彈劾せる國家の罪人と審判すると得貴族叛逆若くは重罪の嫌疑ある時は是れか審判を爲し王室の顧問に應じて貴族座席の權利に關する争ひを審判し且新に貴族となれるもの就席及び投票の權利あるかと吟味す右四種の職務の中第一は古代の大會議より傳へたる職務にして國會の特權とい稱し難し第二は國會の高等法廷たる地位に由り庶民院と共に盡すとよろの職務と云ふべく第三は人はその同輩に由りて審判せらると云ふ大憲章の個條に由りて起りたる職務なり而して第四は庶民院が不合格者の座席を空虛なりと宣言しかつ近頃まで庶民院の有せる擧の葛藤を審判するの權利と同一

次に貴族院の組織と論せざるべからざるが其第一着として王室が貴族の爵と與ふるの權に如何なる制限あるかと説かざるべからざる今一言以て之を盡せば王室の合併王國の貴族の爵位と與ふるに付て無限の權利を有すと雖も蘇格蘭及び愛蘭の貴族の爵位と與ふるに付て之を制限するところありと云ひざる可らざる蘇格蘭及び愛蘭との聯合條例に此制限を置けるあり蘇格蘭との聯合條例を案せらるに唯蘇格蘭の貴族に此條例發布後大貌列顛の貴族たるべしとのみありて蘇格蘭貴族の増加若くば其現數を維持するに付て特に定むる處なし是を以て若し女王にして蘇格蘭の新貴族を作るとするも其貴族は蘇格蘭代理貴族の撰擧に際し投票を爲すの權利なきものと云はざるべからざる而して今又愛蘭との聯合條例を案せらるに王室は愛蘭貴族の數百の數に下たるまでは三貴族の家斷絶したるに付て一貴族と作るを得べしとあり(Creation of Peers)而して合併王國の貴族院に世襲の坐席を有せざる愛蘭貴族の數は百に下るべからざる定めあるなり是に由て之を觀れば王室は蘇格蘭の貴族と新たに作る能はざる愛蘭の貴族の聯合條例に定めたる處に従ひざるば作る能はざること明なりと云ふべし

右に述べたる制限の外貴族と作ることに關しての英國君主の權利は無制限と云ふへし然れども今此事を論決する前に當り千七百十九年に於て國會に提出されたる新貴族の授爵の制限案に付き一言すると要すへし此年サンダーランド侯の將來貴族院に於ける貴族の數を増すこと六人に越ゆへからせんと云ふ案を提出したるよしあり即ち此案に由れり王の六人の新貴族を作るを得へしと雖も其他の現に貴族たるもの、家斷絶するに非ざるの作らしめず而して蘇格蘭貴族は二十五人の世襲貴族と以て代表せしむべく其數若し欠くる時の跡に残りたる貴族を以て補はしむべしと云ふの主意なり此原案の遂に廢棄せられたり而してサンダーランド侯の此議案を提出したる所以の彼の西班牙繼統の大亂の終りに結ひたるユートレクトの條約を國會をして賛成せしめんを爲め女王アン及び其大臣ら千七百十一年に於て十二人の新貴族を作り多數を得んよとを計りたるを以て之を妨げんとしたるを爲めなり

英國の君主の貴族の爵位を與ふるよとの權限に次て陳述するを要するは其貴族を國會に召集することに關する權限是れなり蓋この講義の目的は貴族のよとを

論するにあらざりて貴族院のよと論ざるにあらざりて君主が貴族を國會に召集する權限の其爵位を授與するの權限よりも一層重要なるべしと考へらるゝなり今之を説明するに當りて第一に述べべきは君主が蘇格蘭及び愛蘭の貴族を召集するに付て如何なる制限あるかと云ふ問題あるべし君主が蘇愛兩國の貴族の爵位と與ふること付ての制限は前に之を述べたり而して此他蘇愛兩國の貴族を召集するよと付て又制限あることを知りざるべからざるに彼の蘇格蘭との連合條例は其貴族に大貌列顛の有する同一の特權を與へ愛蘭との連合條例は大貌列顛及び愛蘭合併王國の貴族が有すべき特權と同一の特權を愛蘭貴族に與へたりと雖ども然れども各の場合に於て貴族院に座席を有するの權利を取除きたり即ち兩國の貴族の代理の資格にあらざれば貴族院に召集せられざるといふなり然り而して英國の貴族院に此取除きを維持するとに熱心し遂に君主が蘇格蘭の貴族に與ふるに大貌列顛の貴族の爵位を以てするも之れが爲に其貴族の召集せらるゝを得せと決議するに至りより即ち千七百十一年に於て蘇格蘭の貴族ハミルトン公爵が併せて英國なるブランドン公爵に任せられざる時に當

り貴族院は右の如き決議を爲し又千七百十九年にドーハルの公爵併せてソロウエー伯爵も任せられたる時も亦同一の決議を爲したり右の如く貴族院の君主の召集權の上に不思議なる制限を置き蘇格蘭若くは愛蘭の貴族が併せて合併王國の貴族に任せらるゝは妨げあしと雖ども合併王國の貴族に付帶する貴族院に着席及び投票するの權利は無効のものとなせるなり然るに千七百八十二年に於てブランドン公爵の召集のよとに關して再び要求起りたると當時裁判官はブランドン公爵が併せてハミルトン公爵たるか爲に召集狀を受くる能はざるかと問はれたるに皆然らずと答へ蘇格蘭の貴族たること其大貌列顛の貴族として有する所の特權を減殺すべき理由なしと答へたるを以て其時より以後君主は蘇格蘭及び愛蘭の貴族に代理貴族としての外召集狀を與ふる能はざるも之に合併王國の貴族たるべき爵位を與ふる以上の之を召集するも妨げなしと定まりたり

次に講究すべきは教務貴族の召集に關することは是れなり現時英國は國會に坐席を有する所の教務貴族の數は二十六人にして其内二十四人は僧正二人は大僧正

なり而して今後君主が英國に於ける僧正の數を増加することあるとするも夫れが爲に國會に召集すべき教務貴族の數を増す能はざること此事はマンチエスター・シントアルハンス及びトルローの三個處に新に僧正を置る法令及び千八百七十八年の法令を以て定むる處なり此諸法令に由るときは教務貴族の數は斯く新たに僧正の増加したるが爲に増加することなかるべく尤も英國及びウェールズの僧正中に欠員を生じる時の最も年長なる而して未だ國會に召集せられざる僧正を擧げて其場所を充たすと得べし然れどもカンタブリー・ヨーク・ロンドン・ダーハム及びウインチェストル等の僧正に欠員を生じたる時は此限りにあらずと次に述ふるを要するの君主が其祖先の召集狀を受取りたることあるは係はらざり其子孫に召集狀を興へざるを得べきか又君主が世襲なざる貴族を作り其爵位を有するの間のみに召集狀を興ふるを得べきかと云ふ問題之此事に付ては古來種々入組まざる法律上の議論ありと雖ども今其歸着したる處のみを云へば君主は如何なる期限に由り如何なる爵位をも興ふべしと雖ども然れども國會の貴族の世襲の貴族らざるべからざり尤も僧正と教務貴族とは此限にあらざり而して

世襲貴族一度召集を受くる時には其權利の子孫に傳はるものなり但し愛蘭代理貴族は此限にあらざり

次は外國人の貴族院に召集せられざるは是なり彼の王位繼承令は英人の胤にあらざるもの縦ひ歸化すると雖ども王國外に生れたる時は國會の兩院に於て議員たるを得せし定め又千八百七十年の歸化條例の惣て外國人に關する財産所有の制限を廢したりと雖ども其第二章に於て國會若くは地方議會に關する撰擧及被撰擧の權利を有する能はざりと定めたり故に君主の召集權は英國の臣民の外貴族院に出席すべき召集狀を受くる能はざりと云ふ規則に由りて制限せらるゝものと云ふべし次に身代限も亦制限の一と云ふべし千八百八十三年の身代限條例の只身代限を爲せる貴族着席及び投票を爲す能はざりと規定したりと雖ども千八百七十一年の條例の未だ廢止せられざる個條中に貴族院に於て着席し若くは投票するを得ざる貴族に對し召集狀を發すべからざりとあるが故に君主は身代限處分中なる貴族に向て召集を發する能はざるや明なりと云ふべし以上述べたる召集權の制限の外に貴族院に着席し投票する能はざる制限あり蓋

君主は此の如き貴族に召集状を送るも妨げなしと雖も貴族院の決議常令及び法律等を以て之をして着席せしめず投票せしめざることあり其第一に掲ぐへきは未丁年者は是れあり未丁年者の貴族院は着席する能はざるは千六百八十五年の常令を以て定めたるものにして満二十一歳以下の貴族は此院に着席すると許されずとあり第二に掲ぐへきは重罪是なり英國の古法に由るときは叛逆を企て若くは重罪を犯したる者は其血液汚穢したると爲し其子孫貴族院議員たる能はざりしう近年に至りて血液汚穢のまとは廢せられたり然れとも貴族にして若く重罪を犯す時は満期の後若くは赦免せられたる後にあらずんば貴族院に着席し及び投票する能はず次に院の宣告も亦貴族をして着席及び投票を爲すを得せしめず夫れ貴族院は庶民院と同じく其決議に由り永久其議員を院外に放逐する能はずと雖とも庶民院の彈劾若くは貴族院議員盡く出席して審判を爲し宣告を爲すに於ては之か爲に宣告せられたる貴族永く着席し投票すると得ざることあり例へば大藏大臣ミッドル、セックス侯が賄賂及び其他の嫌疑に由り庶民院に彈劾せられたるに當り貴族院は審判の末ミッドル、セックス侯は官職に就くを得ず王は對

して科料を拂はさると得ず爾後貴族院に着席すると得すと判決したり然れとも是等の場合に於て君主若くは其赦免の特權を行ひ其權利を回復するに於ては又着席し投票するを得ること論じ俟たず最後に掲ぐへきは誓約のことなり庶民院議員か着席を爲すの前誓約を爲すを要することは前に述べたる處なるか貴族は其後殆んど百年の間誓約の義務を負はざりき然れとも今日に於ては貴族も亦庶民と同じく誓約するよあらずんば着席を爲すを得ず
君主か爵位を授與することに付ての制限貴族と國會に召集するよとに付ての制限及び着席と投票とに關する制限の之を説明したるか故に次に貴族か如何にして着席し投票するの權利を得るかと云ふよとを研究するを要す今之を説明するに當りて第一は合併王國の貴族は如何にして此權利を得るうと述べざるべからず抑も合併王國の貴族はレタース、ペーテントと稱する授爵状を王より受けて始めて貴族に任せらるものあるが此レタース、ペーテントに必ず召集状の附帶するものなり貴族始めて貴族院に入るや其授爵状を大法官に呈し大法官の之を朗讀せしめ之と召集状とを貴族院の日誌に登録せしむるなり而して其後新たに

國會の開かる、毎に貴族は召集狀を受くるものとす若し未丁年の者父の爵位を相續して貴族となり其後丁年に達するに及びては大法官に向つて召集狀送付の請願を爲すを要す然り而して若し其場合明瞭にして疑ふべからざる時は大法官は直に召集狀を送附し新貴族入院の場合の如き儀式と履まざりて直に着席せしむ然れども若し疑ふべき理由ある時の大法官の召集狀送附のあとを謝絶すべきを以て要求者は女皇陛下に對し請願を爲し女皇陛下は貴族として其問題を評議せしむ此の如き場合に貴族院中の特權委員其要求を調査し之を院に報告し其報告の如何に由りて君主は或は召集狀を送付せしめ又は送付せしめざるものとす

蘇格蘭の貴族は代理貴族と出だして貴族院に着席し及び投票せしむるが故に今此代理貴族が着席及び投票の權利を得る方法を述べざるべからざり女王アン六年の法令に由るに新國會の召集せらるゝに當て君主は勅令を以て蘇格蘭の貴族をニッソパラ府に會せしめホールロッドに於て代理貴族の撰擧を爲さしむ此撰擧の方法は稍奇ある處あるが故に其手續の概畧と茲に述べべし蘇格蘭の貴族の

長きテーブルの周りに座しロード、クラーク、レヂスターと稱せらるゝ官吏貴族の姓名簿と読み上ぐれば各貴族の之に對て其出席と証明するを要す之は姓名簿と云ふよりも寧ろ爵位簿と稱すべきものあり故に一貴族にして數爵位を有する時は數度其名と呼はるゝことあるへしロード、クラーク、レヂスターは右の如く姓名簿を讀終りたる後再びこれに付て各貴族の名を順次に讀み上げ各貴族はまれは應して起立し己れが投票せんと欲する名を讀み上げさるへからす而して貴族の數爵位を有し得ると雖とも投票は一人一度を限りとす此手續きの終りに於てロード、クラーク、レヂスターは出席貴族の委託されたる代理投票を集め而して總ての投票と計算したる後最も高点を得たる十六人の姓名を讀み上げ出席貴族の前に於て直に復命書を制し調印を爲さるへからす此復命書の中央政府の大法官廳の書記官に宛て送る者にて書記官はこれを上院の書記官に傳送せさるへからす右述ふるところよ由れば蘇格蘭代理貴族は合併王國の貴族の如く特に召集狀を受くるものにあらずして一般の勅諭に由て撰擧せられ貴族院に出頭して誓約し着席を爲すものなり蘇格蘭代理貴族は國會の解散まで其着席及び投票の權利

を有するものにて惣撰擧と共に改撰せらるゝものなり以上述べらる撰擧の規則より由る時の投票と爲すの権利と有せざるものと雖も或は投票するが如きよとなしと云ひ難し何となれば姓名簿中の爵位を代表するとして撰擧會に出席する者は別段其権利を証明するの手續を爲さなければなり是を以て今上ヅキントリヤの御宇に至り法令を出さずして此撰擧法と稍周密あらしむるまこと爲せり此法令に由る時は第一に千八百年以後曾て投票に與れることなき爵位は姓名簿の中より除き去ると要す而して貴族院が特に指揮するにあらずんば此の如き爵位と代表したる者の投票を受取るに要せず第二に若し投票權に付て争を生ずる時は出席したる二人以上の貴族の主張に由りロード、クラーク、レシスターは貴族院書記官に宛て、其事を報告し貴族院は特權委員として之が調査と爲さしむべし第三若し或人或爵位と有し従つて投票の權を有すること明瞭なるに於ては其爵位の權利に由り投票と爲すに當て自ら之を爲さざるべからざり此三ヶ條の修正に由りて蘇格蘭貴族投票の權利少しく確實あるに至りたりと雖も而かも彼の二人以上の出席貴族故障を唱へざる時の投票權なきもの投票と爲すも如何ともする能わざ

るべし蘇格蘭代理貴族にして若し合併王國の貴族の爵位と與へらるゝ時は直に其代理貴族たる地位と去らざるべからせ而して其欠を補ふが爲に特に撰擧會を開くと要す

愛蘭の聯合條例は愛蘭貴族の數將來に於て百人以下に減せべからせ而して其數に達するまでの王室の斷絶したる三家に對し一家の貴族と作るを得べしと定められたり愛蘭貴族の中二十八人は上院に於て愛蘭貴族全体を代表するものとして撰擧せられ而して其撰擧されざる代理貴族の生涯國會の貴族たる權利と有するものなり愛蘭の貴族の惣て其代理貴族を撰擧するに當り投票を爲すの權利を有し而して若し愛蘭の新貴族王室より爵位を受くるに於ては英國の大法官は國會の書記官として愛蘭事務尙書に其權利ある所以と傳へしむるなり又代理貴族の死せるが爲に補欠撰擧を爲すの必要あるに於ては愛蘭貴族中の二人よりして其死去の証明を英國の大法官に爲し英國の大法官は其証明と受取ると同時に愛蘭の大法官に對し召集狀と發して撰擧會を開かむ愛蘭代理貴族の撰擧に付て責任を有するものは愛蘭事務尙書是れなり愛蘭事務尙書は大法官の命と受けて

愛蘭貴族に投票紙を送り五十二日を經過したる後其投票紙の寫しを貴族院に送らざるべからせ而して此手續に依り當撰したる代理貴族の直に大法官より召集狀と受領し其後の國會毎に又之と受領するの權あるものとす

次に僧貴族の貴族院に坐席と有する手續と述べし若し僧正寺院若くは大僧正寺院無住となる時其寺院の長老より其旨を大法官法廷に通知せざるべからせ此通知と受くると同時に政府は其寺院の僧侶に後住の撰擧と爲すべしと命じ若く十二日以内に撰擧を爲さざる時は王室よ之と命ざるものとす後住撰擧の事終りたる後其當撰したるものは其寺院の僧侶に向て承諾の旨を報し且王室に向て服従の誓約と爲すと要す此儀式を終りたる後當撰したるころの人は始めてロード、ビショップとなるを得るあり然れどもロード、ビショップの撰擧は王室の裁可と受くるを要す即ち僧正撰擧の事終ると同時に王室は僧正の場合に於て其州の大僧正に大僧正の場合に於ては其州の僧正四人若くは大僧正一人僧正二人に對して大璽と鈴せる勅書と發すると要す此勅書と受取りたる後其州のバイカー、セテラルと稱するもの惣て撰擧に關することと調査し毫も不都合なきを見認めて

扱僧正就職の式と行ひしむるなり此式を畢りて後僧正は始めて其宗教上の職務に當ると得べし然れども雷に之のみにて未だ其寺院に關する俗事に關係するを得せ是と以て僧正は女王に對するホメーソの式を行ひ忠勤の誓約を爲さるべからせ此の如くにして僧正の地位始めて全死に至り寺院の俗務に關係すると得併せて召集狀を受領し國會に出席するを得るなり

僧正の國會に出席するに就て其出席する僧侶たる資格を以て出席するか或は又其貴族として所領と有するの資格に付て出席するかと云ふ説に付き古來大に議論ありたりと雖も要するに僧侶たる資格によつて出席するものにして其寺院に附屬する所の所領の爲に出席するにあらざるや必せり今其所以と茲に詳言せざと雖も其召集狀の字句俗貴族の受領する召集狀と異なる所あるに依りて明瞭なりと云とざるべからせ

貴族院が刑事の審判を爲すの場合に在て僧貴族の判決を爲すの前に退席するを例とす之の僧貴族の請願に依りて爲す所のことにして其權利と稱すべきものにあらせ僧貴族若し其僧正寺院の住職たる職と辭するに於ては貴族院の坐席も

同時に失はざるべからず然れども其位階及び特權の住職を辞するの後に雖も有するものと其前にも述ぶるが如く英國の國會に出席すべき僧貴族の数は二十六人に限る而して其中の五人即ちカンタブリー。ヨークの大僧正倫敦。ダラム。ウヰンチエストルの僧正は常に國に於て坐席と有し其他の年長の順序に依り召集状と設くるものとす

最後に法務貴族の着席及び投票の權利に付き一言せざるべからず抑も英國の貴族院の英愛蘇に於ける女王の法廷に對して最後の控訴法院たる地位にあるものなり而して貴族院が其法務に干係するに當りては三人の法務貴族必き出席すると要するとと千八百七十六年の控訴條例に依りて定められたる所なり法務貴族は三種に分る其第一の法官にして第二は曾て司法部にありて高等の職を奉とる世襲貴族なり而して第三は通常法務貴族なり此三種の中に於て特に説明と要するの通常法務貴族のことなり通常法務貴族あるものと通常貴族院に出席し着席及び投票を爲すものと大に異なりたる性質と有するものと云ひざるを得と茲に述べたる控訴條例の二人の通常法務貴族を任命すべき權を王室に與へよ

り而して通常之に任せらるゝものは二年間高等司法官の地位にありたるものなり又の十五年間英愛蘇三國の中何れの國に於てか代言人たりしものなるを要す其給料は一年六千磅にして國會の請求に依りて是は職と免せらるゝととなり且通常法務貴族の其一代限り男爵を授與せられ貴族院に出席すべき召集状と受領し他の貴族と同じく着席し及び投票するの權と有するものにして曾て法務にのみ干係すべきものにあらす

貴族院の事に關する説明を終るに臨みて困難を避くるか爲し各種の貴族の貴族院に出席する權利に差等あると再び綜括して此處に述ぶるへし貴族院の議員中着席し及び投票するの權利子孫に傳はるゝ合併王國の貴族に限るあり其他愛蘭の代理貴族は其一代の間此權を有するに止まり蘇格蘭代理貴族は總撰擧の時再撰せられずんば此權利を失ひ僧貴族の僧正寺院の住職を辭すると共に此權利を失ひ而して法務貴族は其法務を辭すると共に併せて着席及び投票の權利と失ふものと知るへし今又終りに臨み一言し置くべきことは英國貴族の等級是れなり第一等をデュークと云ふ此爵位はエドワード三世か其子黒太子をコンオール

侯に任トさるゝ以て始めとす第二等とマークイスと云ふリチャルド二世の時より起る第三はアール是れなりアールは迦孫時代より存する處のものなりヂスカウントと云ふ之はヘンリー六世の時始めて起る第五をバロンと云ふ其起原に付ての種々の説ありて其何れか是なるを知らせ

第九章 立法の手續を叙す

國會召集の手續及び國會と組織する各分子の事既に説明し終れり即ち以上述べたる處に依りて英國の國會の如何にして成立つものか如何なる原素より組織せらるゝものあるかと云ふことと説明せしを以て次に國會の如何にして立法と爲すものなるかと云ふ問題を究めざるべからせ夫れ英國々會の職務は一にして足らざると雖も其最も重要なるものは立法の事業なるべし國會が行政部と監督し國務大臣と撰拔する職務の如きは重要ならざるにあらざると雖も國會の權力最も著しく表はるゝの立法の上に於てなるべし國會が行政部と監督するは嚴重ならざるにあらざるも要するに間接なると免れせ其立法に於けるの働の之に反して直接あるものなり
今英國々會に於ける立法の手續を述ぶるに當りて之を三綱目に區別すると便利なりとす即ち左の如し

- 第一 國會の通常事務 公案
- 第二 會計案

第三 私案

是れより各に就て詳細に論述すへい

第一 國會の通常事務

甲 國會の日常事務 英國々會の日常事務と説明せんとするに、先づ其執務の順序を説明し置かざるべからざる然かせざる時は混雜と來たすの恐れあるべし而して先づ專ら庶民院の執務順序と述べんに之を其常令に徴するを以て最も簡便とす庶民院條例の第九十八條に曰く本院は毎日左の順序に依り事務を執るへし第一、私務第二、公共の請願第三、動議の豫告第四、書類提出の動議第五、欠席許可の動議第六、質議第七、當日の令

右條例中の第一に私務と稱するは私案の立法に關することなれば此事の説明は一層重要なる公案立法の説明と終りたる後に爲すべし條例の第二に云ふ所公共の請願なるもの國會に於て對議中なる政界上の問題若くは其他公共に關する事件に付て又は國會に於て對議中ならざるも其注意を促さんと欲する事件に付て或る地方若くは或る一体の人々より國會に對して請願する處のものを云ふ此公

共の請願の須らく彼の私の請願と區別するを要す私の請願は私案立法の端緒となるべきものにして私案立法は私の請願と得て始めて着手せらるゝ處のものなり第三に云ふ處動議の豫告なるものに付てはサー、アースキン、メイの説明する處以下の如し各議員の問題を提出するの權利を有す之と動議を爲すと云ふ然れども議員に對し動議を爲し其説と聞かぬんとするに、豫め其豫告と院に對して爲すを要し之と令簿若くは豫告紙に記入すると要すと動議豫告の順序は大概以下の如くなり議員若し動議を爲さんと欲する時には先づ其姓名を豫告紙に記さるへからず書記官の集りたる豫告紙の數と計算し之と箱の中に投し其箱を振りて豫告紙と交合せ合したる後箱を開きて一々に豫告紙と出たさるへからず而して豫告紙の箱より出づる順序に従ひ議長は其紙中に記したる議員の名と呼び議員の之に應じて直に豫告を爲し箱より出てたる番號に従て動議を爲すべき時日と定むる之第四の書類提出の動議とは議院に計算書若くは其他の書類を提出せしむるの動議之若し此動議に對して反對説出てざる時、常令を以て定めたる執務の順序に由り之か提出と許す者とす第五に欠席許可の動議とは議員が欠

席を爲さんとするに當り其許可を得るが爲に動議を乞ふことを云ふ議員の常に議院に出席すべき義務あるものなり故に若し欠席を爲さんと欲する時には議院の許可を乞はざるべからず而して議院は之を許すべしとあり又許さざるべしとあり蓋十六世紀若くは十七世紀の交に在ての議員其撰擧區の歡心を失ふべしと恐るゝの念薄かりしか爲め随つて欠席を爲す者少らざりしか今日に於ては此弊害大に減少したり何とあれば撰擧區は其職務を怠るの議員を撰擧せざればなり然れども今日に於ても議員若し甚しく其職務を怠る時の差官をして之を禁錮せしむるべし或は之れあり第六又質問と云ふの國會の事務に關し又は政府の政務に關し内閣の大臣或は議院の事務に關係ある議員に對し質問すると云ふ若し議員質問を爲さんと欲する時に議論的に質問を爲すべからざる單に其要する處の答辨を得る所の目的を以て質問すべし而して此質問に對する答辨も議員の知らんと欲するの点を答ふるを以て足れりとす然れども内閣大臣は説明を爲すべし當り往々質問外に涉るとあるに非ざる又公共の利益の爲に答辨を拒むると得るなり第七に當日の令動議の豫告と云ふと説明せんに當日の令との議院が或日に

於て討議すべしと定めたる問題若くは豫て豫告を爲し或日に於て動議すべしと定めある問題を云ふなり而して一週間の中月曜水曜木曜金曜等の日は議院が殊に種々の事件を一括して討議すべきが爲に定めある所の日なり而して是等の日に於て内閣の豫て政府の提出したる議案にして議院の討議すると許したる問題先づ當日の令の第一の動議として問題と爲すを得べし但し水曜日は其限りにおらず金曜日に於ては供給委員會及び方法委員會の問題と當日の令と爲す故に動議の豫告は之を火曜日に於て爲すと以て至當とするなり

乙 庶民院に於ける公案

總て議案を國會に提出せんとするに先づ動議の豫告より始めざるべからざる議案は貴族院及び庶民院の何れより議するも妨げなしと雖も重要なる議案は先づ庶民院に於て之を議し而して貴族院に移すと以て通例と爲すが故に茲に庶民院を先きとして叙述すべく貴族院に於ける議案通過の手續庶民院と異なる所は後に注意するとすべし已に前に述べたるが如く議員若し議案を提出せんと欲するに之が豫告を爲さざるべからざる而して豫告をなすに當ては簡單に其要

旨を説明するを以て足れりとす豫告終るに及びて庶民院は動議及び賛成者及び同意者に原案を調製し之を提出すべしと命せざるべからざる是に於て議案は直に院に提出せらるる之を提出する議員は院の欄欄に現れ議長議長の其名を呼び卓前に持ち來たすべしと命するを俟て其れを書記官に渡すを要す書記官は之を受取りて其題名を朗讀す次に第一讀會を開くべきかと云ふ問題と之を印刷せしむべきかと云ふ二の問題起り而して第一讀會の式終る時には更に第二讀會を開くべき日を院令を以て定むるなり以上の如くにして議案の所謂當日の令と稱すべき者となり而して第二讀會を開くべきの日に至れば議案の第二讀會を開くべしと云ふ動議起る蓋し議案大体に付ての議論は多く此時より於て起る者にして其運命は此時に於て定めらるるものなり此場合に際し議案の反對者の今日より六ヶ月以後に第二讀會を開くべしと動議し開期内より之を議する能はざらしむるが如き動議を爲すと得べく又は直接に第二讀會を開くべからざるを反對するともあるべく或は修正の動議を提出し原案の性質を全く一變せしむるが如きことと勉むることもあるべし

若し議案にして第二讀會を通過するに於て之を全院委員會に委託するを以て定例とす全院委員會を開く前には此院を全院の委員會と爲すべしと云ふ決議を経ざるべからざる議長は此時に於て余の此坐を去るべきかと云ふ疑問を起し若し可決するに時に議長其坐を去り全院委員會の會長代て主宰するなり全院委員會に於ては議案を逐條に審議せざるべからざる而して全院委員會其日の審議を終る時には庶民院議長再び其席に就くなり此時に際し全院委員會長の議案の審議に關する進歩頗る宜しき旨を述べ再び會長席に就くの機會と與へられんことと請求す是に於て委員會の或日に再び開會せらるべしと云ふ命令を議院より發せらるる議案委員會の手に在る間は如何ある修正を爲すも妨げなく各條を修正し若くは削除するも固より委員會の權限内なりと雖ども現存する個條に付て審議を終るまでは新條の動議を委員會に於て爲すを得ず若し議案委員會に於て檢査済とある時の會長は議院に報告し議院は之を檢閱すべしと命す此檢閱の時に際し議院は尙ほ修正の動議を爲すことと得新條を附加する動議を爲すを得而して若し其れ等の動議にして錯雜したるものなるに於ては再び議案を委員會に

於て審査せしめ其終局を俟て再び議院に於て檢閲と爲すと要す議案の檢閲終りたる後第三讀會を開くべしと云ふ動議起る第三讀會開け議案通過する時は書記官をして議案を貴族院に持參せしめ其同意を望むべしと云ふ動議を爲し而して庶民院と議案との干係は是に於て終結するものとす

次に貴族院に於ける議案通過の手續と述ざるべからざるが其前に於て以上述べたる手續の當て筈ならざる二つの場合と注意せざるべからざる第一は宗教貿易及び財政に關する議案なり庶民院の常令に由るに宗教に關する議案及び宗教に關する法律の變更又は貿易に關する議案及び貿易に關する法律の變更等の先づ全院委員會に於て調査しざる後にあらざれば議院に提出すると得ず而して皇室に關する財務の議案も先づ全院委員會に於て調査せると要す即ち是等の事に關する議案の惣て全院委員會の調査を経其議決を根本として議院に於て議するものとす財務に關するものは其説明を暫く後に譲り今例として宗教に關する議案の議決法を茲に擧げんに千八百六十九年に於て愛蘭の國教を廢止する議案と議決する場合の如き先づ全院委員會に於てグラッドストーン氏動議を起し委員會々

長は愛蘭の國教を廢止すべき議案を提出すべき許可を院に乞ふべしと論ト其動議全院委員會に於て可決されたるが故に始めて國教廢止の問題院の問題となり同夜直に院に於て第一讀會を開くことなれり前も述べたる手續の當て筈ならざる第二の場合の裁判所及び司法の事に關する議案、貿易、航海、製造等に關する議案の調査と委員會に於て調査せしむるに當り全院委員會を以てせき千八百八十二年に於て始めて設けざる所の二つの常置委員會に於て調査せしむると是なり此方は庶民院か十五人の撰舉委員會として議案を調査せしむる方法と全院委員會として調査せしむる方法とを折衷したるものなり此調査委員會は六十人以上八十人以下を以て組織せられ其調査及び報告は全院委員會の場合と異なるものとす蓋し此方法を設けたる所以の特權の性質の議案と議決するに當り全院委員會に於て無益なる長談議を爲し徒に時間と消費するものとを避けんが爲めあり此新方法果して當と得たると否といふ今日に於て未だ明言し能はざる所なり

丙 貴族院に於ける公案

庶民院が公案を議決する手續及び議決したる議案を貴族院に送付するまでの手

續は前に之と述べたり故に此處に於ては貴族院が其議案と如何に處置するかと述べざるべからざり庶民院より送付されたる議案は大概直に貴族院に提出せられ第一讀會を開くを常とす第一讀會を開きたる後は議案の貴族院の卓上に止まる者あり而して貴族院開會中なるに關はらば其後十二日と經て第二讀會の開かるべき報知なき時は其議案の其開期間消滅したる者とす然れども貴族院此議案と消滅せしめ其討議に取掛る時は其手續の別段庶民院に於ける手續と異あるとありし貴族院は殊更に修正を加へて其議案と通過せしむるとあるべし然る場合に第三讀會の後庶民院に其議案を返付するとなく唯使を以て貴族は殊更に修正を加へて議案に同意しむりと申送ると常とす然れども若し貴族より議案を修正する時は第三讀會の後議案と庶民院に返し貴族の修正を加へて議案に同意と表すべし而して貴族の庶民が其修正の條に同意を表すると望むと申送らざるべからざり

庶民は貴族の加へたる修正に同意せざるも將に同意せざるも固より其隨意なりと雖も同意するとせざるとに係はらば其理由と述べて貴族院に議案を返付する者

とす貴族院及び庶民院到底議案に付て同意する能は何れも他の修正を不満足なりとするの場合に於ては尚ほ双方意見の異なる所を調停し之と彼と一致せしむるの方法二あり其一は彼の聯合相談會コンフェレンスと稱する所の者にして他は不同意なる院に於て委員を設け其不同意ある理由を枚舉せしめ修正したる議案に之を付して他の院に送る所の方法なり抑もコンフェレンス即ち聯合相談會は各院の指名したる議員が相會して其不同意ある点を熟議する所の集會と此相談の爲め相會する處の議員をマテリジャーと云ふマテリジャーの職務の不同意なる院を代表し他の院のマテリジャーに會し其不同意なる理由を開陳して他の同意を求むるに在り而して此聯合相談會と雖も自由聯合相談會と稱する者にあらざらん甲院の委員の乙院の委員に向て不同意ある理由を記載したる書面を朗讀し之と渡すに止まらば別段問答等と爲すと得ざれども自由ある聯合相談會に於ては相互に熟議して一致と計ることに盡力するも妨げなし此聯合相談會の禮式は甚だ厳重なるものにして例へば貴族は坐すると得るも庶民は佇立するのみ庶民は帽を脱せざるべからざるも貴族の辯論と爲す時の外の脱帽するを要せざり只出入の時

のみ脱帽する等のことあり然り而して實際より云ふ時には此コンフェレンスなるものは近代に於て多く用ひられき千八百三十六年以來兩院が自由相談會を開きたるまゝと曾てなく千八百五十一年に於て以來兩院相一致せざる場合に於ては互に使て以て其主意を述べべく兩院の中に於て特に聯合相談會を開くまゝとを要求するにあらずんば之と開くまゝと爲さざるべしと議決したり

第二、會計案

甲 総則

政費の供給及び租税の賦課に關する立法の特に注意するを要する處の点少なからざるが故に今茲に其大要を説明すべし第一に政費の供給及び租税の賦課に關する處の立法は庶民院の全く管理する處なり惣て供給に關する處の議案は先づ庶民院より始めざるべからざり而して此議案は貴族の同意を要せりと雖も貴族は之を修正を加ふる能はざり第二に政費の供給及び租税の賦課に關する立法は政府よりの要求に由りて始めて着手せらるゝものなり第三に是等の立法は惣て全院委員會を開いて着手するを要す

政費供給の事に關する庶民院の特權を調査せんと欲せバリーチャルド二世の御宇以前に遡ると要せざるあり博士スタップスの説に従へバ惣て供給の貴族の忠告と同意とに由り庶民の爲すべし處のものなりと確定しるゝ此時を以て始めると而してヘンリー四世の時此事は關する多少の紛紜ありたりと雖も却て其れが爲に此權利を確定せらるゝに至りたり千四百七年に於てヘンリー四世は先づ貴族として其年度の豫算を議せしめ而して後庶民に告ぐるに其討議の結果を以てせり是に於て庶民の其特權を毀損せられたると王に訴へたる故に王は直に其訴を聴納し自今以後惣て供給に關する報告は上下兩院一致しる後庶民院の議長を以て爲すべきと定められたり然れどもチャールス一世の時に至るまで政費供給のと庶民院の特に爲すべきものなることと法文を以て見認められたるなり然るに千六百廿五年に於て政費を供給する所のものは國會に召集せられたる陛下の庶民なりと明文に掲ぐるとなれり右の如く庶民は政費を供給するもの只に已れ等のみなることを主張したりしが十七世紀に至りて更に一步を進め貴族院の修正等の手段を以て此事に干渉すべき權利なりと議決したり即ち千六百七

十一年に於て庶民の庶民が王に與ふる所の惣ての供給を何人たりとも修正する能はざと議決し又千六百七十八年に於て陛下に奉ぜる所の惣ての供給及び補助の庶民の純粹ある贈り物なま是等の補助供給を承諾する所の原案は先づ庶民院に於て決せざるべからざと議決し且是等供給の目的條件及び制限等を定むるの庶民の疑ふべからざる權利にして貴族院の之を修正し變更すべからざと議決したり此の如く貴族は會計案を修正する權を失へりと雖も廢棄するの權は之と有せり而して此廢棄の權は其稀に行ふ處なりと以て千八百六十年に至るまで此事に付て曾て問題の起りたるよし然るに此年又於て庶民は其供給と承諾するに當り租稅賦課法の改正を爲し財産稅、印紙稅と増加し紙類の稅を廢止することを議決しより而して貴族の租稅の増加案も同意と表したりと雖も紙類の稅と廢止するに付て同意するを欲せざ遂に議案と廢棄しざるを以て茲に一問題を生ぜるに至りたり當時庶民は課稅のことに關する庶民院の特權を証明する處の議決を爲し且庶民の貴族が會計案を廢棄する權あると見認むると雖も而も庶民は其廢棄の權を無効ならしむるが如く會計案を作るの權を有せりと議決せり當時

の議決の凡そ三ヶ條にして第一に補助供給を承諾するの權は庶民にのみ存在する旨と述へ第二條に縱ひ貴族は課稅に關する議案を廢棄するの權を有し且會計案全体と否決するを得ると雖も而も貴族は從來其權を行ひたること稀なれば庶民の貴族が其權を行ふが爲に其供給を承諾し政費を準備するの權利と傷ふこと少なからざと思考し貴族が其權を行ふよしと好まざる旨と云へり第三に於ては將來に於て貴族が不必要なる場合に此權を行ふことを妨くるる爲め且課稅及び供給のことに關して庶民の正當ある權利と守るか爲に庶民の租稅賦課の權供給を承諾する權と一層確守して其事項其方法其時機等を定むる權利と失はざらんことと勉むへしと云へり

會計案の議決に關し庶民院が殊に權力と有するとは右に述べらるが如くあるが庶民院が政府の要求を受くるに於ては凡そ會計案と議せざと云ふの一事も亦最も緊要の事と云ふべし凡そ政費に關する請願若くは政府の收入と承諾するの動議等は其コンソリデーター、ドワン、ドより拂ひ出すべきものと時々國會の議決に由り供給すべきものを問はざ政府の要求を受くるに於ては凡そ國會と其議事と

開くとなし故に庶民院は政府に供給すべき金額と定め之と徴収する方法を定むると雖も政府の要求を俟て定むるものにして自ら進んで之と定むるとなし政府の責任大臣の庶民院に於て供給の事を發議し且之を使用する方法までも發議するあり是に由て之と觀れば政費供給の事に關する政府貴族及び庶民の關係の彼のサーアースキン、メイの言葉に由て簡單に説明すると得らるべしメイ曰く政府の政費を要求す庶民の之許諾す而して貴族は此許諾に同意を爲す然れども庶民は政府が要求を爲すにあらざれば政費を議決することを爲さず且其議決したる若くは議決せんとする供給の額に必要なが爲めと政府収入の不足を補ふが爲にあらざれば租税を課し若くは之と増加すると爲さず政府の租税の性質及び其分配の事に關して干係することなし然れども惣て國會に於ける課税の根原は政府が其憲法上の責任者として政費を補ふが爲に必要なりとし庶民院に於て要求せしめたる處に依る云々と

會計案の事に關して述べざるへうらさる最後の特質は千七百七十七年三月二十九日に於て庶民院の常令に依り定めたる處是なり曰く庶民院の全院の委員會に於て

するにあらざんぬ惣て會計に關する請願動議若くは原案を審議せざるへく政府に屬する處の貨幣の處置に關するよとを議せざるべしと而して此事を説明せんとするには庶民院が如何なる方法に由て政費を供給するかを述べると要するなり

乙 供給委員會

政府の収入は如何なる道より得らるゝものなるか政府各部の費用を制限する處の方法は如何あるものあるか等々茲に論ずべき限りにあらざり是等の事の行政部のことと講ずるの場合に宜く述べべきの事たり此處に於ては庶民院が如何なる方法に由り政費を政府に供給するか如何にして供給の得らるべき道と定むるか如何に其爲したる所の供給を適用せしむるか等の問題是なり夫れ庶民院が勸語に對して爲すべきの奏議と議決したるの後直よ二個の議決を爲すなり其一の或日に於て供給委員會を開くべしと云ふにして其二の或日に於て方法委員會を開くべしと云ふとあり供給委員會を開くべし先達ち政府各省の費用に關する各科目の豫算は各省の責任大臣に由り庶民院に提出せらるゝなり而して豫て定めたる

る日に於て庶民院は供給委員會を開くものと尤も都合に依り後日まで其開會と延會するとあり千八百二十二年までは供給委員會を開くに先達ち議長其席を去るべしと云ふ動議の起るに當て如何なる議員にても其動議に對する修正案を提出すると得たり蓋此修正案は庶民院が政府の供給を許諾する前に當て弊害を矯正する権利ありと云ふ古來の原則を守りよりして起りたるものなれば必也しも原動議と干係あるを要せざ故に豫て供給委員會を開くべしと定めあるの夜議長今席と去るべしと云ふ動議起りたるも當り或る議員はドテゲルの海岸に築港と爲すべし紅海中の一島に燈明臺と建築すべしと云ふが如き動議を原案の修正動議として提出するも妨げなきなり然るに千八百八十二年に於て議事法の改正あり水曜日及木曜日の當日の令にして供給委員會を開くよとならしめは議長別に其坐席と去ることに關して議員の意見と問ふことなく直に坐席を去るべしと定められ之か爲め修正の動議と起すの機會は是れなきこととなれり庶民院委員會とあるに於ては提出せられたる豫算と調査せざるへからせ責任大臣は其豫算に對して全体の説明を爲し然る後各課目を別々に審議して投票を爲すなり委

員會一回終る毎に委員會の其事務の進歩を院に對して報告し再び委員會を開くの許可を乞ひざるへらふ故に委員會終るに於ては議長再び其席に着き委員會を長の第一に委員が如何ある決議と爲したるかを報告し院は其報告は或る豫定したる日に於て爲すべしと命す第二に再び開くべき許可を乞ひ院は或る豫定したる日に再び供給委員會を開くべしと決議す委員會より報告と受くべき時至るに於ては供給の各課目の院に向て報告せられ而して院は此各課目と特に定めたる目的に使用する爲め陛下に供給すべしと決議す開期の終りに於て惣て此等の決議の適用條例の中に含寄せしむ適用條例の事後に説明すべし

丙 方法委員會

供給委員會の政府に許諾すべき金額と及び何の目的の爲に之と許諾するうと定むる所のものとして方法委員會は如何にして其金額と募集するかの方法と定むるものなり此委員會の爲す所と理解せんと欲せば政府の収入に關する或る事實と豫め記憶するを要す抑も國民より徵集する政府収入の多分は毎年庶民が許諾するものにあらせして毎年改正するを要せざる法律と以て定めあるものなり故

に租税の多分は國民が特ニ其議を更ふるにあらざんば年々据置く者にして而して其租税より生きる所の者のコンソリデーテッドファンドと稱する財本中に拂ひ入れるゝなり故に國會の許諾する物ての供給は二源の一より來るものなり即ち毎年引續く所の租税の収入より來るものにあらずんば新ニ賦課したる租税の収入より來るものなり而して方法委員會なるものは此徵集の方法に關して決議を爲し之を院に報告すると司る委員會は次の會計年度の豫算を主税尙書(大藏大臣)より受領す主税尙書の其會計年度の費用とコンソリデーテッドファンドに拂ひ入れらるゝ引續きたる租税の収入とを比較し其不足を補ふに新税徵収の方案を以てして之を委員會に提出するなり供給委員會の職務の之に依て二種あることを悟るを得へし即ち其第一とコンソリデーテッドファンドより政費を支出することを承諾することにして其二の主税尙書の提出したる新税案を調査し費用と収入と相適はしむるか爲めの方案を議定することは是なり方法委員會の毎會の終に其決議を院に報告し且方法委員會に於けるか如く委員會の決議は翌日院に於て調査し其採否を決定するなり而して委員會の事務決了せざる日に更に豫

定の日に開會すべき手續を院に於て採用する時の之を更に議案の体裁に調製せしむるなり而してコンソリデーテッドファンドより支出を許すことと付ての委員會の決議を院に於て採用するときには其決議を調製して適用條例案と爲すを要す

丁 適用條例案

適用條例案の事を述ふるに當りては大藏省、主税省及び會計検査院を始めとして政費と支拂ふに當り國會の意思を貫徹せしむるか爲の機關を説明せざるへかたせと雖も是れは行政部の事を説くに當りて述ふるを以て順序と爲すか故に茲に論するはと爲さるへし唯此處に於ては政費と稱するもの即ち政府の収入を爲す處の金額は皆國會の許諾を得るにあらずんば支拂ふこと能はず而して政府が毎年収入する處の金額の三分の二は其年議會を通過する適用條例によつて夫々格段の目的に適用せらるゝ者なりと云ふを以て足れりとす既に前にも述べたるか如く或る租税の毎年賦課すると否とを定むると雖も或る他の租税の毎年其手續を爲すを要せざり夫と同一く或る支拂は毎年國會の許諾を要すると雖も或る

他れ支拂の毎年許諾を要するよとなし例への國債の利子と支拂ふことの如き法律に由りて其支拂と大藏省の委員に委任しあるか故も毎年の豫算に現れ供給委員の討議に付せらるゝ必要なし然れとも陸海軍其他各省の費用の如きの適用條例の中に含まるゝ者あるか故に其條例の定むる處も隨てのみ支拂ふことを得へきなり而して庶民院は一ケ年の供給と一條例の中に含ましむるが爲め會期の終りに至るまで適用條例を整へき其終に至て始て整ふる者とす去りながら適用條例の通過する以前或る政費を要するの場合固より少なからざる而して若し其支拂と猶豫する時は不便を生ぜると少なからざるべきが故に彼のコンソリデーテッドファンズより或る金額を支出すと許すなり蓋し此事は庶民院が供給額と其適用とを定めたる時と適用條例の愈々通過する時との間の融通の爲めに外ならずると以て其支出する金額は庶民院の許諾したる額に超過すべからざるは勿論なり適用條例貴族院の同意を得たる時之を庶民院に返し國會閉會の時庶民院議員貴族院に召さるゝに際して庶民院議長之と貴族院に持參し貴族院書記官長の手之と引渡して而して女皇の裁可を乞ふものとす

第三 私案

私案の通過は今日に於て半ば立法の手續にして半ば司法の手續とも稱すべきものなり私案は先づ請願より始めて始まるものとす而して此請願を出さずものはプロモーターと稱し其通過に付て實際利益を受くる處のものなり私案は一個人のよとに關係するあり一地方のよとに關係するあり一組合のよとに關係するあり私案の通過する手續の公案通過の手續と略ぼ同じくして而して其畧は同じきの点の其通過の手續に於て重要な点ならざるにあらざると雖も然れとも私案のよに付て最も注意すべき且重要な点の委員會通過の一段なり私案に關する委員會の何れも撰拔委員會よりして而して此委員會は恰も裁判所の地位に居り代言人は私案のプロモーター又は其反對者の爲に委員會の前に出て、議論を爲すと得へし私案通過のことを詳細に説明することの憲法の大体と講義するに際して爲すべきことにあらざり此處に於ては此半ば立法的にして半ば司法的なる議案の性質を示し其通過の大体の手續と説明すに止むへし

私案の十二月二十一日を以て始めて提出せらるものなり即ち此時に於て私案に關

する請願を庶民院中なる私案局に出たし且つ院の常令に隨て私案の寫及び其他説明となるべき書類を出たさる可らせ而して私案の通過に反對するものよりも亦私案局に書面を以てプロモーターより出たしたる請願及び書類は院の常令に適ひざる旨と論争すると常とす一月の十八日に至りて請願及び反對の理由書は二人の調査官より由りて調査せらるゝあり此調査官の一人は貴族院の命せる所にして他の一人は議長(庶民院)の命せる所あり此調査の時に際し請願を維持するもの出席せざる時の直ちに之を棄却するの順序なりと雖も大概私案通過を欲する者より人と出たして彙に呈したる請願は常令に適當するものなると証明するを常とす而して此時に際し反對の理由書を出したる者の言も亦調査官の等しく聞くを要する處みれとも調査官は此場合に於て反對の理由書を出したる者をして私案其者のとに付て説を述べしむ可らせ唯請願の常令に適ふや否やに付て説を述べしむるなり調査官は且此時に於て証據人を調査するとを得而して調査を終りたる後請願書に裏書を爲し之を私案局に返付する者とす若し調査官の裏書にして請願の常令に適ふものなりと云ふの主意あるに於ては夫れを以て常令

に適ふ者ありと見做すと勿論なれとも若し調査官の裏書反對に出づる時と調査官の先づ其旨を庶民院に報告し貴族院にも亦請願の常令に適はざる旨と保証せざるべからせ然り而して縦ひ調査官が請願を以て常令に適ひざるものと爲すと雖も夫れが爲に私案は棄却されたるものありと爲すへからず調査官が裏書を爲せる後三日以内に於て庶民院議員の一人より請願を直に庶民院に提出するを得るなり然る場合に庶民院の十一人の議員を以て組織したる常令委員会あるものに之を調査せしむ常令委員会は常令に拘はらせ請願を受理すべきや否や調査するなり而して縦ひ委員会に於て反對の説行はれ請願を棄却すべしと決議するも夫れが爲めに必ず棄却せらるゝものと云ふを得ず何となれば庶民院の委員会の報告如何に係らせ之を受理することあればなす

右の手續を経て請願受理せらるゝは於ては私案の第一讀會を開くをのとなす而して第二讀會を開くの前に當り再び之を私案局に廻らし私案の体裁常令に適ふや否やを調査せしめ而して第二讀會を開くものとなす第二讀會に於ては私案の大体に關して討議を爲すと雖も然れとも公案の第二讀會に於けるの如く大体の主意

を是非するは其目的にあらざりて体裁に於て不都合なることなきや否やを討議するが其目的なるが如し第二讀會と終りたる後議案は委員會に委託するものとす若し議案にして鐵道掘削等に關するものならしめは専ら是等のことと關する常置委員會に於て之を調査し若し他のよとに關するものなれば別に撰拔委員會と設けて之を調査せしめ而して其体裁を調へたる後更に四人の議員及び一人の顧問を以て組織する處の委員會と之を托するなり私案に關する注意は只之れのみならず庶民院の方法委員會々長貴族院の委員會々長の私案の委員會の手に委託さるゝ前に一應之を調査せざるべからざりて方法委員會々長は庶民院議長の顧問官の補助を受くるを得べし而して方法委員會々長及び貴族院委員會々長の庶民院若くは之を調査する委員の會長に對し之と關する事情を報告するを得又修正の案を提出するを得修正の案の私案に關係ある諸官省よりも亦提出するを得へし例へば鐵道の私案に關して商務局より修正説を提出するか如し私案通過に付て最も肝要なる一段は此の委員會通過の一段なり此委員會之前の調査委員の如く唯体裁に關する双方の説を聞くに止らざりてプロモーター及び

反對者より各代言人を出たり私案其ものに付て痛快ある議論を爲し且双方より証據人を出して証言を述べしむる等頗る活潑の争と聞くの地位に在るなり併しあがら私案の反對者の其説を述べる前に種々の手續を経ざる可らざ例へば私案の第一讀會の十日前に請願と私案局と出さし且つプロモーターの反對者の出て、説を述べべき謂はれしと云ふ議論を排駁する準備等即是なり委員會の私案のプロモーター及び其反對者の爲に出る處の代言人の説を聞き証據人と調査し而して若し私案の前文委員會の満足するが如く証明せらるゝ時は各々條に付て更に双方の説を聞くと雖も若し前文にして廢棄さるゝ時の私案は其儘廢棄となるなり委員會は私案の調査を終りたる後其結果を院に報告す而して院が之と通過する以下の手續の公案の場合と異なることあり但し裁可の時に付て少しく異なる所あれども夫れは裁可のことと述ぶるに當て説明することとなすべし

物て立法のとは各院が其議事と整頓するが爲めに用ふる所の規則に由ると多きが故に今此章を終るゝ臨みて其規則に付て一言せざる可らざ議事を整頓するが爲め規則三種あり第一の常令にして之は永久の規則あり常令と雖も改正さるゝ

とあきにあらざと雖も國會の代る毎に必きしも改む可きものにあらざ第二は會期令なり是れは其一會期の間有効なる令にして若し次の會期に於ても有効あらしめんとならば其會期の始に於て更に議定せざるべからざ第三は不定令及び其他の決議あり是等の國會の閉會と共に効力と失ふものとす

第十章 國會に於ける王室

余の英國の庶民院及び貴族院を議案の通過する順序を述べり而して此議案として法律となふんとするには女皇の裁可と要すること勿論なり故に是れより歩と進めて國會に於ける王室の職務と説かざるべからず之を説明するも當りての唯に王室が議案を裁可する手續を述ふるに止まらず總て王室と國會との關係と説明せんと欲す即ち左の如し

- 第一 王室が國會を組織し及び之を閉るまると付て
- 第二 國會の開會中王室が其希望若くは説を國會に通知することに付て
- 第三 國會の議決する議案を裁可し法律案を法律たらしむることに付て
- 第一 王室が國會を組織し及び之と閉るまると付て

英國の國會を組織する處のものに王室なり上下二院は女皇の召集に由りて集會し女皇の許可に由りて開會し女皇の欲する間存立するものなり余は前章に於て國會を召集し開會し閉會し及び解散するとの手續と説明したり故に此處に於ては王室の國會を召集するまるとに付て如何ある義務を有するかと云ふとを説明す

るを以て足れりとす蓋し此事に關する法律の只に三種あるのみ而して此三種の法律の規定したる處を觀るに國會の召集及び開會に關する法律上の保障の極めて不完全なることに驚うざるを得き國會の召集及び開會に關する第一の法令のエドワード三世の時に由りたり此法令に由るに國會の毎年一度開會さるべく必要ある場合に數度開會すべしとあり然れども其後必要なる場合にいと云ふ文字全体に係るものと解釋せられ必要なる場合には毎年一度又の數度開會されべしと讀まれたるが如し何となれば其後國會の召集せられざりし場合許多ありければあり國會召集のことに關する第二の法令はチャールズ二世の時に由りたり長久議院は曾て法令を定めて曰く若し王にして三年間國會を開かざることあるに於ては貴族の召集狀を發すべし而して貴族若し之を開くまを怠る時は撰擧者は自ら集りて庶民院議員を撰出すべし云々と然るは千六百六十四年に至りて國會の此法令を廢し陛下の正當なる特權を侵したるものと爲せり然れどもチャールズ二世即位するに及びて更に國會の集會を決して三年以上中止されべからせと云ふの法令を發したり第三の法律のウヰリヤム及びメリーの時に由りたり而

して其主意とする處の又國會の解散後三年の内は如何あることあるとも開會せざるへからざるまを規定したるに過ぎず以上述ふる處に依りて見れば國會召集に關する法律中毎年之を召集すべしと明瞭に定めたるものなく三年以上中止することなかるべしと云ふまを定めたるもののみ止まれり且以上の法令の王室若し三年以上國會を開かざる場合に於て別に之を開かざるの方法を設けず彼の長久議院の其方法を設けたりと雖も後に至りて終に廢止せられたり或の說を爲して曰く縱ひ法令の毎年國會を開くことと規定するも政府に政費と供給するの必要の毎年開會として止むを得ざらしむるものありと然れども曩に方法委員會のまを説くに當りて論じたるか如く政府の収入中には永久のもの頗る多く縱ひ毎年の課税を爲さざるも一時の間之差支を生ずる如きとなかるべし蓋し思ふに國會として毎年集會せしむるの原因は供給の不足にあらす寧ろ供給の適用を議決すること、陸軍條例を議決するまを是なり若し國會にして供給の適用を爲さずんば豫て法律を以て定めたる支拂の外政府の如何なる支拂をも爲すまを能はざる例へは國債の利子の拂はるべきも水夫若くは兵士の

給料は拂ふことを得て退職議長の年金は拂ふを得べきも裁判官の給料の拂ふと得ざるが如きことは是なり蓋し政府の収入する處は之を支拂ふに充分なりとするも其支拂の三分の二は國會の適用條例を議決するにあらざれば支出するを得ざるあり然り而して彼の英國の陸軍は毎年國會の議決を待て存立するものなり平和の時に於て常備軍を具ふるは法律に違へり而して國會の毎年之を置くの必要ありと一其年限り之を置くの議決を爲すなり且つ陸軍の規律を定むるが如きも毎年國會の議決に依りて有効となる者なり是に由て之を觀れば英國の法律に於て別に毎年國會を規定するものなしと雖も適用條例及び陸軍條例の議決を爲すの必要よりして是非とも毎年之を召集するの必要を生ずるものと云はざるべからざ

第二 國會の開會中王室が其希望若くは説を國會に通知することに付て

君主若し其意を國會に傳へんと欲する時閉會若くは閉會の場合に勅語を以て之を爲すか然らざれば使を國會に送りて之を爲すを要するなり何となれば君主の貴族院に於ける討議を玉座に出御して聽き給ふを得ると雖も討議に干係する

とは爲すと得て國會の開會若くは閉會の時に際して君主の述べたる處の勅語は英國と外國との干係内閣より正に提出すべき議案貿易の景況収獲と天氣との干係等を開會の場合に於て述へ閉會の場合に於ての國會の許諾したる供給に附ての謝言其開期中立法上の成功に付ての祝辭等を述ふるなり

貴族院の會議に君主の出席することは中古の時代に於ては屢ありたることなり然るにチャールズ二世の頃に至りて君主國會に出席して其議事を聽くものと稍稀よみれるが爲め或る時チャールズ不意に貴族院に臨みたる時に當り貴族をしてその例外なる一驚を喫せしめたり其後チャールズ二世は屢貴族院に臨御し千六百七十二年より三年に涉りて八十九回の會議ありたる中に四十三回ハ王の前より於て會議したりと云ふ女王アンナの崩御の後王若くは女王カ貴族院に臨みて其討論を聽くこと絶てなくなりたり此時以後國會の開會閉會及び解散の場合及び議案を裁可する場合の外王の貴族院に出席したることなし然り而して英吉利の王カ庶民院に臨席したるものは極めて稀なり庶民院に臨みて其秘密討議の權利を侵したるものハチャールズ一世の外にあらすチャールズ一世カ千六百四十

二年に於て庶民院に臨み政府に抵抗したる議員を捕へんとしたる事實の英國の歴史に詳なり

右に述べる如くあるを以て英國の君主は平生の場合に於て國會に其意を傳へんとするに於ての使を以てせざるべからず使を以て君主の意を國會に傳ふるの第一法は貴族院に於ての法官庶民院に於ては議長に宛て公然君主の意を傳ふるの法にして其第二は此の如き公然の手續に出てす内閣員若くは宮内官より口頭を以て君主の意を己れの附屬する所の院に傳ふるの法なり其第三は内閣員が貴族院若くは庶民院に於て討議の際君主の意を傳ふるの法なり然れども此場合に於ての事實に關することのみを傳ふるを得る院の決議を左右するか如きことを傳ふる能はざるを而して事實に關するを傳ふるに當りても院の許可を乞はざるべからざるなり今例を擧げて院の判断を左右するが如き意を以て君主の意を院に傳ふる能はざるまると示さんに千八百七十六年に於て庶民院の或る議員は討議中に述べて謂へらく政府の提出したる問題は暗に女皇の内意を受けざるものなり云々と此時に當り大宰相サスレリーは女皇の御爲に此説を排斥せざるべからず

と述べて曰く予は此説を排斥せんと欲すと雖も先づ其れに付て院の許可を乞はざるべからず予は女皇の爲に辨明を爲すのことと女皇に命せられたりと雖も然れども院の許可なくして君主の名を討議の中に入るべし之院の規則に違背するが故に院は先づ予に發言を許すか否やを定めざるべからず若し院が發言を望むに於ての予の敢て躊躇することなかるべし云々と此時に於て庶民院の議長は判決して曰く院の知るが如くに院の決議を左右するの目的を以て女皇の名を討議中に用ふるは院の規則に違背すること勿論なりと雖も若し名譽ある紳士の言にして事實に關することならしめば院の決議を左右するの目的に出づるにあらざらば院の許可を以て女皇の名を用ふるの不當なる理由を見出さざる能はざるなり云々と

第三國會の議決したる議案を裁可し法律案を法律たらしむるまことに付て次に述ふべきの立法に關する君主の裁可權なり此裁可權のまことに關する歴史を讀み而して君主が往時に在て強大なる立法權を有したるまことを思ふ時には曾て君主の裁可を経ざる議案の法律となりしことあるを忘るゝの傾きを生ずへし英

國の歴史中には共和政の時代ありと忘るゝことなりとせず其後王政復古したりと雖とも千六百八十八年に貴族及び庶民がセームス二世王位と退きたるに付てこれをウヰリヤム及びメリーに捧ぐへいと議決したることを忘るゝこと或は之れあらん且つ千七百八十八年に當りジョージ三世發狂しざる場合に於て大法官サーローは縦ひ王發狂したるもサーロー自ら王の委任狀を製し之に大璽を鈐してサーロー自ら大王に代りて國會の議決を裁可するの權を與ふへしと論じたることさへありさり是に由て之を觀れば往時王權盛にして君主頻りに立法權を蠶食したる時代あると同時に他の極端の場合又屢之ありたるや明あり然れども余輩の彼のチャールズ二世の第二の國會の議決したるか如く國會の兩院若くは其一院が王なくして立法權を有すると云ふ説の非なりと斷言せざるを得ざるなり

前章に於て説明しざるが如く若し議案にして必要ある順序を経て議決せらるゝ時には次に王の裁可を受けざるべからざれば此裁可は君主自ら與へらるゝことあり或の委員として與へしむることあり若し君主自ら國會に臨む時には己に上下兩

院の議決を経たる議案と盡く之と君主に呈し其裁可若くは拒絶に任せざるべからざれば委員として裁可と與へしむる場合には其委任狀に附帶したる目錄中の議案のみを裁可するあり君主議案を裁可すると共に國會の開會の終結を告ぐるものなりや否やと云ふとに付て曾て疑惑の起りたるまゝとあり千六百七十年に於て國會は特更に議決を爲し君主が此議案を裁可するも其れが爲に會期の終れるにあらざると云ふことを議決したりしが今日に於ては此事明瞭あるに至り議案議決さるゝと同時に君主は直に裁可を與へ給ふことゝなれり

國會の議決したる議案に君主の裁可を與ふ處の書式三様あり第一の公案と裁可するの式にして之の十四世紀時代の諸王が立法に關する請願に對して裁可を與へたる時の書式と同一即ち君主が議案を嘉納する時に *The Roy le veulle* なる語を記し若し之を嘉納せざる時には *The Roy's saviera* なる語を用ふ然れども近代に於て君主が議案を裁可せざりし場合殆んどあることあり此不裁可權はウヰリヤム三世が屢之を用ひたりしか其以後之を用ひたること殆んど稀なり今日に於て王室若し國會に提出せられたる立法案に不同意なる時の其未だ熟せざる時よ於て反

對と試みさるへからず即ち其未だ上下二院を通過せざる時に於て之を處置する
 と要するあり即ち君主は其内閣員が提出せんとする處の議案に同意する能はさ
 る旨之に告げ若し内閣大臣其議案を提出せんよとを主張して止まざる時は女
 皇の其職を免して更に他の政治家をして新内閣を組織せしむるも妨げなし而し
 て君主は此の如き場合に於ては直に國會に賛成を求むるものと云ふへし然れど
 も若し國會か前の内閣員に賛成し新内閣に信用を置かざる時の君主は國會を解
 散して直に國民に訴ふるの外手段を有せざる而して撰擧區は君主の不同意なる議
 會に賛成する議員を再び撰出するか如きことあらは君主又如何ともする能はそ
 此場合に於ては彼のマコーレイが云へる如く君主が輿論に屈するか位と退くか
 然らざれば人民と戦ふの外手段を有せざるなり

私案の裁可の公案の裁可と裁可の言葉と異にす君主私案と裁可する時に *le fait comme il est désiré* と云ふ言葉を以て之を爲すを常とす尤も彼の權利請願と裁
 可するに當り君主は私案に用ふる處の言葉と以て裁可したるとあり然れども權
 利請願は新法律を制定したるにあらざ古代の法律を守らんとす王に請願したる

ものなるが故に通常新法律制定と裁可する場合に用ふる言葉を用ひて私案裁可
 の場合に用ふる處の言葉と以て裁可するを適當と考へらるものなるべし又君主
 が會計案を裁可する時に於ては以下の如き言葉を用ふるものとす *La reine veut
 exercer ses bons sujets, accepte leur benevolence et ainsi le veut*

第十一章 國會の司法權

英國の國會は立法權の外に司法權を有す即ち其司法權を有することはハイ、コート、オブ、パリーヤメントと云ふ名稱あるによりても明なりと云ふべし國會が司法權を有するに至りたるは専ら歴史上の沿革よりなるものなれども其所以を茲に説明するものと爲さるべし英國の大法官ロード、コック會て曰く貴族の其院に於て司法權を有し庶民も其院に於て司法權を有す而して上下兩院相集りて又司法權を有す云々と蓋コックの說少く過大にして如何なる司法權も貴族及び庶民に屬するに云ふよとの實際に於て是を是しと雖も然れども或る種類の司法權を有するよとの事實なり例へば貴族及び庶民の各々其議員を對し司法權を有し且其院を侮辱するものある時は之に對して司法權を有するなり又貴族及び庶民は其院の組織に關して或る種類の司法權を有し又其院の議員たらんとするもの、權利に就て或る種類の司法權を有す貴族は又貴族院議員が叛逆若くは重罪の嫌疑あるに當り之を審判するの權利を有し且合併王國の最高等法院たるを得るものあり而して貴族及び庶民相集り有する處の司法權は彼の彈劾權及び血液汚穢條

例と議決する權等なり

英國々會の司法權を説くに當りて先づ彈劾のことより説明する處あるべし貴族院の法廷に於て庶民が彈劾を爲すのことハエドワード三世の時に生まれり彈劾なるものは庶民が政府の大臣の行爲を制限せんが爲に設けらる處の種々の方法の一たるに過ぎざりて庶民が何の爲に彈劾權を用ひたるかと云ふよと知らんと欲せば千六百二十一年以後に起りたる五十四回の彈劾の中に於て十有九回は彼の有名なる長久議院の最初の三年の間にありりと云ふ事實に徴して覺ると得べきなり近年庶民院が大臣の行爲を制限するの便法と發明し國會多數の賛成を得るにあらずんば事務を執る能はさらしめたる以來彈劾あるもの其價値を失ひ殆んと無用に歸せりと云ふへし故に此百年の間に庶民院の彈劾權を利用したるは彼のオーレン、ヘスチングスを彈劾したるの場合及びロード、メルビルを彈劾したる場合の外又一もあることとみく此八十年間に庶民院が此權を利用したるよとは一度たも之あらず之に由て觀れば彈劾あるもの殆んと過去の事實と云ふと得べしと雖も然れども今茲に其方法に就て説明を爲すは全く無用のこと

にあらざるへし

彈劾の第一の手續は庶民院として彈劾の決心を爲さしむること。是なり。即ち庶民院の議員中より誰某と彈劾すべしと動議せざるへかかす而して若し此動議通過するに於ては動議を起したる議員貴族院の法廷に至り合併王國庶民の名を以て被告と彈劾せざるへかかす。是に於て庶民院の委員は彈劾の簡條を調査し之と綴りて貴族院に呈するなり。此彈劾簡條書の彈劾を受けたるものにも渡さるべからば彈劾を受けたるもの之と受領して答辨と出たすを得るなり。若し彈劾を受けたるもの貴族なる時は貴族院の命に由て之と監禁し若し庶民院議員なる時は差官之を監禁し差官より貴族院の黒笏監鎖に引渡さるへかかす。庶民は是に於てマナーシャヤと稱する彈劾委員と設けケニストミンストル、ホールに於て審判を開くなり。審判の場合に於ては貴族裁判官として着席す而して其主席判事は彈劾を受くる者貴族なる時のロード、ハイスチヌワルドにして庶民なる時はロード、チャンセラリなり。

原被の對審終りたる後彈劾の各簡條に付て有罪若くは無罪の問を各貴族に掛け

各其見込に從て答と爲さる可らず。各貴族答と爲すに當りては先づ其席を離れ右手と其胸に當て帽を脱して余の名譽に於て有罪と信す若くは無罪と信すと答へざるべからば是に於て判決の數と調査し多數より有罪若くは無罪と決し其決議と主席判事より院と被告とに告ぐる者とす。若し有罪の擬判多數を占むる時、此擬判を執行すべしや否やを庶民に於て定めざるへかかす。貴族は庶民の要求するにあらすんは宣告と爲す權利なきものとする。

若し貴族宣告のことに付て決議するときは其旨を庶民院に通知せざるへかかす。而して此時に際し被告は其將に下されんとする所の判決に抵抗し已れの無罪を証明するを得るなり。被告若し此証明と爲さんと欲する時は庶民院の彈劾委員も亦貴族院より出席し被告も亦其處に召喚せられて而して吟味あり其終りに及ひて庶民院議長の判決を要求し貴族は判決を下すものとする。

彈劾の事を陳べたる後に於て彼の血液汚穢條例の事を一言せざるべからばと雖も血液汚穢令に依て人と罰することは今日既に行はれざるまとなるが故に委しく之より叙述することと爲さるべし。血液汚穢令に依て人と罰するは司法

上の手續に依らざ立法上の手續に依りて人を罰するなり即ち是れ通常の議案と議するが如き手續を以て庶民院に於て其有罪無罪と決し若し多數を以て有罪と決せらるゝ時は議案を貴族院に移し茲に於て又通常の議案と議するが如き手續に由り有罪無罪の議決を爲し而して有罪と決するときは初めて罰を科するなり古昔チャールズ一世と長久議院との争ひ盛なりし時に當り彼のストラットフォード侯の庶民院の爲めに彈劾せられざるも其罪を免れたるを以て庶民院は大よ之と遺憾とし遂に血液汚穢令の手段を用ひストラットフォード侯を死罪に處しさり夫れ長久議院のストラットフォード侯を惡みざるの誠に其故ありと雖も血液汚穢令の手段に依り之を罰したるの後世の嘲と免るゝ能はざる所置ありき蓋政治上の罪人と罰する此立法上の手段を血液汚穢令と稱するの此手續は依り刑に處せられたる者の血統の永く穢かるゝものと見認めらるゝが故なり英國國會は如何なることをも爲し能ふ處の議會なるか故に此手段に依り人を刑に處するも固より其權内ありと雖とも今日の輿論は此方法を批難するが故に再ひ行はるゝか如きとなかるへ北米合衆國の憲法は此手段に依りて人と刑に處することと禁止

たり

貴族院か高等法院として最後の審判權を如何にして有するに至りたるやと云ふの問題は憲法史上の一難問にして容易に解釋し難し今試みに大要を云へは彼の古代のキユーリヤレヂス法廷に分れて三種の法廷となり其一は王の利害に關する裁判を爲し其二は収税上の問題に關する裁判を爲し其三は人民と人民との間の裁判を爲すことありたりと雖とも其他尙ほ王に屬する處の司法權ありて此權は法廷の力弱くして公平なる裁判を爲す能はず又は法廷か其裁判を誤りたる時に用ひられたるものなり而して若し罪人の地位極めて貴く通常の法廷に於ては之か裁判を爲す能はざる場合に於ても特に王の司法權を用ひ或る特別なる方法に依りて審判を爲さざるへからざ此等の必要あるか爲に國會に於て裁判を爲さしむるか如きこと起るに至れり國會の裁判權に付ては其後種々の變遷ありたれども一々茲に説明せざ千八百七十六年控訴に關する法令出で、より此問題漸く確定するに至れるが如し今日に於て國會特に貴族院が如何なる司法權を有するかと云ふ問題の法廷の組織を論するに當り更に詳述する處あるべし